

## 平成22年第3回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
9月14日(火)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長あいさつ	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○町政に対する一般質問	8
1番 関 口 雅 敬 君	8
7番 大 澤 夕キ江 君	19
10番 渡 辺 強 君	28
2番 村 田 正 弘 君	35
3番 大 島 瑠美子 君	45
6番 新 井 利 朗 君	48
8番 梅 村 務 君	49
○町長提出議案の報告及び一括上程	61
○議案第27号の説明、質疑、討論、採決	61
・議案第27号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する 条例	
○議案第28号の説明、質疑、討論、採決	63
・議案第28号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第29号の説明、質疑、討論、採決	65
・議案第29号 長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改 正する条例	
○議案第30号の説明、質疑、討論、採決	67
・議案第30号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例	
○議案第31号～議案第35号の説明	68
・議案第31号 平成21年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について	
・議案第32号 平成21年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に ついて	
・議案第33号 平成21年度長瀬町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につい	

て	
・議案第34号 平成21年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
て	
・議案第35号 平成21年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
○延会について	7 1
○次会日程の報告	7 2
○延 会	7 2



9月15日(水)

○開 議	7 5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	7 5
○議事日程の報告	7 5
○議案第31号～議案第35号の説明、質疑、討論、採決	7 5
・議案第31号 平成21年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について	
・議案第32号 平成21年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第33号 平成21年度長瀬町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第34号 平成21年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第35号 平成21年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
○議案第36号の説明、質疑、討論、採決	1 2 7
・議案第36号 平成22年度長瀬町一般会計補正予算(第2号)	
○議案第37号の説明、質疑、討論、採決	1 3 2
・議案第37号 平成22年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	
○議案第38号の説明、質疑、討論、採決	1 3 3
・議案第38号 平成22年度長瀬町老人保健特別会計補正予算(第1号)	
○議案第39号の説明、質疑、討論、採決	1 3 5
・議案第39号 平成22年度長瀬町介護保険特別会計補正予算(第1号)	
○議案第40号の説明、質疑、討論、採決	1 3 6
・議案第40号 平成22年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
○議案第41号の説明、質疑、討論、採決	1 3 7
・議案第41号 工事請負変更契約の締結について	
○会議時間の延長	1 4 0

○議案第42号の説明、採決 .....	143
・議案第42号 長瀬町教育委員会委員の任命について	
○経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件 .....	144
○閉会について .....	144
○町長あいさつ .....	145
○閉    会 .....	145

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第72号

平成22年第3回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年9月9日

長瀬町長 大 澤 芳 夫

1 期 日 平成22年9月14日（火）

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	関	口	雅	敬	君	2番	村	田	正	弘	君	
3番	大	島	瑠	美	子	君	4番	齊	藤		實	君
5番	野	原	武	夫	君	6番	新	井	利	朗	君	
7番	大	澤	夕	キ	江	君	8番	梅	村		務	君
9番	染	野	光	谷	君	10番	渡	辺		強	君	

不応招議員（なし）

## 平成22年第3回長瀬町議会定例会 第1日

平成22年9月14日（火曜日）

### 議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

1番 関 口 雅 敬 君

7番 大 澤 タキ江 君

10番 渡 辺 強 君

2番 村 田 正 弘 君

3番 大 島 瑠美子 君

6番 新 井 利 朗 君

8番 梅 村 務 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第27号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第28号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第29号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第30号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第31号～議案第35号の説明

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	関	口	雅	敬	君	2番	村	田	正	弘	君	
3番	大	島	瑠	美	子	君	4番	齊	藤		實	君
5番	野	原	武	夫	君	6番	新	井	利	朗	君	
7番	大	澤	夕	キ	江	君	8番	梅	村		務	君
9番	染	野	光	谷	君	10番	渡	辺		強	君	

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	教育長	新	井	祐	一	君
参事	平		健	司	君	参事	齊	藤	敏	行	君
総務課長	大	澤	彰	一	君	税務課長	野	原	寿	彦	君
町民課長	福	島		勉	君	健康福祉課長	浅	見	初	子	君
地域整備 観光課長	中	畝	健	一	君	会計 管理者	染	野	真	弘	君
教育次長	大	澤	珠	子	君	代表 監査委員	中	畝	攻	佳	君

事務局職員出席者

事務局長	若	林		実	書記	野	原		徹
------	---	---	--	---	----	---	---	--	---

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長(齊藤 實君) 皆さん、おはようございます。

本日、平成22年第3回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成22年第3回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長(齊藤 實君) これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長(齊藤 實君) 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長(齊藤 實君) ここで諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成22年5月から7月に係る現金出納検査及び平成21年度工事監査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

7月9日に、秩父宮記念市民会館で「平成22年度秩父地区暴力排除推進協議会定期総会」が開催され、出席いたしました。

8月2日に、秩父市役所で「秩父地域議長会第1回役員会」が開催され、副議長関口雅敬君ともども出席いたしました。

8月5日から6日にかけて、福島県石川町及び三春町において「埼玉県町村議会議長会県外研修」が開催され、出席いたしました。

8月10日に、秩父市歴史文化伝承館で「第4回ちちぶ定住自立圏推進委員会」が開催され、出席いたしました。

8月14日に、皆野町役場前のおまつり広場で「第42回秩父音頭まつり」が開催され、出席いたしました。

8月22日に、横瀬町町民会館で「第25回ヨコゼ音楽祭」が開催され、出席いたしました。

8月23日に、秩父宮記念市民会館で「国道140号秩父中央バイパス建設促進期成同盟会」並びに「定峰峠トンネル開削促進期成同盟会」の平成22年度定期総会が開催され、出席いたしました。



以上で諸般の報告を終わります。



### ◎町長あいさつ

○議長（齊藤 實君） 本定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） おはようございます。開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成22年第3回定例町議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中をご健勝にてご参会を賜り、当面する町政の諸問題についてのご審議をいただきますことは、町政進展のため、まことに感謝にたえないところでございます。

定例会開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日14日は、政権与党である民主党の代表選挙が実施されると聞いております。円高、株安により経済情勢が危機的なこの時期に、国民不在の権力闘争による政治空白が生じられていることにつきまして、憤りを感じておりますが、一刻も早く経済情勢安定のため効果的な政策を打ち出してほしいと願ってやまないところでございます。

さて、ことしの夏は、気象庁発表によりますと、1898年の統計開始以来113年間で最も厳しい暑さの夏となりまして、まさに「猛暑」、「酷暑」という言葉のとおりとなりました。熱中症で亡くなる方や体調を崩される方も数多く、特に高齢の方々は、こうした天候により大きな健康被害を受けているのではないかと心配をしているところでございます。異常気象は、地球規模で発生をしております、温暖化対策として、個人個人が、そして町の政策によりまして、少しでも地球環境に貢献することが重要なことではないかと痛感をしているところでございます。

さて、ここで6月定例会以降におけます各課の所管事務から主立った事項についてご報告を申し上げます。

初めに、総務課関係について申し上げます。9月3日に交通安全啓発全国キャラバン隊が当町に来庁し、内閣府特命担当大臣の交通安全メッセージの伝達式が行われました。この交通安全キャラバン隊は、各地の交通安全母の会の手によりまして、全国隅々まで交通安全の輪を広げるべくキャラバン活動を展開しており、埼玉県では9月2日から3日の2日間、県内5市町を巡回し、山梨へ引き継いだものでございます。長瀨町では、交通死亡事故ゼロの日が1,519日（9月30日現在）でございますが、で県内で2番目になっておりまして、今後も交通死亡事故を引き続きゼロとして続けていきたいというふうを考え、この交通安全思想の普及活動をさらに強化をしてまいりたいと考えております。

次に、地域整備観光課関係について申し上げます。四季の丘事業では、宝登山県造林伐採跡地に山桜、楓、モミジ等の広葉樹の植栽を進めておりますが、企業団体による管理作業が実施されました。去る6月26日には、日本旅行業協会が、また7月10日には三菱UFJ信託銀行によります植栽地の下草刈り作業が行われました。また、9月27日には、埼玉りそな銀行と県庁において森づくり締結調印式が長瀨町、りそな銀行、県の3者によりまして行われる予定となっております。

前後いたしますが、7月15日に県道長瀨玉淀線改修期成同盟会の定期総会が、7月16日には県道長瀨玉

淀自然公園線寄居長瀬皆野地区改修促進期成同盟会の定期総会が長瀬町役場において行われました。

8月15日には、恒例の長瀬船玉まつりが行われました。幸い天候にも恵まれ、また大勢の関係者の方々のご協力をいただきまして、盛大に花火大会が挙行されました。おかげさまをもちまして当日は大した事故もなく無事に終了することができました。主催者発表によりますと、7万人もの方々にご来場いただき、長瀬らしい花火を堪能していただくことができ、観覧をいただきました皆様から大きな拍手をいただくことができました。

最後に、教育委員会関係について申し上げます。初めに、学校施設の改修工事についてご報告申し上げます。ご案内のように、長瀬中学校校舎の耐震化及び大規模改修工事を夏季休業期間を利用して実施しているところでございます。8月10日には、議員の皆様にはご視察をいただきありがとうございました。現在2学期を改装した校舎で迎えることができましたが、すべての工事が終了したというわけではございませんので、引き続きよろしくお願いをいたします。

なお、学校施設の耐震化に向けた取り組みにつきましては、次に第一小学校の屋内運動場の耐震化及び改修工事、最後に第二小学校校舎の耐震化及び改修工事を予定しておりまして、実施年度につきましては、国の交付金等の動向を見つつ、予定した平成24年度を最終実施年度とし、前倒しで実施できるものは早期対応し、安全安心な学校施設の整備に努めてまいりたいと考えております。

また、例年盆明けに実施していただきました秩北建設組合・長瀬支部の皆さん約20名によります小中学校校舎の修繕奉仕が本年も8月17日の火曜日に、ことしは小学校2校合わせて約20カ所の修繕を実施していただきました。細かい修繕をまとめて実施していただき、大変ありがたく感謝をしているところでございます。

さて、2学期が始まり、早速秋の行事であります小学校2校の運動会が9月18日土曜日、中学校の文化祭が9月19日日曜日に行われますので、それぞれ児童へのご激励をいただければと思います。

以上、今定例会までの主な事業についての報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、条例改正案4件、平成21年度の決算認定5件、平成22年度補正予算案5件、その他議決案件1件、人事案件1件の合わせて16件でございます。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

また、これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明を申し上げます。いずれも町政進展のため大変重要な案件でございますので、慎重にご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつといたします。ありがとうございました。



### ◎議事日程の報告

○議長（齊藤 實君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



### ◎会議録署名議員の指名

○議長（齊藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

5番 野原 武夫 君

6番 新井 利朗 君

7番 大澤 夕キ江 君

以上の3名をご指名いたします。



### ◎会期の決定

○議長（齊藤 實君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から16日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から16日までの3日間とすることに決定いたしました。



### ◎町政に対する一般質問

○議長（齊藤 實君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧表の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますことを特にお願いを申し上げます。

それでは最初に、1番、関口雅敬君の質問を許します。

1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） それでは、質問をさせていただきます。

1番、防災について、町長にお伺いいたします。長瀨町地域防災計画が、平成20年3月に改訂されました。今後災害時には、この計画に基づき活動されますが、町が事前に処理すべき事務や業務はどの程度進んでいるのか伺います。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 関口議員のご質問にお答え申し上げます。

長瀨町は、地域防災計画に基づき、お年寄りや体が不自由な方などの要支援者の方をだれが支援して、どこの避難場所等に避難をしていただくかを定める避難支援プランの全体計画が平成22年2月に策定が終わったところでございます。今年度民生委員さんのご協力をいただきながら、緊急時支援台帳を健康福祉課で進めているところでございます。また、今年度備蓄品の分散によります補完を行うため、長瀨町消防団第1分団第3部、これは井戸地区だと思っておりますが、この消防団の詰所に非常食220食を配置いたしました。

た。今後も随時備品、備蓄品の整備を行っていきたいと考えているところでございます。町といたしましては、災害時における物資の調達などにつきまして、コーエィ株式会社、秩父農業協同組合、NPO法人コメリ災害対策センター、三国コカコーラボトリング株式会社と、また災害時の相互応援、復旧活動につきましては長瀬郵便局、埼玉県及び県内全市町村埼玉県清掃行政研究協議会、埼玉県電気工事工業組合と協定を結んでおります。

なお、ことしの7月29日木曜日の区長会におきまして、土砂災害等の危険性を認識していただくため、秩父県土整備事務所の職員によります説明会をいたしました。また、あわせて自主防災組織への連絡網の作成を依頼をしたところでございます。今後も事前にできることにつきましては、引き続き整備をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 文書を準備されて発表していただきました。その中で、前回は私この災害について質問をさせてもらいましたが、前回の課長の答弁では、納得がいかない答弁、本当に形だけのテーブルの上で文書をつくった答弁でしかありませんでした。そこで、具体的に町長の災害に対する意識、そしてそれを町民の財産と生命を守る決意をきょうは聞くためにこの質問をさせていただきました。それでは、再質問で、前回の課長のお話ですと、備蓄品の配布は職員、日赤奉仕団、防災組織でやるということでした。それから、備蓄品は、今町長が言ったように、分散備蓄ができていますのだけれども、そのことについてもお伺いをいたします。

最初に、私は避難訓練が必要であるという観点から、職員、日赤奉仕団、防災組織でどうやって配布をやるのか、訓練をしてない状況なのです。先ほど町長も支援プランを今年度つくって今実施中だと言っているけれども、この支援プランについても、例えばすべて民生委員の方がお年寄り、体の不自由な方がいるのを承知していて、ほかにはそういうのが流れていない。個人情報というのがあってもいいけれども、私は井戸に住んでいますので、井戸の防災組織に聞いたところ、全然町からは一切連絡はないと。その備蓄品についても、井戸の消防小屋に備蓄しましたという話も聞いていないので、備蓄されているのですかということで、先日消防小屋に私は消防団立ち会いのもと見させてもらいました。そういうことからいって、町長、避難訓練は本当に必要だと思いませんか。こういう災害時いろんなことをプラン練っているの、本当に避難訓練がしていなくて今言ったようなことができるかどうか。

そして、もう一つは、備蓄品がためてあるのだけれども、例えば井戸の消防小屋に置いてある御飯は、平成11年の11月にもう賞味期限が切れるのです。そういう賞味期限切れ対策で私は町長に……

〔「2011年だよ」と言う人あり〕

○1番（関口雅敬君） 2011年、だから来年、済みません。

前回町長にも私はお話ししましたが、こういう備蓄品の期限切れにならないように、役場の中に保管してある水、今井戸に置いてある御飯、そういうのが期限切れになったら、もう本当に捨てるしかないわけですよ。そういう備蓄品の入れかえを私は町長に提案してきました。例えば、大きな船玉まつりでそういう水を冷たくして皆さんに飲んでもらう、そういうのを提案いたしました。その考えをお伺いをしたいと思います。と同時に、この長瀬町でいろんな会議が招集されるわけですが、その都度冷たいお茶が出されたりしていますよね。そういうのを水を使って入れかえをしていったらいいと。である会議には、その水が出ているのです。出ているのだけれども、その会議の責任者が、例えば参加者に啓蒙活動はして

いない。これは、備蓄品の水をきょう皆さんに飲んでもらうという、そういうことですら言っていない、ただ飲んでそれでおしまい。町長、そういうことで避難訓練が本当に必要ではない。だったら今のままでいいです。備蓄品の入れかえについても、町長の考えを伺いたいと思います。課長に聞けば課長の答弁だと最後の決定権ないということなので、町長ここで答えをお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

避難訓練につきましては、当然これは私は必要だというふうに考えておまして、これは私から言うまでもなく、担当の課でそういうことについての準備はしていただいているというふうに承知をしております。これは、お互いの意思の疎通が図れないというような、小さな町の中での大きなテーマだというふうに考えておまして、この辺につきましてもしっかりと検討して、この準備を進めて、なるべく早くやっていきたい。

それから、備蓄品につきましては、この間も観光キャンペーンのときにも、実はこういうわけで備蓄品から今お出した水につきましては、こういうものを備蓄してありまして、期限が近くなると順次これを皆さんにお使いいただいて、また新しいものにしますという、そういう説明をした上で、そこに出して使っていただきました。そういうようなことは随時行っていかなければいけないし、1の3に、消防の詰所に置いている物につきましても、やっぱり常にその期限等につきましては、町のほうで適正な処置ができるようにやっていくように、これは指示をしたいと思います。いずれにしても、住民が安心安全な状況で生活をする、もし事件が起きたときにはいち早く避難ができるような状況にすることが大切だと思います。

それで、1つの大きなテーマというのは、例えばではその全部の地区にあります集会所等々が、本当に安全なのかどうかという問題につきましても、これから検証していかなければいけない。そのためには、そのもっと大きなテーマとしては、学校だとか公共の建物の耐震化が今進んできておりますので、そういうところに中心に避難をしていただくような形をとりあえずとらなければいけないだろうという話は、内部でしてあるところでございまして、まだ全部完全にできておりませんから、どういうふうに周知をしていただくかにつきましては、これから皆さんにご相談を申し上げて、ご連絡をしたいというふうに考えております。

いずれにしても、各地のここの天候につきましては、集中豪雨が来たり、いろんなことで大きな被害が起きております。幸いこの埼玉県の秩父地域は、ほとんどそういう問題が今まで起きませんでした。だから、これから起きないという保障があるわけではないので、心をちゃんと引き締めて、これからも皆さんの安心安全を守るのは、当然町の仕事の大きなテーマでございまして、これはしっかりご指摘をありがたくお受けしてやっていくように努力をしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。足りないことがありましたら、担当課のほうから答弁をいたさせます。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 町長、今足りないところがあったら担当課の課長と言いましたけれども、私先ほど言ったように、課長に質問しても、課長の答弁だとその場で答弁ただけで実行までいかないのです。テーブルの上で本当にきれいごとを書いて、こういうふうにします、ああいうにしますだけで、実行が全然進まないの、きょうもう町長だけに質問しています。この質問、私の町長との議論を担当課長が聞いて、本当に必要な議論だったらきちんとメモをとってもらってやっていただくというのが、今回私のこのやり

方にしていますから、町長、担当課長は要りません。町長が決断を述べてくれて、町長の決断のもと動いていなかったら町長が後で担当課長にしっかりと指導してやってください。

再々質問に入りますけれども、賞味期限切れ対策や避難訓練必要だということは、本当に今までの答弁から比べれば随分一步前に出たなということです。そこで、8月22日に川口市で猛暑の中で避難訓練を市民挙げてやったと。その中で川口の市長さんが話しているのが、災害時におたおたしないこと、どんな訓練であれ一度は経験しておくことが大事だという話をしている中で、初めて参加した方が、災害時にこういった避難訓練に参加してよかったと。本当に災害時に市長がおたおたしないで行動しろというのが、本当に慌てないでうまくいけばいいので、また機会があったらこういう避難訓練に参加して、体の弱い方や助けが必要なところに手をかしたいという参加者の話がありました。

そこで、町長、今言うように、井戸の消防小屋には分散備蓄で置いてあるのです。さっきも言ったように、前回の大澤課長の答弁でも、御飯は220食置いてあるのです。それは、さっき言ったように賞味期限が来年の11月で切れるという御飯が置いておりました。もっと先まであるのもあったのですよね。だから、保険をかけるように3カ年なら3カ年でぐるぐる、ぐるぐる回るような備蓄品購入をしていけば、無駄にならないのではないかなと思うのです。その中で、ポンプが置いてあるのです。飲料水をつくるポンプが置いてあるのです。これ町長、大災害時にコンセントが使えれば各家庭で電気がまでも何でも使えるのですよね。あそこに大きなポンプが置いてあるのだけれども、それはコンセントにつないで泥水を入れて、そうするときれいになるよという話なのです。これは話だけだから、だれも見っていない。消防団も見っていない。箱へ入ったまま。今言うように、井戸には災害支援隊というOB消防団は町の消火活動に出てしまうから、消防OBの方が中心になって災害時に対応するという、その隊長ですらそのポンプ、これどうやって使うのですかねというような状況になっているのです。だから、せっかくいい物を買っても使っていないから、電気が来ているのならそんなに心配要らないのですよね。井戸でその210日の前祝いというのが今でもやっているのですけれども、今言うように、区長会で見たビデオと同じかもしれませんけれども、土石流のビデオを鑑賞して、その後みんなでいろいろ話をしたのですけれども、ああいう機械が置いてあるのだったら、水が置いてあったほうがいいよねというのが、もう普通の区民からも出てくるような状況であって、町が一生懸命考えてポンプを買って置いてある。あれ意味なきないと思うのです。ある方が言いました。「関口君は、いろいろこういう備蓄品買えだのなんだのって、あれ無駄遣いになんねえかい」って言う人もいるのです。それは、無駄遣いになるかもしれません。どんな災害が来るかわからないのです。だから、多分今までも、私が議員になってから総務課長が何人かかわりましたけれども、ずっと災害避難訓練言っているのだけれども、必要だというのは認めるのだけれどもやったことがない。それは、どんな災害が来るかわからないから、どんな訓練をしたらいいかわからないのだと思うのです。だから、例えばそういうOB隊だとかそういう消防経験者の方だけでもいいから集まって、どんなことが起きるかわからないから、想定した避難訓練をしてもらえればいいのだと思うのです。町長、今言ったように、備蓄品は入れかえをしていくというのわかりました。支援プランについても今健康福祉課ですか、この前町民課長に振ったら、これは健康福祉課だという答弁だったのだけれども、今つくっている最中だという話だったので、今町長が言うように、今年度かかってつくるのだと言ったけれども、本当に民生委員の方だけがそういうお年寄りの箇所を知っていて、どこにどう手をかすのだというのが知られていない。私社協にも問い合わせました、この質問をするので。社協も災害時のそういう訓練はないと。できていないと。ないと困りますよねというのが答弁なのです。みんな必要だと思っているので、ぜひそんなに遠

くに担当課長がいるわけではないので、町長ははっきり言ってやってください。この前私が質問して、この議事録にも載っている通報、役場側から区長には連絡は行って区民には連絡はとれると。その逆の方向は町長も聞いていて、あれおかしくなかったですか。わざとずっと今まで黙っていたのだけれども、町民側から町にSOS出すのは、警察や消防に通報してくれと。そうすれば消防や警察が町長のところへも連絡が行くから、それで動けばいい、あるいは地域の職員に連絡、これではまずいと思うのです。町長ぜひ、役場で1台ぐらい持っていませんか、緊急用の携帯電話。買ったほうがいいですよ。その緊急電話は、いつも24時間だけかが持っていれば、その緊急電話に通報できるのに、その電話はどこに置いてあるか私調べました。電話機の子機を買って移動して、どこの部屋へも持っていけるのだけれども、なくすと困るから縛って電話機のところに入れてある。こんなような状態に今なっているのです、役場が。町長、これ災害時の最後の質問なので、避難訓練はやる、備蓄品は買えるというさっきお話ありました。今の再々質問の最後の質問では、職員にしっかりとやらせるように指示する、お答えください。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今議員からのご質問というよりはご指導というか指摘というか、そういうことに私は聞かせていただきまして、確かにいざというときに用事というか役に立たない準備というのは、ないのと等しいということがありますが、そういうことを今痛感をいたしました。このことにつきましては、議会が終わり次第、その訓練のことも含めて、もう一度原点に戻って考えていかなければいけないというふうに痛感をしたところであります。いろんな方たちのお力をいただかないと、町の職員だけで動くというのは、とても不可能でありますし、民生委員を初め例えば消防、中心になるのは消防にやっていただくということになると思うのです。消防、警察、そういう人たちのお力をいただいて、1度会議を開いて、どういうふうにやったらいいのか。多分この地域は、比較的災害について、山の問題等々ございいますが、地震だとかそういうものについての安定したところではあるようであります。しかし、だからそれでいいのだということではありません。起きたときに、しまったということでは間に合わないということは今痛切に感じたわけでありまして、そういうことから考えますと、早急に準備を始めて、皆さんとともにお力をおかりしながらやっていかなければいけないというふうに思います。

いずれにしても、議会終了後、すぐ会議を開いて、このことについては手をつけてまいります。いずれにしても、そのときに皆さんからの貴重なご意見もいただいて、参考にさせていただきますようお願いを申し上げます。いろいろご指摘をいただきましたが、ありがたくお受けをしたわけでございます。よろしくこれからもご協力をお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） では、さっきの1番のあれは、ぜひ実行するようにお願いいたします。

では、2つ目の質問に入ります。荒川の占用について町長にお伺いいたします。最近、釣り人から「町は荒川をどう考えているのか」という質問をされます。荒川の占用は、長瀬町観光協会が調整していますが、ライン下りやラフティングなどの船の関係と魚釣りの場について、町ではどのような指導をしているのか伺います。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

関口議員もご存じのように、河川利用の権限につきましては、河川自由の原則によりまして、占用者と釣り人、どちらにも権利があるとの上下の権利、権利の上下というのはないということだそうであります。

町は観光協会及び船下り3社、それからラフティング8社に対しまして、河川法に基づきまして占用許可条件の遵守を強く指導するとともに、釣り人も含む河川で遊んでいる人にも気持ちよく遊べるように指導しているところでございます。

また、漁業権につきましては、漁業法を根拠としておりまして、埼玉県では内水面漁業委員会が秩父漁業協同組合を指導管理しておりまして、現在まで来たわけでありまして、したがって、県では漁業に対し当然法律を守るよう指導管理をしているというふうに考えております。

したがって、お互いに法の違いはそれぞれございますが、お互いがそれぞれの与えられた法を守り、相手を尊重すれば気持ちのよい河川使用ができるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 今の町長の答弁、本当にそのとおりなのです。そのとおりいけばこういう質問が出てこない。再質問で町長に伺いますが、以前ライン下り、船関係、ライン下りですね、ライン下り関係と漁業組合でちょっとトラブルという言葉は合うかどうかのだけれども、今言うように、どっちも県許可持っているから、私たちは漁業の許可持っているのだと。船下りについては、占用許可持っているのだからという話になってくるのです。この町はそういう占有権を使って、では船の乗りおり場、あるいは船が通過できないところをユンボが入って船がスムーズに通過できるように占有権を使ってやっていますよね。今の町長の話でいけば、では例えば先に友釣りやる方がさおを出して、ライン下りの人が来てピッピッって笛を吹いて、どけどけという、そういうことから何かトラブルが始まったというのを私聞いて、漁業組合にも行ってきました。秩父鉄道のほうからも話を聞いて、わかって言っているのだから、町がだからこの占有権を観光協会に預けて、観光協会が調整していると。その観光協会に町はどういう指導をしているか。私は、以前のそのトラブルのときに、私の解釈は、聞いて私が勝手に解釈したのだけれども、漁業組合もそれ言っていますよ。「長瀬はメインの観光はライン下りだから、関口君、親鼻橋のおり場から高砂橋の大東の河原までは、いいよ漁業組合はもうそこは釣りをしないように撤退するよ」というお話だったのです。だから、漁業組合も結構ちゃんと話をすればそういう理解があるのだと思って帰ってきた記憶があるのだけれども、今、今度はラフティングですが、ラフティングでいいのだよね、あのアメミヤ興業の下まで、あそこの釣り場何という、名前ちょっと私わからないのだけれども、アメミヤ興業の下までラフティングが占有権を使って今あそこで船上げたりしていつているので、今後も例えば今長瀬を散歩すれば結構なラフティングの業者が保冷車か何かで駐車場に車とめて、そこで本当に出店状態ではないけれども、営業しているのだと思うのです。そういう業者がいっぱいふえてきて、こういう占有権を知って、ではうちはもっと下までね、もっと下までねって言って荒川を全部使ってしまったら、本当に釣り人をどかすように今なっているのです。漁業組合も長瀬町の話に理解を示して、高砂橋までの間は、禁漁区にするという話で、大人の配慮ですよ。それを今度それが静かになったから今度はアメミヤ興業のところまでその占有権を許可したというのは、これはこの釣り人のことをどういうふうに考えているのかなというので、この質問出しているのです。町長、いかがですか。今漁業組合では、ことし鑑札売るときに、皆野橋から上流で釣ってくださいという指導をして鑑札を売っているらしいです。長瀬には、だからそのライン下りの問題があるから、いつその占有権を使われるかわからないから、下流のほうに放しても無駄だろうからというので、今放していないのが現状だそうです。だけれども、その本当に高砂橋から下は釣り人の漁業ができるその船が来ないよと、占有権使って、勝手に来ないよって言うのであれば、放流考え



てもいいと言っているぐらいなので、観光客の中でも釣り人っているわけですよ。だけれども、今この暑い夏、私はずっと荒川が見えるところを散歩しているけれども、釣りやっている子っていないですよ。たまたにキャンプ場、金石のキャンプ場で子供が雑魚釣りを端っこでやっている、そのぐらいつきり見ません、釣り人は。釣り人関係から言わせれば、高砂橋で一線引いてくれないかと。実は下はもう船は来ないというのがわかれば、そこを釣り場にしてもいいのだという話なのです。

と同時に、私はそういうことからいけば、例えばこれは話それてしまうのだけれども、その占用権を使ってユンボが荒川の中に入って、船がスムーズに運航できるように、浅いところは深くできるのであれば、宝来島が二手に分かれるところ、あそこちょっとユンボで掘ってあの水を宝来島の反対側、白鳥荘側にも流せば、子供のいい川遊びができる場になりますよ。だから、そういうことで、占用権を使ってだんだん下まで行っていることについてどうか。それで、占用権を使ってそういうふうに川がほじれるのなら、長瀬町として観光の、今埼玉県川の埼玉とかっていうポスターがありますよね。そういうのに載る気があるのか。

それともう一つ、この占用権を使うときにお金が行っていると。そのお金はどうしているのですかという3つお願いしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えになるかどうかわかりませんが、私も荒川のことについては、非常に神経を使っているというか、時々うちから来るとき必ず荒川を通るということがありまして、行き帰りに川を見ながらいるのですが、今私のほうの白鳥橋あたりから見ると、ほとんど釣り人はいないという状況なのです。そういう中で、ラフティング、カヌー、それからライン下りが非常ににぎやかになったということについては、ある意味ではその釣り人とのいろんな今関口議員からご指摘があったようなことは、これはずっと問題が、魚が多くなればなるほど問題が大きくなる。釣り人が多くなるということが前提ですけども、そういう状況の中で、過去にも推移をしてきたというふうに思います。その昔は、ラフティングが余りなくて船下りだけでしたから、比較的トラブルがなかったのではないかと。その占用権の与え方につきましても、ライン下り、ラフティングと、それから魚のほうのことについてのそれぞれの出方がみんな違うということがありますよね。これは、もう一度私たちもその魚釣りのことから、釣っている人たちからそういう意見があるということであれば、現地を見たり、それからいろんな状況を把握するために事情を聞いたりして、これからまた考えていかなければいけないのだろうなというふうに今感じたわけでありませう。このことにつきましても、平参事のほうから補足説明をしていただくことになるとは思いますけれども、いずれにしても荒川というのは、母なる川と言われていて、長瀬町もこの荒川の大きな恩恵に浴しながら今日まで来たわけでありませう。そういう状況を考えますと、ここでトラブルが起きるということは、ある意味では観光に大きな禍根を残すというふうに考えております。先ほどから申し上げましたように、釣り人が少なくなった。それで、アユの放流がしないという状況があります。今議員からは、また放流してもいいのだよというようなお話がありました。私も朝、長瀬カントリーのほうまで毎朝歩いておりますが、黒い鳥がいっぱいいるのです。多分鵜だと思えます。潜っていても魚をとったような様子が余り見えないのです。ダムのすぐ、水が荒川からダムに流れ込むところ付近に真っ黒になって鵜が毎朝います。でも魚は余りとれないのかな。だんだん数が減っているようでありませう。そういう状況を考えますと、母なる川というのは、魚がいたり、いろんなものがあって初めてそういう名前がつけられるのだというふうに思っております。船下りもその中の1つ、ラフティングもそうだと思います。新しいいろんなスポーツがど

んどんふえてきておりまして、またこれからも違うスポーツが出てくる可能性というのは否定できない。そういう中で、皆さんが仲よくやるためにどういうふうにやったらいいのかというのは、非常に難しい問題。こちらがよければこっちがその被害をこうむるといような、その逆といようなことが当然起きるわけでありまして、この辺はしっかりした管理、それから監督ということが責任、与えられたものの責任として調整をしていかなければいけない。それは、与えられた人たちが個々にそれぞれの自分の与えられたものを主張するだけではだめ。やはりそのときそのときの状況を勘案して、集まって相談をして、お互いに譲れるところは一步譲って、いろいろなものをやるということが大切なのではないかな。人間社会すべてそうだというふうに思いますが、そういうこともこれから今ご指摘をいただきましたので、考えていかなければいけないというふうに思います。

あと、残余について参事のほうから答弁させます。

○議長（齊藤 實君） 参事。

○参事（平 健司君） それでは、関口議員の実務的な質問に対しまして、町長とは若干お答え違いますけれども、お答えをさせていただきます。

何点かご質問があったと思うのですが、漁協が長瀬を撤退するというようなお話、ラフティングの占用がアマミヤ興業さんの下まで行っていると。ラフティングにつきましては、行路の占用は一切とっていませんから、停留所、いわゆるアマミヤ興業さんの下のところに上げたいので、トラックが行ける道も占用しています。だから、そこまでを占用とってくれということで、ラフティングのみ、あれは大東ですか、大東から下にはラフティングのみ8社が行く予定になっております。

それから、お金が観光協会へ支払われていると。それについては、どういう使い方されているのだというようなお話があったと思いますので、若干お答え長くなるかもしれませんが、これから答えさせていただきます。

長瀬の河川につきましては、議員ご承知のとおり、長瀬観光のメインとも言える船下りを筆頭に、ラフティング、カヌーなどに非常に適しています。多くの観光客の皆様が利用されていますと。また、一方では、アユ釣りを初めとする釣り人の楽しむ場としても、長い歴史を有しているということは承知しております。しかしながら、ライン下りやラフティングの水面利用と釣り人の利用の仕方は、ある意味相反するものであり、1つの川をいかに、先ほど町長も申し上げましたけれども、有意義に使用するかは、関係者が謙虚に知恵を出し合わなければならないところであります。

それから、関口議員が先ほど申し上げた、こうした中で、昨年、長瀬町観光協会が法人化され、町が県から受けている河川使用許可にかかわる事務を担当する中で、長瀬町観光協会においては、荒川の水面を利用する関係者である長瀬船下り連絡会、長瀬ラフティング業者協議会、秩父漁業協同組合などと何回も協議を重ねまして、長瀬エリアでなければ成立しないライン下り、ラフティング、カヌーについて、主として長瀬の水面を使用してもらうこととし、釣りについては、できるだけ他のエリアで楽しんでいただくようお願いしているとのことでございます。これに基づきまして、本年度に関しましては、関口議員、放流がなかったということですが、漁業協同組合も長瀬エリアにはアユの放流をせずに、できるだけ他の地域へ釣り人を誘導しているとのことで、ライン下り関係者とラフティング関係者の水面利用のあり方についてのルールづくりなどもありまして、極めて整然と荒川の水面の利用がなされていると聞いております。そのほかに、一部の先ほど議員さんご質問ありました、釣り人の皆さんからは、長瀬でももっと釣りをしたいとの声も出ていますと聞いておりますが、その点につきましては、今後漁業協同組合等と関

係者が協議して、来年の方針を決めていくということでございます。これは、漁業協同組合の理事会が決定するということだそうです。

それから、お金の使い道、これにつきましては、占用料という料金は取っておりません。基本的な考え方は、埼玉県の県土整備事務所より許可は町に与えているもので、公共団体への占用許可のため、現在使用許可をしている3業者は、営利を目的としており、無償で貸し付けることはできないとの見解であります。その対策として、河川占用料相当額を観光振興協力金として徴収し、営業利益の還元されることにより、町の観光振興を図ることを目的としていけば可能ですよと。町が直接営利業者に対し占用許可を与えることは、議員ご承知のとおり好ましいものではありません。したがって、法人格を有する団体へ委託するのはよいとのことで、平成21年4月に法人化されました長瀬町観光協会へ占用許可事務の委託をいたしているところでございます。

それでは、観光振興協力金の基本的な考え方でございますが、協力金の使途、おおむね次のとおりでございます。河川占用関連事務手続に関する経費、災害、渇水等による行路、係船施設の改修に要する経費として一部を充てる。観光協会と船下り連絡会と共同により、船下りに従事している関係者の研修費等に充てる。これは、ちょっと時期忘れかもしれませんが、マナー研修会として船頭さん、従業員集めて実施しているところでございます。その他としましては、長瀬観光の振興のための経費として充てることができると。これにつきましては、お互いにすみ分けをさせていただいている関係で、漁業協同組合へアユの稚魚の放流協力金ということでご協力をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 町長の姿勢はよくわかりました。町長、本当に漁業の方の釣り人の意見聞いてやってください。私は、町長に提案しておくのは、高砂橋から下は魚釣りの人に使ってもらう、町長が以前から言っている玉淀ダムを壊すのだという話、それは魚釣りの人もあそこを壊してもらおうと魚が上行ったり下行ったりすごくいいという、同じ意見持っていますから、高砂橋の大東で区切ると、長瀬は。これは、行政のきちんとした指導を観光協会にビジョンを示さなければ、今言うように町長がそう思っている、観光協会に今その鑑札は与えてしまっているのだから、町長はそこで切るのだと。長瀬観光の船関係は大東まで、あとはもう本当に町長の地元の樋口の駅のところに魚の碑まで建っているのですから、だから魚釣りの人の意見聞いてやってください。それだけでいいです。

今参事の話の中で、観光協会のお金、例えば占用権を払ったお金がライン下りの船頭さんの研修に使うたって、自分のところでお金を出して自分のところで使っているのだから、協力金の1つにならないのではないかな。私が言いたいのは、営利目的でやるライン下りが船が通れなくなる浅瀬をユンボでほじってスムーズに運行ができるようにするのだから、あれはおかしくないですか、私ちょっとおかしいのかもしれないけれども、自分で営利目的で流すところに使うためにお金を払ったのを、またそれを私がもらったのでは、払ったうちにならないよね。だから、長瀬は条例つくったほうがいいですよ、きちんとした条例を。そういう船で下るには1人幾ら、それが一番わかりやすいと思います。今言うように、漁業協同組合にアユの放流のためにお金が行っているというの私も聞きました。具体的な金額も漁業組合に行けば教えてくれます、今は。今はすごく透明化になって、そういうごたごた、調整委員会まで埼玉県警が入ってやっているから、すべて見せてくれます。だから、私は知っていて言うので、その長瀬町観光協会が占用権をやっているのを乱用しているのだと私は観光協会に言いたいのです。だから、町はその占用の許可を上田知事

から許可をもらって観光協会に渡すときに、大東までだという条件つきで与えてもらいたい。お金も透明化してもらいたい。観光協会がごちそうさまなんて言ったのではまずいだから。その占用権使ってお金が入りするのは、観光協会で行っていたのではまずいだから。町でもらう鑑札なのだから、町にそのメリットが来なければ。デメリットは絶対出ていくのだから、何かあったときに。全部自分で観光協会がすべて持つなんてことは考えられませんから。メリットがありデメリットもありで考えたら、町がきちんと指導しないとイケない。だから、その指導はどこがいいのだったら、一番最初にライン下りと漁業協同組合でトラブルになった船の運航というのが一番最初出たのだから、きれいに大東までだ。もう昔から大東までで営業行っていたのだから、そこまでは我慢するという向こうも理解示しているのだから、やっってください、ぜひ。その後に魚釣りの人がいいんだ、いいんだ、私なんかは皆野橋から上行って魚釣ればいよって言うのであればいいですよ。それはもう毎年、毎年許可の申請やるのだから、1回取ればもうずっとその許可がおりているのではないのだから、漁業のほうも漁業法という鑑札を持ってやっているし、占用権も川を占用するのであるという占用許可証持ってやりっこしているのだから、ある程度町できちんと指導して観光協会に渡さなければまずいですよ。後で決算審議のときに観光協会の話もまた出したいと思えますけれども、この占用権については、きちんと町で将来のことも考えてきちんとした線を出すと。いかがですか。

これどっちが答えてもいいけれども、ちょっと参事に言いますけれども、参事の答えと町長の答弁がちょっと違いますけれどもってさっき言っていたけれども、それではまずいからね。お願いしますよ。

○議長（齊藤 實君） 参事。

○参事（平 健司君） 関口議員の再質問にお答えをさせていただきます。

町長と意見が違うということではなくて、町長は一般論で細かいところ知りませんから、一般論で申し上げるので、私たちは中で行政つかさどっていますので、若干もっと入っていきますので、違いがあるのではないかというお話申し上げたので、特に町長の考え方と私の考え方が違うということはありませんので、認識を新たにさせていただきたいと思えます。

〔「はい、わかりました」と言う人あり〕

○参事（平 健司君） それから、町が条例をつくって河川の利用状況ですか、利用を考えたらどうかというお話ですけども、先ほど申し上げたとおり、本来でしたら民間会社が占用許可つとれないのですよ。関口議員も最初に申し上げたとおり、長瀬の船下りというのは、長瀬の観光のメインでもありまして、これを何とか生かさなくてはイケないと。そういうことで漁協と船下り、両方でトラブルしているときに関口議員にもお骨折りいただきましたけれども、何とか仲直りしてもらって、お互いに協力して仲よく使いましょうよと、こういうことで解決した経緯がございます。それに基づいて観光協会が漁協といろんなお話をさせていただいて、その中ですみ分けを考えましょうよと。そういうことでこの1年やってみたと。だから、この1年で末端の釣り人まで長瀬は放流しないよだとか、そういう話が行ったかどうかという、私たちにはわかりませんが、そういうすみ分けをして、なるべくお互いに気持ちよい荒川の使い方をしましょうよという話し合いができたということは、町の条例云々よりも大分進歩していると私は考えております。

あと、観光協会の指導、これにつきましては、当然委託した中に委託契約結ぶわけですから、絶対的な条件が含まれておりますので、その遵守を先に、町長が一番最初の答弁で申し上げましたけれども、必ずこういうことは守ってもらうようにという指導はしていますので、そのほかにもちょっとすぐ出ないので、

後日また議員にはあれしますけれども、文書でも何かちょっとしたトラブルがあったり、そういうときには文書として指導、行政指導も観光協会に対しましても、船下りに対してもしておりますので、この辺また後日地域整備観光課にお見えになったときにでもお見せしたいと思います。

以上でございます。

〔あと参事、お金幾らずつ取っているんだかな、言っておいてくれない。

みんなが知らないと困るから〕と言う人あり〕

○参事（平 健司君） 個々ですと色々な問題がありますので、トータルと基本的な考え方を申し上げたいと思います。

積算基準につきましては船籍数、それと係船施設、係船場の延長、船の長さで、協力金の計算につきましては、行路平均幅、大体5メートルでとらせてもらっております。親鼻橋の上流から大東まで、行路総延長が約4.8キロ、占用料につきましては、1アール当たり7,200円、5メートル掛ける4,800ということになりますので、これが約170万円ぐらい。係船施設につきましては、各船会社が面積に応じて応分の負担をしております、トータルで約200万になるということでございます。各社のも出ているのですが、各社ちょっと違いますので、一応トータルで200万ということをお願いしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 申しわけないのだけれども参事、具体的なではここで発表はできないでしょうから、具体的な金額を後で私に教えてください。その今の計算方式はわかりました。具体的に秩父鉄道のライン下り会社が幾らになるかとか、そういうのを教えてください。

最後に、ちょっと今許可いただいたのでお願いするのだけれども、ライン下りの船着き場にしても、あんなに4カ所業者があるから4カ所やらないで、親鼻橋の下なら親鼻橋の下を全社が共有してその乗りおり場をやれば、そんなに自然を破壊しないで、ユンボもあっち入ったりこっちへ入ったり、私も散歩していて、あれユンボの音が河原でするけれどもどうしたのだらうなあなんて言って心配する世話ないので、決めてやる方向にご指導していただきたいと。余り自然を破壊しないようにできればお願いしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 参事。

○参事（平 健司君） 関口議員ご承知のとおり、3社が各自営利を目的としていまして、昔から現在に至るまで仲がよければあんなにとる必要もないし、なかなかトラブルが多くて、1つの停留所とぶつかってしまうのです。それなので各船会社個々にとって、お客さんの事故が一番未然に防ぐということが大事ですから、多くとらせていただいたのですけれども、徐々に、これが今3社で協議会もつくって仲よくやっていますので、徐々に関口議員のおっしゃるように、占用場所も少なく済むような時代が来るかもしれませんけれども、今現在では不可能と考えております。

それから、ユンボで掘ったりする関係なのですけれども、それにつきましては、3社が1つになりまして、船下り協議会というのですか、そこでやっていますので、一遍に3社が別々にやるということはありませんので、必ず代表が行路を直したり、船着き場を直したりしていますので、その辺ご承知おき願いたいと思います。

○1番（関口雅敬君） 観光協会をよく指導するように言ってやってください。

終わります。

---

○議長（齊藤 實君） 次に、7番、大澤タキ江君の質問を許します。

7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） それでは、通告に沿って一般質問をさせていただきます。

まず初めに、文書のチェックについて総務課長にお伺いいたします。パソコンの普及により、事務の効率化が図られ、文書も簡単に早く作成できるようになりました。しかし、町が作成した文書も、時には、月日や曜日の間違い、漢字への変換違い等が生じていることがあります。当然このようなことがないよう十分な注意を払っているとは思いますが、どのように文書をチェックしているのかお伺いいたします。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、大澤議員の町が作成する文書のチェック方法についてのご質問にお答えいたします。

町の事務は、そのほとんどが文書を通して行われ、その処理につきましては、長瀬町文書規程に基づき実施しております。この文書規程の第2条第1項で、文書はすべて正確かつ迅速に取り扱い、常にその処理経過を明らかにし、事務能率の向上に役立つように処理しなければならないとされ、同条第2項で、文書は正確に優しくわかりやすくすることを基本方針として作成しなければならないと規定されております。こうした規定により文書を作成する場合、簡潔でだれにでも理解でき、また正確な文書となるよう十分注意しなければなりません。ご指摘のように、日にちや曜日の間違い、漢字への変換ミスなど、あってはならないものでございますが、担当職員が作成する文書においても、間違い等起こるものとして防止策を講ずることが必要であると考えております。

ご質問のチェック方法でございますが、文書起案段階で読み直し等を行い、ものによっては読み合わせを行い、単純な間違い、変換ミスを事前に防止し、順次決裁に上げます。また、決裁する段階でも単純なミスや内容の間違いを発見、防止するためチェックをしております。また、それ以外にも関係する部署の合い議が必要な場合には、関係課の合い議としてもチェックを受けております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） ただいまの課長答弁ですと、間違いというのは、起こり得ないのではないかなという思いがいたしました。しかし、これまでに町のほうからいただきます文書ですとかお知らせ、そういうものに時々、月日ですとか曜日のミスが生じております。これにつきましては、2番議員がなかなか厳しくて、しっかりもう誤字脱字ですとか、そういうものをチェックして、そのぐらいしっかりやれということで叱咤激励をその都度していらっしゃるのですけれども、そういう光景を私もお見受けしております。その場にも時々出くわしております。そういった中で、2番議員さん少し厳し過ぎるなというような思いでございました、今まで。私は、そういう細かい、人間ですので、細かいことも余り言いたくないなという思いでございました。間違いも起きることも時にはあるのだということで、余りそういうことに対しては、言いたくないなという思いでございましたけれども、実は7月に長瀬児玉線の総会の通知をいただきました。私のところに来ましたのは、7月22日ということで参りました。その後参事さんから、「なんで欠席したんだ」というお話をいただきまして、えっということで早速調べてみましたらば、開催されたのは15日だったということで、私のところには22日ということで来たわけですね。私でよかったねという話を関係者に

したのですけれども、それはそれで私も、終わったことですしこれは仕方がないなという思いでおりました。

しかし、実は執行部の皆さんのお手元にお配りさせていただきましたけれども、農業委員会の中で議事録です。パソコンから引っ張り出して、すぐそれを文書にして皆さんに回したのですけれども、余りにもひどくて、これでは町の職員がこのようなことでは困るなという思いが非常にいたしました。昇格のときには昇格試験というのがございますね。多分文書もつくと思います。先ほども課長の答弁の中で、しっかりした文書をつくるというのは、当然これは職員として一番の資質が問われるわけですから。そういう中で、皆さんお目を通していただいたと思いますけれども、余りにも、何としてもひど過ぎる、これは。これを署名をしていただいて、町内また町外の人に見ていただいたわけです。見ていただいて署名をしていただいた。これを町民が見て、多分長瀬町の職員はこの程度かと私は思ったと思うのです。でも何としてもこれはひどいなという、言うのが行ってしまったり、ともかく急いでつくったということですから、これは仕方がないといえば仕方がないかもしれませんが、漢字がすぐ出てこなかったから、平仮名で書いてもいいと思うのです。余りにもこれはひど過ぎると私は思ったのです。これは、やはり大目に見てもよいという問題ではなくて、いいやいいやでは済まされないことではないかなと私つくづく思っております。

そういった中で、町長さんから、時々8番議員さんが職員の資質ということで質問をされますけれども、その中に非常にばらつきがあるというお話をしております。どうしても指導してもどうにもならないという職員というお話を時々いただいております。それで、どうにもならない職員、これを町民は意外と私たちよりもよく知っているのです。「もうどうしようもない、あの職員は」とかということ言うのですけれども、私はそういう話を聞いているだけで、直接にそういう人たちと対応したことがなかったものですから、これほどだとは思っておりませんでした。余り目立たなかったのは、これは町職員の中でこの人たちをフォローし過ぎていたのではないかと思います。少しカバーをし過ぎたと言うのですか、余り町の恥をさらしたくないという思いの中で、皆さんがそれぞれその人をカバーしてしまって、なるだけ表に出さないようにしていたのではないかと思います。たまたまこの今回見ていただきましたこの書面をつくった方は、おやめになるというお話を聞いておりますけれども、今残っていらっしゃる職員の中にも、この指導をしてもどうにもならない職員、資質のばらつき、これは当然幾人かいらっしゃるのかなと思っております。その中で、この人たちを今後どうするか、それにつきまして、もうどうにもならないのだよ、どうにもならないのだよだけでは済まされません。当然町の税金を給料として払っているわけですから。そういう中で、今後どうするかということにつきまして、ちょっと総務課長さんのほうからご回答をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今非常にきついというか厳しいご指摘をいただきました。実は、私もそういう思いを持っておりまして、去年10名の職員を町長室に呼んで、1人15分から20分ぐらいいろんな話をしながら、将来のことも含めて話し合いをしました。非常に役場に来てこんなに疲れたことはないなと思うような思いでいたわけでございますが、そういう問題を隠していたということがお言葉の中にありましたが、隠していたということ積極的にやったわけではない。ただ、やっぱり職員として外部に出て皆さんにご迷惑をかけるということは、ほかの職員でカバーできればどうにかやっていきたいという思いが、隠していたのではないかとご指摘につながったとすれば、私たちのやったことについても反省すべき点があるだ

ろうというふうに考えています。

いずれにしても、私はことしも一度そういう職員に直接お会いをして、将来構想についてもその本人の考え方、それから将来の身の振り方についても、これは指摘をし、注意を喚起して、それで考えを自分の将来のことについて自分の責任で考えろということも言わざるを得ない、そういう状況であります。私が我慢していればいいということではないということをよくわかりましたので、これからもそういう職員は、常にそういう問題について、たまたま今大澤議員がおっしゃったことは、担当がかわったために皆さんの目に触れやすくなったという、そういうことが今のご指摘になったのだというふうに思っておりまして、そのことについては、ある意味では、こういう人がいるということの1つの問題提起にはしていただけたかな、そんな思いを持っております。

それから、これは全く話違うのですけれども、実は上田知事としばらくお話をする機会がありました。そうしましたら、今の新聞はだめだという話なのです。何を言っているのかと思ったら、誤字脱字、そういうものがいっぱいあって、やっぱりパソコンで変換するのか何かよくわからないけれども、これではマスコミ、新聞記者としての価値がないと、こんなものはやめてしまえというような、かなり何か自分のことについて書かれた文書の中にそういうものがあつたらしいのです。すごい怒って、「おれに怒ったってしょうがないよ」って私言ったのですけれども、そういうことが随所に今、いわゆる活字が機械でできるというような状況になったために各所に起こっているということも事実なのです。その活字の間違いだけではなくて、そういう人たちの資質の問題も含めて、やはり職員としての確かかどうか、そういうのはもとをただせば採用した人たちの大きな責任でありますから、これも私たちも心をしっかり引き締めて、職員を採用するときのこと、それから将来40年近くも役場の職員としている場合に、どういう人がいてほしいかということを考えていかなければいけない。そのためにあえて去年からそういうことを本来やるべきではないなと思いましたが、これはやっぱり住民のために、皆さんからいただいている税金を職員の給与にして生活給にしているわけですから、これを放置するわけにはいかないということで、やらせてもらっています。効果はだんだん出てきているのではないかという思いは持っております、1人おやめになるということができました。これは1つの効果ではあると。しっかり勉強しない者はやめざるを得ないよという。ただ、私いつも申し上げますように、解雇権がないという、そのことが非常に辛い思いを持っております、解雇権があれば私も命がけでそれをやってみたいと思いたしますが、そういうものがないということでありまして、この辺が非常に何と言いますか、アブハチ取らずというか、どっちつかずになってしまうような形になる可能性があります。しかし、それをそのまま放置して私とその将来まで行くということは、これは例えば次に町政を担う人のためにも大きな問題を残すわけですから、これはしっかり整理して次の人に渡そうという思いを持っておりますので、しっかりやっていきたいと思いたします。非常に辛い、気の重い仕事でございますが、皆さんにもそのご理解をいただくように頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 今町長のほうから、知事が非常に怒っていたというお話を伺いまして、私も新聞を読んでみますと、特に2番議員さんを前に置いて申しわけないのですけれども、埼玉新聞あたり非常に多いです。多分非常に気を配ってやっているのだと思いたしますが、やっぱりその中でなれというものあると思うのです。今インターネットが普及しまして、パソコンとインターネットで皆さん非常に頭の中がお疲れなのかなと思いたします。やはり手書きですとある程度の目は通るわけですから、それほどの誤字脱



字は出てこない。しかし、パソコン、インターネットですと、やはりそういうことが出てくるのかなと思います。

現に、先日県のほうのある大会に私出席いたしました折に、映像を通しての講演がございました。そのときに、県のある団体さんのトップがその講演をしたのですけれども、映像を使っての中で、最終的に「ご清聴ありがとうございます」という文章、書面が出たのです。そうしましたら、その「ご清聴」の「聴」が「潮」だったのです。もう本当に埼玉県下からそれなりの人たちが大勢集まっている埼玉会館の中で、ご清聴の「聴」が「潮」で、これが東大を出た方の文章かなと思って皆さん哑然としたと思いますけれども、私も隣の人と、ちょっとこれは困ったねという話をいたしましたけれども、本当に県でもそういうことが起きています。県で起きているのだから町のほうは当然だということではなくて、もう特にこういう小さな町ですので、いろいろ町民と接することも多いわけですから、ぜひそういうところは気をつけていただきたいと思います。

そういった中で、町長から今回の勸奨退職制度は1つの効果であると考えているというお話をいただきました。これにつきまして、何かご当人が、「早くやめるけれども500万以上余分にもらえるので、かえってよかったい」というようなお話を庁内でしているとかというようにお話を伺っております。そういう中で、それ額が幾らだか私はわかりませんが、ご本人がそういうふうに申しているということは、そういうことなのだと思います。それで、これが果たしてよかったのかなという思いがしております。町民の中には、三十何年ですか……

○議長（齊藤 實君） 大澤議員に申し上げますが、質問内容がずれていますので、関連はしていませんけれども、ずれていますから。

○7番（大澤タキ江君） そうですか。その中で、やはりそういうことも考えていかなければ困ると思うのです、私は。その阿久根市の市長さんが今いろいろと執行部ともめていますけれども、あそこまではちょっとひど過ぎるなという思いがしておりますけれども、そういった中で、もうちょっと厳しい方法をやってもいいのではないかなと私は思っております。そのやはり降任制度ですか、降任制度というものもあるわけですから、余り恥ずかしいような文章をつくるような方に対しては、ある程度やはりもうこれが基本ですから、だから、そういった中でもうちょっと厳しく指導してもよいのではないかと思っております。そういった部分に対しまして、参事さん方はどう考えているのでしょうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 参事。

○参事（齊藤敏行君） 先ほど希望降任というような話もございましたけれども、これはあくまでも希望降任でございまして、通常事務をされている職員をこちら側から降任するということは、またそれなりの事情がないとできませんので、希望降任については、毎年そういう通知等も出しておりますけれども、とりあえず今の段階では該当はない段階でございまして。

それから、この質問につきまして、文書のチェックについてというご質問ですので、ちょっとお答えさせていただきますけれども、この文書をつくるに当たりましては、担当職員も文書の作成に当たっては、起案者といたしまして間違いないように努めることは当然でありまして、また管理職職員についても、部下の指揮監督をする立場から、さらに十分注意した決裁を行う必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 参事。

○参事（平 健司君） それでは、参事ということで、私のほうは齊藤参事が答えたとおりでと思いますけれども、今回質問の原因をつくった担当参事といたしましては、今後こういうことがないように目を通していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） それでは、第1の質問に対しましては、どこに出しても恥ずかしくないような立派な文書をつくっていただけるよう、よく職員にも指導していただきたいということで、1番は終わりにしたいと思います。

続きまして、2番の献血について健康福祉課長にお伺いいたします。長瀬町では、年3回、日赤の血液センターが出張して献血を行っています。献血に、大変な協力をしている町民も大勢いますが、町では、これらの協力者を把握しているのか、また、礼状などを差し上げているのかお伺いいたします。

○議長（齊藤 實君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 献血についてのご質問でございますが、献血は病気やけがで輸血を必要とする人のために無償で血液を提供するもので、埼玉県赤十字血液センターでは、より安全な血液をいつでも届けられるよう、輸血用血液を厳密な検査、管理のもと、24時間体制で医療機関に供給しており、県内7カ所の献血ルームと移動採血車により献血のご協力をいただいております。長瀬町にも年間3回移動採血車が巡回し、200ミリリットル、400ミリリットルや成分献血等、大勢の皆様にご協力をいただいているところでございます。

さて、ご質問の献血協力者の把握状況でございますが、町独自の献血協力者の把握は行っておりません。かなり以前には献血手帳が交付されており、回数記入時に協力者の把握は可能でしたが、現在は献血カードとなりデータ化され、血液センターで献血回数などを管理しております。このため、表彰については、日本赤十字社が継続的に献血にご協力いただいている方々へ感謝の意を表するため、献血回数に応じて記念品の授与を行っております。また、礼状等については、町では同日に記念品等を差し上げているのみであり、礼状は差し上げておりません。秩父郡内の他町においても、これらの取り組みについては同様でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 県のほうで県の血液センターのほうでやっているということで、年に1度献血大会というのが県でございまして、表彰式もあるわけですがけれども、その中に私も毎年参加させていただいておりますけれども、なかなか長瀬町の方というのは、表彰対象になっていないのです。どういう規定があるのかなと思うのですけれども、長瀬町の人たちも結構献血してくださっているのに、なぜなのかなという思いがございまして、これにつきましては、また後日、日赤の血液センターのほうで聞いてみたいと思

っておりますけれども、実は毎回献血をしていたという町民から、何十回だか、50回だか100回とかって言っていましたね、やる中で、「町からは何の礼状1つももらっていないんだいな」という話をされました。もうこれは本当に今血液が、ましてや不足しているという状況の中で、啓蒙も当然しなければなりませんし、町としてやはりこういう人たちにもしっかり把握をして、町として独自の礼状ぐらいは差し上げるべきではないかなと私思っています。ちょこちょこ1回、2回という方ではなくて、その方たちは、何かもう50回、100回という話をいただきましたので、そういう節目のときにでも、やはり何らかの誠意は示すべきではないかと思っております。ですので、今後町として独自でやる予定があるかどうか、そのところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 大澤議員さんの献血者に対する感謝の意を込めて礼状等のお話ですけれども、10回、30回、50回と節目のときには日本赤十字社では出しております。昔も、かなり前だと思うのですけれども、町のほうで献血カードでやっていたときには、1回限りだったと思うのですけれども、やっていたように覚えております。その後は、町のほうも廃止しております、郡内の状況なども今回のことでも聞かせていただいたのですけれども、血液が人工的につくるということは、まだ開発できていなくて、献血者の皆さんのご協力で賄われているというのは、重々承知しているのですけれども、やはり表彰のほうは、日本赤十字社でもやっておりますので、郡内の動向もまたさらに検討させていただいて考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 今現在献血にかかわっているのは、町とあとは商工会の青年部の方が広報車を出して下さって、それに赤十字の方が広報活動しております。そういった中で、なかなか町民の皆さんに理解をいただけるというのは難しい、大変なことだと思うのです。限られた時間の中で広報車を走らせているという、そういった中で、やはりそういった献血をして下さる方たちが励みになるようなことを町のほうでもやっぱりやるべきではないかと思っております。当事者からそういう声もいただきましたので、ぜひ今後そういうことに対しましてご検討をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、3のちちぶ定住自立圏形成協定について町長にお伺いいたします。6月定例会以降の定住自立圏に関する会議の回数と、その内容について伺います。また、「秩父まるごとジオパークの推進」については、長瀨町がしっかりとした構想を打ち出しリードすべきと思っておりますが、考えをお伺いいたします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） それでは、お答えをいたします。

6月以降に行われたちちぶ定住自立圏に関する会議の開催状況ということだそうでございますが、私が参加するものといましては、まず構成する1市4町の首長、それから議長、埼玉県地域振興センター所長で組織されるちちぶ定住自立圏推進委員会がございますが、8月10日に第4回目として1回会議が開催されたところでございます。実は、その当日は、ここの庁舎の3階で部落解放同盟の市町村交渉というのが行われ、私が担当町ということでございまして、私だけはその会議に出席をする責務がございまして、そこに出席をされ、1日缶詰になったために、定住自立圏のほうの会議については、出席ができませんでした。しかし、後に秩父市の高橋参事、これは総務省から派遣されている職員でございますが、より会議の内容の報告をいただきました。会議の内容は、3月議会において議決をいただきました協定を行った

項目の共生ビジョンの作成について、今後のスケジュール、秩父市で管理している基金の9月補正の取り崩しについての説明だったというふうに記憶をしております。そのほかにも7月24日には、明日の秩父を語る会というのが秩父で行われまして、人事院総裁の江利川氏、それから椎川総務省地域力創造審議官、これはこの定住自立圏の産みの親と言われておりますが、その方、それから田端観光庁観光地域振興部長によりまして、秩父地域で観光連携の可能性についての話し合いが行われ、私もそのときには参加をいたしました。秩父地域内外から345名の参加があったというふうにお聞きをしております。

また、8月4日に秩父まるとジオパーク推進協議会総会が行われまして、推進協議会の規約変更と事業計画案及び予算案についての協議がありました。これ非常に30分ぐらいで簡単に終わりました、秩父の市長は、何か次に会議があるとかということで、本当に形だけの総会だというふうに考えております。このジオパークの推進のことにつきましては、担当の教育長のほうからお話を申し上げますが、私がこの感じているところを一言で申し上げますと、ほとんど中心市である秩父市がその主導権といいますか、主体的なものについては、やっている文章が教育長からちょっとご報告の中に出てくると思いますので、お聞き取りをいただきたいと思っております。

○議長（齊藤 實君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） それでは、秩父まるとジオパークの推進について、教育委員会のほうからお答えをいたします。

長瀨町は、しっかりした構想を打ち出してリードすべきではというご質問ですけれども、秩父まるとジオパーク計画の取り組みにつきましては、本年2月に立ち上げました秩父まるとジオパーク推進協議会が基盤組織となって、その中に組織されております運営委員会が実際には事業の実施に当たっております。推進協議会は30の団体の代表者から組織され、長瀨町からは町長、教育長、観光協会長、商工会長、そして自然の博物館の館長がメンバーになっています。会長は秩父市長でございます。また、運営委員会のほうのメンバーには、各教育委員会及び観光協会、商工会、あるいはNPO団体から選出された代表26名から構成されておまして、長瀨町下では教育委員会でジオパークのほう担当しております主任学芸員の小澤が参加をしております。観光協会の専務理事、商工会の職員、それに自然の博物館の館長さんがメンバーに入っております。委員長は、秩父市のふるさと創造課の課長さんが委員長になっておまして、事務局は同じようにふるさと創生課の中にございます。

推進事業につきましては、年間事業計画を組み、それに基づいて実施しております。ご質問では、長瀨町がしっかりした構想を打ち出し、リードすべきとのことでございますけれども、長瀨町のジオパークに関する資源につきましては、非常にその中心をなすものということはもちろんでございますけれども、長瀨町としますと、むしろ長瀨は、その資源をいかに生かすか。例えば、観光資源として取り入れていくかというようなところの活用法が必要になるのではないかなというふうに考えております。推進協議会の事業につきましては、先ほども町長からも申し上げましたように、秩父市のふるさと創生課のほうが中心になって取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 今町長から明日の秩父を語る会の話がちょっと出てまいりました。私もこの会には出席させていただきましたが、その後に懇親会がありましたけれども、長瀨町からは私以外はどなたも出なかったのです。ちょっと寂しいなという思いがいたしました。そういった中で、先ほど町長がおっし

やられた方たち、それに西武鉄道の会長さんとか、町田啓介さん、嶋崎洋子さんですとか、本当にご立派な皆さんがたくさん集まって懇親会が行われたわけですが、その中で佐藤喜子光さん、学びやの里九州ツーリズム大学附属の地域力創造研究所長さん、この人を迎えて、秩父郡市でも5月から観光についての勉強会が始まりましたという話をいただきました。7月22日までに3回会議を開きましたというお話をいただきましたけれども、これについては、長瀬町からもどなたか行っていらっしゃるのでしょうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） ご質問にお答えさせていただきます。

詳しくは存じ上げていないのですが、多分地域整備観光課のほうで行っていただいていると思います。観光担当のほうだと思います。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、お答えします。

会議の名称が聞き取れない部分もありましたので、もう一度お話ししたいと思います。

〔「名称はね、ちょっと名称がわかんないんだよね、ただそういう観光についての話」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 名称については、たしか言わなかったと思うのです。ただ、秩父の観光を考えると、その特別交付税を投入して佐藤先生を迎えて秩父郡市の方たちが集まって3回という話でございました。4町が提携をして商品をつくったほうがよいのではないかと、秩父郡市に来るお客さんは日帰りですぐ帰ってしまうけれども、どういうふうにしたらその人たちをとどめることができるかと、そういうテーマを考えて、本音で語り合える場ということで行っているというお話をいただきました。連携ということで、郡市が連携してやはりやっていかなければ観光、秩父の未来はないということで、その話し合いをしているというお話をいただいたのですけれども、これは懇親会の席でたしかそういう話だったのかな。

○議長（齊藤 實君） では、答弁ないですね。それは仮定の話でしょう。

○7番（大澤タキ江君） 仮定ではなくてやっているのです。

○議長（齊藤 實君） やっているのですか。

○7番（大澤タキ江君） やっているのです。

○議長（齊藤 實君） これからの希望の話ではなかったのですか。

○7番（大澤タキ江君） そうではなくてやっているのです。ちょっとやっているのですよ。仮定ではないよ、やっているのです。怒られてしまう。

〔「市民会館でやったやつだろう」と言う人あり〕

○7番（大澤タキ江君） そうです。市民会館ではないです。違います。市民会館ではないです。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、大澤議員の質問にお答えさせていただきます。

観光連携の関係で、佐藤先生の講義を受ける、そういう研修があるかどうかというふうなご質問になるかと思いますが、長瀬町では、多分その会議には、私と担当の職員2名で3回ばかり会議がありま

したけれども、参加させていただいております。会議の内容は、先ほど議員がご説明いただいたとおり、観光連携についてどのような方策がとられるのではないかとということで、話をさせていただいております。佐藤先生からの講義も毎回受けております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 先ほど町長からも教育長からも、秩父市が主導でというお話をいただきました。

しかし、このジオサイトにつきましては、やはり自然の博物館が長瀬町にあるということで、以前にも一般質問の中でさせていただいたことがありますけれども、ことしの2月13日に初回だったのですが、長瀬の岩畳を観察する会がございまして、その後にもバスツアーで秩父郡市内を見ようということで、3月6日にもございました。今なぜその佐藤先生のお話を出したかという、こういうのに意外と長瀬町の人に参加していないのです。自然の博物館があるのだからということで、もう自然の博物館を本当に拠点として本気で皆さんやっていただいているわけですが、そういった中で、なかなか町の職員はもとより、議員もそうですけれども、観光にかかわる人たち、また観光協会の人たち、こういう人たちに特に出ていただきたいなと私はいつも思っています。しかし、そういう方たちが全く出てこない状況の中で、以前にも話しましたが、岩畳の観察のときには、観光協会から1人も出てきませんでした。これに對しまして、町の方から、何をしているのだというお話をされたわけですが、こういうこともやはり長瀬の観光を考える意味では、しっかりと勉強してほしいなと思っています。

また、そのジオパークにつきましては、6月議会でも8番議員からも地質学の宝庫長瀬なのだから、ぜひしっかりやってほしいというお話も出ました。また、こういった勉強会に参加する中で、やはりジオパークにつきましては、その説明できる人を養成するというのがかぎだというお話を常々されております。また、秩父鉄道と長瀬ライン下りにもその船の中で、あるいは列車の中でそのジオの解説をちょっとしてもらって、長瀬の観光に役立ててもらえるといいのではないかとのお話もされています。そういうことは、やはり行って皆さんのお話を聞きながら、やはりそれをそういうジオパークイコール観光につなげていくべきではないかと私は思っていますけれども、こういうことに対して、執行部のほうはどう思っているのか、このジオパークです。先ほど秩父が主導だというお話でしたけれども、長瀬に自然の博物館があるのだから、しっかりと指導者を養成する、育成して、長瀬町が主導権を取るぐらいの気持ちでやるべきだと思います。そこのところをどう考えているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） 具体的な取り組みですけれども、先ほど推進協議会の事業計画を立てているというお話を申し上げましたけれども、その事業計画の中に、今年度推進業務内容というような形で幾つか上がっているわけですが、ジオガイド養成事業が、先ほど議員お話の説明をする、説明できるものを養成するという、そのことになろうかというふうに思いますが、これの現地研修を中心とした研修を行うというようなことが1つ入っております。それから、ジオサイト案内マニュアル作成業務、案内のための作成、マニュアルの作成ということでしょうか。これなどもこの推進事業の中に入っております。そのほかに日本ジオパークへの申請のための作業、こんなものも、それから今啓発活動としますと、ホームページも立ち上げられておまして、その辺の更新等も行われているというふうに伺っております。

以上でございます。

〔議長、もう一回言わせていただいて終わりにしたいと思います〕と言

う人あり]

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 徐々に進んでいるのかなという思いをたいていただきました。しかし、これを教育委員会だけでやる仕事ではないと私は思うのです。やはりこれも地域整備観光課ですか、そちらとの連携、ひいては執行部全体の問題として、町の職員もどこに異動してもいいような体制を整えていただいて、もしかしらば来年度は自分がそのジオパークの担当になるかもしれないわけですから、そういった中で、日曜日もお忙しいでしょうけれども、極力こういったことに参加していただいたら私はいいと思っております。7月4日にも歴史伝承館で早稲田大学の生徒さんが10名ほど来て、このジオパークを1週間ほど秩父に泊まりまして一生懸命勉強して、ぜひ秩父のジオサイト、ジオパークに持っていきたいということで一生懸命頑張ってくれています。外部の人たちが一生懸命頑張ってくれているのに、当事者が余り冷ややかな態度では困ると思いますので、ぜひ執行部の皆様方にも関心を持っていただいて、そういった企画があったときには参加していただくよう喚起を促しまして、質問を終わりにしたいと思います。

---

○議長（齊藤 實君） 次に、10番、渡辺強君の質問を許します。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 私の質問は2つですけれども、まず初めに、空き家対策について質問します。町長よろしく願い申し上げます。

近年、町内の空き家が増加している傾向が見られます。この空き家が放置されると、雑草などが繁茂し、有害鳥獣が住みつくなど、地域住民は、火災や農作物への一層の被害、衛生上の問題などが発生する場合がありますとして大変心配しています。これらの問題を解決するために、地域住民が協力するのはもちろんですが、町にも相談できる窓口を設置してほしいが、その考えを伺います。よろしく申し上げます。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

空き家についての心配とその対策ということでございますが、渡辺議員のご指摘のとおり、国道沿いや地域の中に空き家が目立ってきているというのは、私も感じているところでございます。原因は、少子化、仕事のグローバル化、それから何らかの都合により土地や建物の所有者が町以外に生活の拠点を持たれるというようなケースが少しずつあるのではないかとこのように考えております。その対策の1つといたしましては、現在ちちぶ定住自立圏構想で空き家バンクの設置事業を進めているところでございます。この事業は、ちちぶ定住自立圏域における空き家の有効活用を通じ、圏域住民と都市住民の交流拡大を住民定住促進による地域の活性化を図るため、空き家の売買、賃貸等を希望する所有者から申し込みを受けた情報を圏域内へ定住等を目的として、空き家の利用を希望する者に対し紹介を行うとする制度でございまして、担当者を中心に会議を実施し、要綱等を整備、検討している最中であります。この事業が整いますと、空き家対策の一助になるかというふうに考えております。

相談できる窓口の設置という趣旨のご質問でございますが、空き家バンク事業につきましては、地域整備観光課が窓口となっております。空き家の問題点といたしましては、雑草の繁茂や建物の放火などによる火災発生の危惧、治安の低下、不法投棄などが行われる可能性、地域全体の経済価値を低下させてし

まうというおそれが考えられているからであります。こうした問題を解決するためには、土地建物を所有している方や地域住民の方々などのご協力をいただく中で、より効果的な対策を考えていく必要があるのではないかと思います。現在具体的な対策といたしましては、防犯対策として交通指導隊、学校パトロール隊に町内をパトロールしていただいております。また、防火対策では秩父消防署長瀨分署で消火栓や消火水槽の点検の際に、火災のおそれのあるような場所につきましての報告を受けておりました。消防団の定期練習等の際、管轄している地域の巡回を実施していただいているところでございます。空き家バンク事業以外のものに関しましては、防犯、防火等の観点からも、窓口としては、総務課で相談等を受けさせていただき、関係各位、特に土地建物所有者と連携し、安全確保のために必要な措置を講じていくことができますように協力要請等の調整をさせていただいているところでございます。

いずれにしても、その所有者の方たちのお考えがどういふふうになっているかというのを把握することが、私たちとしてみれば、一番先になすべきことだといふふうに考えております。なかなかその自分の昔から住んでいた建物を処分するといふようなことに対する抵抗といふのが、高齢者になればなるほどあるのではないかなという思いがありますが、だからこのことを話を進めないということではなくて、地域の活性化のためにもそういうようなことをやっていかなければいけない。1つの例として、ハーブをやられる方が、坂戸の方なのですけれども、長瀨町を拠点にしてハーブを栽培し、古民家を使ってそのハーブから抽出したオイルを使って商品化をしたいという申し出があり、今大体場所が決まりまして、そこに拠点を移していただくといふようなことで話は進んでおります。そういうことが1つの長瀨町としては、明るい状況にあるわけですが、それがすべてといふことではなくて、そういうことを1つのきっかけとして大きな発信ができれば、これはいいことではないかな。一生懸命やっていきたいといふふうにおおるところでございます。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） では、再質問をしたいと思います。

まず、町長、今長瀨の現状を見ますと、私の住んでいるあたりだけでも空き家が4軒あるのです。特に現状を見ますと、ここに書いたように、まず今空き家がどうなっているかといふと、近所ではこの前ひとり暮らしの母親が亡くなって、子供は2人も東京近辺に住んでいて、地域の人にはどこに住んでいるかも知らせないで行ってしまったと。町は、それは町のほうは掌握しているでしょう、税金の問題もある、固定資産税の問題もある。しかし、地域は全然知らない。そして、知らされていないといふので不安がっています。

あと、もう一つは、ここに書いてあるように、古い空き家が私のところにある、そばにあるのは、ご存じのように母屋も牛小屋もすべてあるのです。それで、問題なのは、この前言ったように、ハクビシンがすみついて、もう既に私も近所なので5匹ぐらいを見まして、ササグマも見ました。また、この間はイノシシが出たということで、こんなこの役場に近いところでこういう状況なのです。やっぱりこの問題でやはり空き家バンクとか何か言っていますが、この問題については、やはり今有害鳥獣の駆除ということで、何ですか、わなをつくったり何かしていますけれども、問題はこういう問題と、あと税金の問題があると思うのです。そういうのは、今長瀨ではどれだけの空き家があるかといふと、私の近辺でも4軒あるのですから、長瀨全体のやっぱり役場はきちんとつかんでもらいたいのですけれども、この問題で町長がいろいろなことも言いましたけれども、この町の問題ばかりでなく、これをきちんと空き家がどういふところであって、どういう状態なのか。そして、町民がどれだけその空き家があるためにいろんな、先ほ



ど言いましたように、農作物の被害があるかとか、要するに日陰で、大木が生い茂って日陰になってしまうということとか、いろいろあるのですよね。そういう状況をやはり町としてはつかんでほしいのですけれども。

それで、またあと税金の問題です。今ご存じのように空き家の問題ばかりではないですけれども、100歳以上の不明者が、既にこれは8月15日現在、100歳以上の不明者が281人で、自治体が住民票を削除しているということで、ではその税金はどうなるのかについて毎年把握してほしいのです。していないと町が財政が厳しいのに税金がちゃんと納められなければ、その空き家問題については、いろいろ深刻になってくると思うのです。働く場がないから若者が東京近辺に住みついてしまえば、結局その税金をきちんと取り立てるといことがなかなか厳しいので、町としては、その問題について固定資産税をどういうふうにして把握してやるか。私は、今後の問題としては、5年後、10年後は、私は今67でもうすぐ68になりますから、10年後は77。この10年後には相当な空き家がふえるのではないかと想定しているのですけれども、町長はその問題について、きれいごとではなくて、どういうふうにしていくかということを中心に町村の段階では、やはりこれは広域の問題もありますけれども、どうしていくかについて、具体的に示してもらいたいと思います。町長は、行政だけに我々はこの問題をやっぱり任せるということではなくて、私は相当の労力を使って草の除去で刈ったりしていますし、あといろんな意味での不審者が入ってきたりしないようにとか、いろいろ考えておりますけれども、町長はこの問題について、今後どういうふうにしていくのか。我々長瀬は、まだ幾らか空き家といってもそんなに少ないと思いますけれども、この間大滝に秩父の市議会選挙の応援に行ったときに、相当大滝のほうでは空き家が目立って、あんな立派な邸宅がもう既に空き家になっているのです。結局は、そういう問題が出てくると思うので、2度目の質問ですが、それらについて、空き家をどれだけ町として把握しているかとか、今後の問題として今すぐに早急に取り組んでもらわなくてはならないということで、よろしくお願いします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

空き家バンク事業につきましては、地域整備観光課が窓口になっておりまして、いろんなことをやっていただいております。例えば、空き家と税金の問題、今ご提案ありましたが、税金のことにつきましては、税務課がそれなりにその地域の固定資産税の問題も含めて対応しているので、今どういうことをやっているかについては、お答えをしてもらいますけれども、いずれにしても、空き家が多くなる、少子化、それから核家族化が進んでくれば、これは当然起こり得ることです。そういうことをいかに早く手をつけるかというのが、私たち地域を預かる人間の責任だろうというふうに考えております。自分のところだけよければいいという発想は捨てていかなければいけない。お互いの連携プレーをとりたいと考えております。長瀬町2,800世帯という小さな町でも、そういう問題が起きているということを考えますと、大きなその自治体におきましては、これはゆゆしい問題になってきている。長瀬なんかよりもはるかにその超えて痛切な問題になっているのではないかとこのように考えています。

いずれにしても、その地域の安心安全を守る。それで空き家もその中に入るといことになれば、空き家の維持管理につきましては、それから都会からもしそういうところを上手に利用して住民を呼び込めるかどうかということについても、今検討中のございまして、このことについても、地域整備のほうから今準備を始めているところのございますので、さわりだけでも報告ができればというふうに考えております。

いずれにしても、その住民が安心安全を守るということの大きなテーマの1つが、そういうご指摘のこ

とだというふうに考えておりますので、私たちも皆さんとともに力を合わせて、この空き家をいかに対応するか、これは非常に言葉は簡単ですけれども、非常に難しいことではないかなと思っっているわけです。例えば、先ほどのお話の中でも、例えばハーブをやって農地を借りて建物という話になっても、建物を向こうの人が、はいそこで結構ですという、こちらが紹介したところをすぐ受け入れてくれるような状況になっていません。都会から来る人は、例えばクズ屋根がいいとか、もっと植木があるほうがいいのか、山に近いほうがいいのか、川に近いほうがいいのか、そういう条件を提示してきますので、その辺に兼ね合いがうまくいかないと、おいでいただきたいという気持ちが空回りをするような状況になってしまうということがあられるわけでごさいます、たまたまその人はここで結構ですということで決まったようでごさいます、そういうふうに必ずしもいくという状況にはなっていないということもご理解の上で、これから私たちはこの仕事を進めていかなければいけないというふうに考えているところでごさいます。

○議長（齊藤 實君） 参事。

○参事（平 健司君） 渡辺議員の質問にお答えをさせていただきます。

渡辺議員が心配するとおり、将来空き家がふえるというご心配のようですけれども、その一助として空き家バンク制度というのを今要綱等整備しているわけですから、この辺ご理解をいただきたいと思っいます。対策を考える場合に、あくまでも空き家でも個人の財産ですから、なかなか町が入っていくというのは、非常に難しいかと思っいますので、その辺地域住民、地権者、町、ご相談をさせていただきますながら進めさせていただきますと思っしております。

また、税金につきましては、ご心配されていますけれども、住んでいる空き家にかかわらず固定資産税はかかりますので、税務課のほうでは徴収を普通どおりさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思っいます。

〔「何軒ぐらいありますか、町内」と言う人あり〕

○参事（平 健司君） 空き家につきましては、地域整備観光課としては、特に把握しているわけではありませぬので、これからその空き家バンクに登録するだとか、そういう中で把握できてくるのではないかと思っしております。

以上でごさいます。

〔「税務課、ちゃんと、どうなっているか、税金問題は」「今言ったじゃん〕

〔「私がお答えしましたけど」「言ったけど」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 結局把握していないということは、私は問題だと思っうのです。今実際に空き家になっているとき一番困るのは、付近の住民なのです。それで、結局はその問題については、結局今雑種地の問題でしょう。今空き家になれば、その地域の土地も雑草だらけなのですよね。木が茂って、そしてその日陰になると。この問題について、やはり今空き家バンクとか言っいしても、具体的には町長、困ったときに町でどこに行くか、税金の問題は税務課でやるだろうけれども、その有害鳥獣問題と、あと木の問題なんかというのは、木や草の問題は、結局この前も私の近所にあっただすけれども、大木が垂れ下がって危なくて、私も言おうとしていたのだけれども、言わないうちに近所の人が役場職員を呼び出して切ってもらったのです。だから、そういう形では、町へどんどん言える人と言えない人がいるわけだ、近所のいろんな関係があってね。だから、その問題について、窓口はきちんと、どこの課に言っえばそれを対処してくれるのかということは、町民に知らしてほっしいのですけれども、その点でぜひ答えていただきたい

と思います。

私は、現実に毎日生活しまして、この問題は、これから空き家はあつという間にふえると思うのです。例えば、今この間やっぱり何年か前ですけれども、年寄りの夫婦が住んでいて、まだ奥さんが、奥さんというか年寄りのおばあちゃんがいたのだけれども、結局は1人で置けないということで、どこに住んだか私もわかりませんが、連れていってしまったのですよね。ですから、そういう問題ではその木や草の問題については、なかなか入り込めない。それについては、地域住民が好意的に草刈ってやろうという気もあるのですけれども、自分の近所ですからね、それにやっぱり町にちゃんと言ってやらないと、勝手にやったってその人が今度は人の土地に入ったということで嫌みも言われたり何かするわけなので、そういう問題が深刻なのですよ、現実に、毎日の生活しておりますと。それについては、どこの役場の課に行けばいいのかということをお答えしてもらいたいです。これは現実ですから。ですから、お答えいただけます。お願いします。

○議長（齊藤 實君） 参事。

○参事（平 健司君） 渡辺議員さんに申し上げますが、町長が最初の答弁で、空き家バンクについては地域整備観光課と。それ以外については、総務課で相談等を受け付けますとはっきり申し上げていますので、窓口は総務課になりますから、もし不安でしたら、近所の方が。議員さんですから、皆さんに周知徹底を図っていただいて、役場の総務課のほうに相談に来れば、解決するかどうかは別として、できますので、よろしくお願ひしたいと思います。

税金につきましても、私のほうで把握している限りでは、先ほどお答えしたので、税務課長が特にご指名しなくても同じ回答になりますので、ぜひこちらの回答も聞いていただきたいと思います。

それから、草刈り、渡辺議員さんが近所やっていたのは、私たちが承知しているのですけれども、先ほど申し上げたとおり、個人の財産ですから、町が行って勝手にここを切つていいよだとか、そういうことも言えませんので、その辺はご相談いただければ地権者と相談をして、基本的には所有者が買ってもらうのが一番いいわけですけれども、所有者がやらなくて近所の方がやってくれるという場合には、またご相談に応じて地権者と相談させていただきます。ただ、解決できるかどうかは、町の立場として、個人の財産ですから、どうなるかわかりませんが、そういうことでご理解をいただきたいと思うのですが、よろしくお願ひします。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） この問題は終わりますけれども、言っておきますけれども、町民が知りたいのは、やはり私が言ったように、困っていくのは、今度は総務課と地域整備課ということで、ぜひ親切丁寧に対処してほしい。そういうことをお願ひしまして、次に話したいと思います。

では、2番目の体育施設の使用についてお願ひします。町民がスポーツ活動で、体育施設を使用する場合、小中学校の体育館は、1時間300円の照明料を支払い、中央公民館では無料となっています。町の体育施設の使用に、こうした差を設けるべきでないと思いますが、考えをお伺ひいたします。教育長、よろしくお願ひします。

○議長（齊藤 實君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） 渡辺議員のご質問にお答え申し上げます。

町の体育施設の利用に際しまして差をつけるべきではないというご質問でございますが、学校の体育施設につきましては、昭和60年4月、大分古いのですが、学校体育施設開放に関する条例というのが定めら

れております。その中で、使用料として施設使用料、それから照明料が規定されております。また、中央公民館の体育室は、正しくは勤労青少年ホームの施設でして、本来は働く、中小企業で働く30歳未満の青少年に対しての施設ということで無料になっておりまして、勤労青少年については、この体育施設の利用は無料になっております。これもこの施設が設立されました昭和57年に制定されました長瀬町勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例で規定されております。同じ町内の施設ですけれども、それぞれ施設の設立目的によりましてそれぞれの決まりがございますので、現実先ほど議員ご指摘のとおり、学校につきましては、300円の照明料をいただき、公民館の勤労青少年ホームの施設につきましては、無料でご利用いただいているということでございます。

そこで、少しでも利用しやすいようにということで、例えば勤労青少年ホームに関しましては、現在は勤労青少年には限らずに、町民の利用に対しては、無料で貸し出しを行っております。そして、照明料の規定はございませんので、照明料はいただいております。学校体育施設のほうにつきましては、照明料の規定はございますので、体育館につきましては300円の照明料をいただいておりますけれども、スポ少に関連する団体につきましては、一応減免という形で、これはいただいております。照明料のほうでいただいておりますのは、大きいのは中学校のグラウンドの夜間照明のほうにつきましては、照明料のほうの規定がありましていただいております。

今後ですけれども、勤労青少年ホームの体育室については、有料化していくのは難しいのではないかと今考えております。また、学校の体育施設の照明料につきましては、施設の使用料は減免によって無料ですけれども、実費を受益者負担という形で、この条例制定の時点で考え方が基盤になってつくられておりましたので、この2つの調整をこれからしていかななくてはならないというふうに考えております。条例改正も視野に入れて検討するために、しばらく検討の時間がいただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 再質問します。

私は、この問題というのは、町民からはがきが来たのです。これちょっと読み上げますけれども、「議員活動ご苦労さまです。早々のお願いですが、私たち小学校体育館で夜運動していますが、照明料が必要で、使う側とすれば負担になっていきます。公民館の体育館は照明料が要りませんので利用が多く、なかなか借りることができません。なぜ小中学校の体育館が照明料を払うのか疑問です」ということで、この人は、町の財政が厳しいから同じようにしてほしいという要望なのですけれども、私は先ほど教育長が言ったように、ここに皆さんもこれは前の例規集をコピーしてきたのですけれども、長瀬町教育委員会事務局組織規則とかいうことで、あと教育委員会の事務局が次の各課に置くということと、それと教育委員会の属する施設は次のとおり、長瀬第一小学校、第二小学校、長瀬中学校、長瀬中央公民館、これは体育施設だけで言いますけれども、総合グラウンド、塚越グラウンド、長瀬町町民プールと、こういうふうに乗っております。これが、先ほど言いましたように昭和60年、もう25年も経過しているこれ規則なのです。ですから、この問題をやはり検討すると言いましたけれども、この条例をやはりちゃんと残っていますから、早く改善してほしいわけです。今ご存じのように、今の学校教育はどんなものかということと言われておりますけれども、今の小中学生の状況は、この前毎日新聞に投書が載ったのですけれども、夏休みも忙しい子供たちに驚き、こういう形で、要するに小中学校の子供を持った親が、こっちは記録的な猛暑が続き、体力の消耗も例年以上感じています。子供たちが見ていると、夏休みはゆっくり海や山で過ごしたいと考

えるのが甘いのかかもしれません。小学生はプールに行ったり、要するに塾に行ったり、夏の講座に行ったりいろいろで、本当に思う存分運動したり遊ぶことが少なくなって、子供の体力は、私たちが育ったときよりも相当落ちているということを書いております。ですから、もっと運動しろという形で、子供のとき一生懸命体育をやることによって我々中高年、年とってもその小中学校で一生懸命やった運動が生きるのですよね。ですから、この問題でぜひ体力の向上のためにも、この条例の改正をお願いしたいと思います。

それで、お願いなのですが、教育委員会は月1回、教育委員会5人さんいるけれども、月1回会議やっていますよね。この問題を真剣に条例改正のために教育委員会で検討してもらえますか。ぜひお願いします。それで、やっぱり我々は思うのに、今まで教育委員会の質問がなかなかしづらかった。私は、今度の教育長が来てからは相当期待しております。やはりよその町から来た教育長だから、いろいろ言いづらいこともあるけれども、いろいろ改善してもらえるとと思っているのですけれども、その点でどうですか。この今までの子供の体育施設のこのいろいろ条例が決まっている問題について、そろそろ改善する時期ではないですか。どうですか。今子供少子化っていうと、子供の数が少ないし、この中にも条例の中に塚越グラウンドのグラウンド1日2,000円、半日1,000円、テニスコートは1日1時間300円とか、あとそういういろんな決まりがあるのですよね。夜間照明は1面で使用料が、電気代も含めてだろうけれども、2,600円となっているのです、中学のグラウンドね、夜間照明使うと。今子供の状況を見ますと、格差社会で金持ちが一生懸命いろいろな勉強や運動や習い事はできるけれども、今の金のない人は、子供たちは派遣労働やパートしかないような状況の中で、本当に金を取ることがひどい時代ですよね。ひどい時代です。ですから、ぜひこの問題で町の教育委員会は、月1回会議でその問題をこういった問題を検討してもらいたいのですが、どうですか、お願いします。

○議長（齊藤 實君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） 先ほどそれぞれの施設の使用料等も挙げていただきましたけれども、これは規定がございすけれども、同じ条例の中に、使用料について町長は特別の必要があるときには使用料減免、あるいは免除することができるという規定がそれぞれ含まれております。したがって、町民のご利用につきましては、多分多くのケースが免除になっているのではないかなというふうに考えております。

それから、条例が現実とちょっと離れてきているというか、条例改正の必要があるというようなご意見でございすけれども、確かにそういうふうに考えておまして、今公民館長を中心に条例の改正を含めて検討していこうということで今スタートしているところでございす。また、教育委員会につきましては、先日開かれた折にも、このことを話題にいたしまして、こういう現実なのだということでお話をしております。また、次回の委員会に向けて検討していきたいなというふうに思っております。

条例改正に際しましては、ぜひ議会の議決がないと改正ができませんので、そのときにはよろしく願いしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） では、最後の町長にお願いなのですが、町長も今空き家問題もこれの問題も本当に我々高齢化、どこの自治体も高齢化、少子化でいろんな問題が出てきているのですよね。未来が見えないのですよ、今。今の社会は。政権がかわればどうなるか、政権がかわったけれども、民主党もいろいろ迷走していますから、ぜひこの条例の改正については、ぜひ教育委員会と協調してしてもらいたいのですが、よろしく願いいたします。答えをお願いします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今いろんな議論がありましたけれども、そのことについては、教育委員会も含めて意見の取りまとめをいただいた上で総合的にどういうふうにするかについては判断をして、広報なりそれぞれのスポーツクラブなり、連絡をするようにしたいと思います。いずれにしても、皆さんが参加をしていただいて、健康管理をしっかりとやっていただくというのがその町のいわゆる医療費の減額にもつながるわけですから、その辺がしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

○10番（渡辺 強君） よろしくお願ひします。終わります。

○議長（齊藤 實君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（齊藤 實君） 次に、2番、村田正弘君の質問を許します。

2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 質問2つさせていただきますが、行政改革について総務課長にお伺いをいたします。

当町では、行政改革大綱・実施計画を策定し、行政改革に取り組んでいますが、計画期間も残り6カ月と最終段階になりました。現在までの進捗状況を伺います。

また、今年度中実施不可能と思われるという説明が前回の議会でありましたが、その中からできるようになったもの、こういうものがあつたらお知らせしてください。よろしくお願ひいたします。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 村田議員の行政改革についてのご質問にお答えいたします。

行政改革実施計画の現在の進捗状況でございますが、75項目中未実施がゼロ項目、着手が14項目、実施済みが61項目、実施率にいたしまして81.3%となっております。進捗状況でございますが、着手から実施済みとなったものが2項目ございます。その1つは、町勢要覧の見直しでございますが、それについてでございますが、今後町のホームページを充実することに重点を置くこととし、要覧は作成しないで経費削減に努めることとしたものでございます。もう一つでございますが、町特別会計への繰出金でございます。こちらは、国民健康保険特別会計への繰出金の抑制に努めました。今後も医療費の効率化にジェネリック医薬品の利用促進や介護予防事業の充実を図り、さらなる繰出金の抑制に努めてまいります。

なお、現在着手の項目、14項目のうち実施不可能と見込んでおります防犯灯の球切れ交換、給食センターの民間委託の検討、こちらにつきましては2カ所で位置づけられております。弔電の廃止の検討、広告入りコミュニティー掲示板の作成の5項目を除いた9項目でございますが、1つ目、審議会委員会の公開の実施、2つ目、行政評価システムの調査研究、3つ目、一部事務組合への要請、4つ目、刊行物販売促進、5つ目、公共施設等への有料広告掲示等についての検討、6つ目、各種団体事務の団体への移管の統一基準の策定、7つ目、職員提案制度の充実、8つ目、目標による管理システムの研究、9つ目、勤務評

定、自己申告制度の充実となっております、引き続き検討を行っておりますが、その中の2項目につきましては、実施の方向に向かって進んでおります。この2項目のうち1つでございますが、公共施設等の有料広告についての検討で、現在ホームページのバナー広告掲載の要綱整備を始めております。また、もう一つは、行政評価システムの評価研究で、近隣市町でも導入していることから、来年度の施行を進めております。なお、残りの着手項目7項目につきましては、引き続き実施に向け努めたいと存じます。

最後でございますが、今年度不可能と思われる5項目で可能となった項目についてでございますが、現時点ではございません。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） ただいまお答えをいただきまして、大分前に進んでいるように思われます。

それで、先ほど言われました特別会計の繰出金の抑制というか、そういう観点で物をおっしゃっていましたが、抑制ということですから、繰り出し分を幾らかでも少なくする方向にというご努力だと思えますけれども、今現在は、医療は毎年1割ぐらい医療費がふえていくというのが現実でございます。というのはなぜかという、やはり医療が発達している反面、お金も非常にかかるというふうな方向に進んでいるわけです。ジェネリック医薬品をというお話がございますが、ジェネリック医薬品は、確かに価格はその多少安くできると思えますけれども、この町の健康保険の管理をしている部署でどういうふうな疾病の人が多いのか、どちらの方向に進んでいるのか、その医療費を使うというか、医療にお世話になる人の統計的なものがあって、その上にこういうふうな物の言い方が出てくるのならば、またそれをどうやったら予防できるかとかいうことを、被保険者がみんなで考えるということをやらないと、抑制すると言っても、高い医療費の方向に進んでいくものに、それはだめですよと言っていけるかどうか、非常に重症の場合は、人の命にかかわってくるわけですね。ですから、その辺の統計的な物の根拠があって言っているのかどうか、その辺を1点として再質問をいたします。

それから、前回のお答えから少し前に進んだかと思われるものがあるわけですが、審議会委員会等の公開というふうなことを言っていますが、この公開の基準というか、そういうものを策定して、公開するようにするというふうな方向にという答えは、前回もいただいているわけですが、きょうは非常に今傍聴でいらっしゃっている方は少なくなりましたが、先ほどちらっと見ましたら、本日は22人来ていただいたというふうに書いてありましたけれども、議会はちゃんと傍聴席が備えつけてあっていいのですけれども、審議会とか委員会は傍聴席はどういうもの、どういうふうに設置するかわかりませんが、こういうことをいかに早く実施し、それからそのことを町民に知らせめせる方法、こういったものを明示していただきたいと思えます。それが2つ目。

それから、今後続けていくというふうに言っておりました9つ目の前回のときに回答いただいている職員の提案制度ということがあるようですが、この職員の提案制度は、今までどのくらい出てきて、どのぐらいが採用されたのか、あるいはそれによって改善されたのか。5年も前からやっているわけですから、総務課長かわられてまだ1年たたないわけですが、お隣の参事が総務課長だったわけですが、その辺お引き継ぎというか、お話が来てよくおわかりだと思いますから、そこら辺も、例えば10あって3つは採用されてというか、みんなでやろうというふうにまとまったとか、そういうことをお答えください。

それから、もう一つは、目標管理による管理システムというか、いうふうなことが書いてあって、勤務

評定の自己申告制度、こういうことがやられますと、他の町でもやっているということで、前回のお答えでは、横瀬町と秩父市がやっている、秩父市と横瀬町というのが順番かな、そういうふうな進んでいる町村もある。市と町、市町もありますということですから、いざこれを実際に実施するということになりますと、それを見て評価する、自分が自分に点数つけるわけですから、そんなに悪い点をつける人は恐らくいないと思います。そうしますと、自分が自分を評価して、それをまた正しいかどうか、どうなのかということを検証するというか、それによって最終的な評価をする方がいるはずですが、これは最終的には町長だと思いますが、このシステムを導入するということをしかりいつからやりたいかと。やるのかということのお答えがいただければ幸甚に存じます。

以上、再質問です。

○議長（齊藤 實君） 町民課長。

○町民課長（福島 勉君） それでは、村田議員の国民健康保険特別会計の繰出金の抑制ということでご質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

国民健康保険の被保険者の今状況でございますけれども、75歳以上は後期高齢者の被保険者になりますが、65歳から75歳までの方が全体で約4割の方がいらっしゃいます。当然もともとは自営業者等のための制度であったわけですが、現在は会社等を退職された後入られる方というのが非常に多くなり、高齢化等に伴って医療費の増加を招いている傾向にはございます。また、病気等のどういう傾向とかの内容かと思っておりますけれども、やはり医療技術の進歩、高度先進医療等で、がんですとか、また生活習慣の関係で糖尿病、腎不全と、また人工透析とかかかっている、長期に高額な医療が要するような方が、極端ではありませんがふえている傾向にはあるかと思っております。ただし、加入者数がもともと2,000人台の町の国保でございますので、1人、2人の数人等の状況で医療費が年度間によっては伸びたり、でこぼこが出てしまう状況等はございます。

また、医療費の啓発等でございますけれども、現在町では各種通知等の際に、健康医療費を大切にするための5カ条ですとか12カ条、かかりつけ医を持ちましょうとか、重複受診は避けましょうとか、よっぽどの急患でもない限り日曜とか夜間の診療は診察を受けないようにしましょうとかというメモみたいなのも同時に印刷してご通知申し上げます。また、あわせて町のホームページでも啓発等はさせていただきます。また、医療費通知につきましても、現在国民健康保険につきましても、2カ月に1度ですか、受診年月、医療機関名、入退院の日数とあと医療機関等わかるようなものを通知させていただいております。それをごらんいただいて、医療がかかっているということを改めて自覚いただき、かからないで済むものはかからないでしていただければということで啓発等は行っております。しかしながら、病気にかかってしまった後というのは、どうしても最近の医療技術で治せる病気たくさんございますので、人の生命とか家族の幸せとかに大きくかかわることがございますので、ある面やむを得ないのではないかと思います。病気にかからないとか、かからないための健康づくりということで、定期的な健診、生活習慣の改善、保健指導、町の保健師等による保健師等の指導というのが大事なのではないかということで考えております。そういうことで医療費、また繰出金等のほうの抑制に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。



まず1点でございますが、審議会委員会等の公開の実施でございます。これにつきましては、基準を策定いたしましたので、法令に基づき公開できる会議等につきましては、公開してまいりたいと考えております。そのときには、町民への周知もあわせて行いたいと思っております。

また、2点目でございますが、職員提案制度の充実の件でございます。どのくらいの件数が出て、そのうち何名くらい採用されたかというご質問でございますが、今手元に資料がございませんので、ちょっとはっきりわかりません。ただ、私になってからは件数、そういう件数はありませんでした。ここ数年なかったということでございます。

それから、行政評価システムの評価研修につきましてでございますが、先ほど議員おっしゃるとおり、秩父市と横瀬町で行われております。ほかにも行っているところもありますので、総合振興計画の見直しの来年度に試行で導入したいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 提案制度という制度があっても、今課長の報告というか回答ですと、課長になってからゼロ件、それから数年ありません。これは、制度をみんながちゃんと認識しているのかどうかということで、提案制度で提案しなくてもやっていることもあるのでしょうかということ、自分たちの仕事がどういう仕事でどうやったらこの正確に皆さんにわかりやすく、あるいは仕事はだれでもできるように改善できるのかという考えが、全然ゼロかなというふうには私思うのです。ですから、この辺はやっぱり自分の職場、自分たちが働いているところで、これはこういうふうにしたほうがいいのではないですかというふうな物の考えがないというのは、非常に寂しい話ですね。ですから、そうなりますと、こういうふうなことは、あっては提案制度そのものがどうなのというふうな話になってしまうと思います。ですから、逆にこれが提案制度も1つの業務改善の中身ですから、やはり業務改善、中止、品質向上ということにつながっていくためには、私が何回も言っていましたけれども、やはりこういうことは、トップダウンの格好で初めはやらせないと伸びませんよということを言っていたのですが、私も聞くのが遅くて申しわけないのですけれども、終わりごろになって聞いても効果はないというふうになるかもしれませんけれども、この辺は非常にお寂しい状態だなと。資質を問われたり何かしていますけれども、これでは改善はちょっとほど遠いというふうには思われます。このことについては、トップである町長さんはどんなお考えなのか、提案制度については、町長さんに再度お聞きいたします。

それから、勤務評定自己申告制度ということは、これは来年度に向けて実施しますというふうにとって、確実にこれを実施するようにしてください。やはりそういうことをやっていけば自分のやっている仕事、あるいは周りの人の、人のことでもいいのです。そういうものがよく目についてきて、やはり正当な評価ができるようになっていかないと、町そのものが沈んでいってしまうというか、ただ給料もらって来ていればいいのだというふうな話になってしまうと非常に困りますので、これは確実に実施をして、ただし評価は正当な評価をしてやるようにしてください。偏った評価の方法で、あの人は顔の格好が気に入らないから点数悪くしろとか、そういう単純な評価はしないように、トータルで正しい評価をされることを望んでおきます。提案制度そのものが、私が思うには機能していないのかなと。いろいろなものをつくっている製造メーカーなんかは、提案制度を1月に1人が何件出せとか、強制的に5件出せとか10件出せとかいうようなことでやるのが多いのですけれども、町ではそれほどのことはできなくても、せめて1人の人が1年間に1件出せば100人近く、100人はいないのですけれども、八十何人の人から意見が出てくるはずなの

です。それがないということは、非常にお寂しいというふうに思います。このことについては、町長はどういうふうにお考えなのかお聞きをしたいと思います。

それから、審議会の件でございますけれども、これも早急に実施をされて、私もその幾つかの1つ、2つの審議会にはお世話になっておりますけれども、審議会といっても、もとのたたき台は当局がつくったものをどうこうというふうなことをやるケースが多いようですけれども、それであっても一般の人、町民がその状況を見ているということが、来てくればなければだめですけれども、来ていただいて見ていただくということをすれば、開けた行政になっていくというふうに思います。そのことをやっていただきたいということは要望しておきますので、町長に1つだけお答えをちょうだいしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

今ご意見、ご質問がありました。いろんなことにつきまして、私も聞いていて実はびっくりしたようなことがございます。総体的に努力不足というご指摘をいただきましたが、そこを逃れることができないのかな、そんな思いを持っておりまして、これはまた改めてお互いにやろうという、決めたことをしっかりやっていく、職員にもそれを周知徹底して、例えば提案制度につきましても、全くないというような状況であれば、これはこの制度自体が不毛のものでありますから、やめてもいいのではないかというふうに思いますが、やめることではなくて、これを続けて新しく職員の活性化、それから生きがい、そういうものを町民と共有できるような、そういう制度として取り上げたわけでございますから、これを何もなかったからいいやということにはならない。ご指摘のとおり、もう一度原点に戻って考え直していきたいというふうに考えております。

それから、9番の勤務評定、自己申告制度の充実という問題につきましては、今参事からお話がずっと続けてやって、かなりのその自己評価の問題については、参考になるということでございますので、改めてつけ加えをさせていただきます。

いずれにしても、項目がいろいろある中で、それについては、前向きに検討するということが当然与えられた仕事でありますし、それが町の活性化にも大きくつながるわけでございますから、これはこれを契機に、またもう一度ふんどしを締め直してやっていきたいというふうに考えております。

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） ただいま町長は、提案制度がなかったということに、提案制度の中の提案がなかったということが、承知をしておらなかったということですが、これは非常に指導者というか、町の責任者としてやはりよく考えていただく必要があるというふうに思いますから、ぜひ取り巻きというか参事、あるいは課長がやはり率先してこういうものを出してみせて、そして下の人からも出させるというふうなやり方、いろいろやり方ありますからお考えをいただいて、要はこれは提案制度というのは、改善につながっていくわけです。そういうことをぜひやっていただくということをお願いをしておきます。

次は、2番目の小中学校の学習状況について、教育長並びに関係者にお聞きをいたしますが、ご案内のとおり一小、それから二小、今中学校の大規模改修、耐震補強ということで一生懸命工事をやったり、あるいは一部もう終わったというふうにできているわけですが、外見は大体できてきた、あるいは器は大分整備をされてきたということでございますが、去る8月26日に埼玉県教育委員会が、平成22年度埼玉県小中学校学習状況調査の結果を発表しましたということで新聞報道、あるいはいろんな、いろんなと

言うか報道がありまして、この結果を見て、町は今後の学習にどうやって生かしていくのか。この結果は、正答率というか、勉強させた、教えた、その結果がどうだということが言われているわけですから、教えた側にしてみれば、教わった子供が物をどんだけ覚えたかなということによって、その自分の教え方がよかったのか悪かったのか、こういうことの評価にもなるわけです。ただ幾ら教えても覚えるほうが覚えなからだめだと言ってしまえばそれまでになってしまいますから。そういうことで、今後の学習にどうやって生かしていくのかということ伺います。

また、あわせて、小学校の5学年で4教科とも県の平均の正答率を下回っているというふうに報道がされておって、実際にそれはそのとおりで、ホームページ等で見てみますと、そのとおりなのです。評点が。評価の観点というところから見ましても。これを見て、やっぱり教わるほうの側の責任もあるでしょうけれども、教えたほうの側にも責任があるというふうに思われますので、その辺をどうお考えなのか。

それから、学力の向上や中学校に向けて対応はどうするのかと。小学5年生があと4年ですか経つと次の中学校を卒業するというふうになるわけですね。ですから、小学校の5年生がどうもという話になって、それが中学に行って一気に成績が向上するかいなというふうなことを考えると、それは非常に、伸びる人もいますけれども、平均的にそうは伸びないというのが現実です。ですから、やはり小学校の5年生というのは非常に大切な時期であると。それで、世の中見ますと、専門学校出てきても分数の掛け算ができないとか、そういうのがいるのです。ですから、そこら辺が学力の向上。

それから、特に正答率でゼロが見られたというのは、これ問題なのです。小学校の5年生で理科の中で正答率がゼロというのがあったのですよね。ゼロという話は、逆に全然教えなかったのかなというふうに思われるわけです。60人、70人いれば、1人や2人は教えれば覚えているのではないかと。この要するに、これは問題の中身を言いますと、出題のねらいというところで、閉じ込めた空気を押し縮められることができるが、水を押し縮められないことを理解しているかという話なのですけれども、空気は圧縮できますが、液体は圧縮できないよということだけなのですよね、知っている人にすれば。だけれども、それがゼロだということは、教えてなかったのではないのかと。教育長が前にも言いましたけれども、コンマ数は足りていますよというふうなことでやっているわけですから、テストをやるというところは、指導基準の中にここまでのことを教えた範囲で出すと思うのです、こういう公のテストですから。学校の入学試験ではないですから。ですから、それでこれゼロというのは、全く教わっていなかったのかなと。ということは、指導基準をそのとおりちゃんと守って、あるいは計画を立てて進めていないのではないかと。ですから、これは1つの例ですけれども、やはりこういうことであって、学力向上は望めないというふうに思われます。

それから、もう一つ言っておきますけれども、生活状況の調査もそのときに一緒にやったようでありませぬけれども、これは小学校の5年生は総体的にはよくできていると。例えば、学校に持っていくものを前日かその日の朝に確かめる、あるいは学校へ行く前に朝朝食をとる、これはほとんどの子供がやっているということで、これは非常に立派だというふうに思います。それから、近所の人に会ったときにあいさつをする、それから学校の決まりを守っている、それからふだん宿題はちゃんとやっているというふうな調査の割合が非常に高い割合に出ていますから、人間としての生活の仕方というのは、それなりにわかまえていると思いますけれども、この正答率の向上というようなことについてどうお考えなのか。

それから、これはこの発表は、中学校は長瀬町に1つしかありませんから、中学校は発表がなかったわけですね。小学校は2つあるので、小学生がその発表があったということですからけれども、当局に対しては、

中学校の発表もあったのかどうか、それはあわせて伺っておきます。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

項目がたくさんありましたので、ちょっと今メモしながら聞いていたのですけれども、落ちてしまいましたら、また後でご指摘ください。

今お話の8月26日に県教委のほうで発表しました22年度の埼玉県小中学校学習状況調査でございますけれども、これはことしの4月26日に小学校の5年生、それから中学2年生に対して、全員に対して小学校は4教科、国語、社会、算数、理科、中学校は5教科、国語、社会、数学、理科、英語について質問紙による、いわゆるペーパーテストを行ったわけです。それから、もう一つ、先ほどもお話の中にありましたように、学習に関する意識調査という形で質問紙、アンケート調査のような感じになるわけですが、これも同時に行われております。その中で、先ほどお話がありましたように、小学校の5年生につきましては、今回の公表ということで、県教委のほうで市町村名をつけてインターネット等でも公表されております。長瀬町の小学校5年生の正答率について先ほどご指摘のように、4教科すべてにわたって県の平均、平均正答率というのは出てこなくて、各質問ごとの正答率、それから各分野ごとの正答率というものがここに比較されておりますので、それを比較するわけですが、その比較において県の正答率を下回るものがほとんどであったということでございます。この4教科ともすべて県の正答率を下回っているという傾向は、秩父の管内が大体共通した傾向でございます。長瀬の中では、先ほど正答率ゼロというのがあったという話伺いましたけれども、理科につきましては、ゼロという問題が1問ございました。また、これにつきましては、ちょっと後ほど細かくお話をしたいというふうに思います。

それから、この結果の活用について、それから今後の学習にどういうふうにかかしていくかということでございますけれども、埼玉県のほうでもこのテストを行うのは、昨年までは全国の学力状況調査が、いわゆる悉皆調査というふうに言えますけれども、全部の学校で、小学校6年生と中学3年生で行われたわけですが、それが今年度から抽出調査に変わりました。そんな関係で、県で県独自の学習状況調査をしっかりとやろうという形で、今回のような5年生と中学2年生に変更になりました。小学校5年生になったという理由は、小学校6年生でやったのでは、結果が出たらすぐ中学になってしまうということで、5年生でやってその結果を5年生の後半、6年生と1年半かけてしっかりフォローしていこうというのが大きなねらいの1つでございます。そのような意味も含めて、埼玉県で全体に対してこの結果をどういうふうにかかしていくかということのために、学校用のこの結果を分析する支援プログラムを開発しております。この使い方につきましては、各学校の特に教務主任を集めまして、夏休み中に講習会を研修会開いております。それを使って細かい分析をして、この5年生の子供たちに対してどういうこれからの学習指導をしていったらいいかということについて、各学校で研究をしているところでございます。これは、今年度に限ったことではなくて、今までもずっとそういうことを繰り返してきています。検証して、そして分析をして、それを生かしていくということのサイクルをしっかりと確立していこう、そういうことでございます。

それから、今回もそれに沿って進めておりますし、さらにこれから10月ごろになろうかと思うのですが、県と全体としましても、さらに細かい分析をしたものが発表される予定になっております。いわゆるクロス集計というような形で、こういう生活をしている者はこういうような傾向が強いというような

ことについても発表になる予定でございます。

各学校では、各小学校も既にこれにつきましては、この結果をもう見る前から取り組んでいるわけですが、先生方の研修をこういった結果をもとに、特に今回は表現力に課題があるかなというふうな部分もありますので、その辺を中心に研修を進めております。

それから、特に理科についてということでございますけれども、ここ3年ばかり第二小学校のほうに理科支援員という特別の支援の方をお願いして、理科の教育について、先生方も一緒に授業をしていきますと、先生方の勉強にもなりますし、子供たちへの授業への支援にもなりますという形で取り入れをしております。この辺が特に小学校5年生、6年生の理科の授業についての支援が中心になっておりますので、今回の先ほどの問題は、小学校4年生での問題になりますので、その辺はちょっと成果があるかどうかということについての検証にはならないわけなのですけれども、そういった取り組みを現在進めております。

先ほどの正答率ゼロというお話なのですけれども、実はちょっと見えないのですけれども、こういう問題で、4つ答えが出ています。4つの中から1つを選んで、その選んだ理由を書きなさいという問題です。番号で答えるのですけれども、そちらの番号のほうはかなりの数で、割合で正答が出ているのです。ところが、問題に対してその理由を書く説明の文が不十分という形で、これが正解がいなかったということでございます。絶対数が少ないものですから、ちょっとなかなかどういう傾向ということまでは、分析はなかなかし切れないのですけれども、たまたま第二小学校のほうで、この問題ちょっと正答率が悪いかなというような形で、答案を提出する前にコピーして置いてくれましたので、こういう傾向で、こういう答えをして間違いだったというのがあるわけなのですけれども、二小は20人の生徒ですけれども、記号だけでいきますと15人正答しているのです。ところが、その15人が記述する問題の部分で、間違っている部分もあったのですけれども、不十分なものというような形のものが多かったのです。先ほど問題の紹介をもらったのですけれども、多分この問題になっていきますので、水と空気を暖めたときにどちらのほうが多くかさがふえるかという、そういう問題なのですけれども、それをその理由の説明が、例えばこんな解答例がありました。「空気は水よりも変化が大きくて、水は空気よりも変化が小さいから」という解答なのですけれども、これではちょっと不十分だということなのだと思います。どこが不十分なのかちょっとよくわかりにくいのですけれども、多分そのかさという言葉はどういうふうにするかという、水と空気のかさがふえるという、変化という言葉で言ってしまったのがちょっとまずかったのかなと思うのですけれども、そういったような形で正答率というものが出来てまいりませんでした。この辺を踏まえて、こういった表現をする力そのものについて、特にこれから力を入れていこうという形で進めてもらっております。

それから、中学校のことについてもご質問があったわけですが、1つの校種について1校しか市町村については、公表しますとどの学校が何点というふうに学校名がわかるということで公表はしないということで、複数あるところについては、市町村名を公表するという形になっております。したがって、皆野町、長瀬町は、小学校は公表になりますけれども中学校は公表しないという形。横瀬町は、小中1校ですので、どちらも公表はないという、そういうことになっております。中学のほうの結果ですけれども、中学2年生のほうは、どの教科もほとんどの問題について全県の正答率を上回る正答率を出しております。かなり上位に、上位4分の1に入るぐらいのところにあるかなというふうに考えております。もしも足りない点がありましたらばご指摘ください。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番(村田正弘君) お答えをいただきまして安心した面もあるわけですが、さればどうするのだよということなのです。5年生があと4年たてば中学3年生になる。ですから、いいものは、中学生はよかったという評価でございいますから、それはそれとして、よかったことはよかったと褒めてやって、それは落ちないように、下に下がっていかないようにきっちり歯どめをしながら上に向かっていく方向に持っていくということが一番肝心だと思います。この5年生があと4年たつと中学に行きます。あるいはまた3年後ですか、中学2年生になると同じようなことがこれからやられるかどうかわかりませんが、もしやられたときに、やはり小学校のときの学力がそのまま移っていくのかなと。そこで進歩が見られれば非常にいいわけですが、その進み方というかレベルアップというか、この辺を再度どうやってお考えでどうするのだと。それから、いろいろホームページにいろんなものが記載をされていますけれども、ではホームページをだれでも見られるのかいなというふうになりますと、コンピューターを持っていないと見られない、あるいは今携帯でも見られるものもありますけれども、そういうふうな道具が、では町民全部持っているのかいなということになると、あるのはあるけれども使い方がわからないとか、いろいろな人が出てくるといいますから、やはりホームページにこれからの時代としては、移っていくのが正しいと思いますけれども、今現在はその辺が過渡期であるわけですから、そこら辺も年寄りと言うと語弊があるわけですが、我々クラスから上というか、上の人でもいろいろやっている人もいますけれども、そういう人たちがどれだけ理解できるのかなということがありますから、紙ベースで何かこういうこともよく町民の方に認識していただく必要があると思いますので、ここら辺のことも、この正答率の表自体もこれあれなのですよね。ホームページで引っ張り出してきて出てくるのですよね。ですから、どっか行ってもらって出れば出るという話ではなくて、ですからホームページが見られないと、道具がないとこんな紙すらも出てこないというのが現状ですから、ここら辺がよく、だれでも理解できるような方法で、特にご父兄の方には、そういうことをよく認識していただくという必要があると思いますけれども、この辺のこととあわせて再度質問をいたします。

○議長(齊藤 實君) 教育長。

○教育長(新井祐一君) ホームページの指導、これ私ホームページから引き出したものですが、これで全部ではありません。まだ全部出すとまだあるのですけれども、一部です。ですから、これだけのものをいろいろチェックしながら見ておりますけれども、これを見るだけでも、それこそ1日あっても2日あっても足りないぐらいのものになってしまう。確かに機械が便利になりましたので、情報量は物すごく多いのです。多過ぎてわからないという部分のほうがかえって問題かなというふうに思います。先ほど紙ベースというふうにお話ですが、これが出されてもだれも言いません。ですから、各学校では、自分の学校の課題について、こういうふうな点についてことは一生懸命取り組みますよというような形で、学校だより等を通してお話を、連絡をしているわけなのですけれども、具体的にこの評価が何点だからというようなことについて触れていきますと、とてもとても1枚の学校だよりの中には入り切らないし、あるいは見る方もそんなに見てもという部分で、なかなか伝わらない部分が多いかなというふうに思います。そんな関係で、要約をしながら学校だより等でご連絡を差し上げているというのが現状でございいます。これからも学校だより等でできるだけわかりやすくという部分をお願いをしていく部分があろうかなというふうに思います。

それから、特に保護者の方に対しては、学校でこういうふうに行っていますということが理解していただいて、家庭でも協力していただいて、それが相まって学力向上につながっていくのかなというふうに思

います。ですから、家庭へのご協力の依頼、お願い等、教育委員会も昨年度から家庭での連携というようにすることも含めまして、チラシ等をつくってお願いをしているわけですが、その辺も重ねて、繰り返し繰り返しでないと、一度見てもなかなかそれが家庭での生活の変更につながっていくというものでもありませんので、気長にということおかしいですが、繰り返し、繰り返し取り組んでいきたいというふうに考えております。

5年生のレベルアップということですが、実は埼玉県で3つの達成目標という形で、もう10年ぐらい取り組みをしているわけですが、ずっと検証をしておりまして。これは、算数と国語についての検証、テストをして検証できるわけですが、実は、今の5年生が4年生のときの結果も残っておりますし、その前の結果も残っております。推移を比べてきますと、やはり今まで多少県の平均正答率からすると下回っていると推移をしてきております。少しずつ近づいていく傾向にはあるかなとは思いますが、今回ちょっと下がり過ぎたかなというふうに思いますけれども、そういった動きは常に各学校把握をしておりますので、この学年には力を入れてこの学年にはちょっと力抜いてという、そういうわけではないのですが、特にこの学年には注意をして、支援をしてというような形で取り組みを進めております。今まで算数と国語についてのもが多かったのですが、今回は4教科になりましたので、理科、社会が加わったわけなのですが、特に小学校では少人数指導という形で、1つのクラスを2つに分けたり、あるいは1つのクラスに2人先生が入って授業したりとかというような形で、授業の改善を図ってきておりますし、今までは特に算数のそういった少人数指導が多かったのですが、ことしは国語も取り入れているという学校もございます。そんな関係で、国語についても、先ほど表現力という話も申しあげましたが、その辺も含めて、国語の授業についても少人数あるいはTTの指導、そんなものがこれから少しずつついていく、ふやしていかなくてはいけないのではないかなと、そんなふうにも考えております。また、特に保護者の方たち、それからPTAの方たち、あるいは地域の学校応援団の方たちも含めて、子供たちのこれからのまた健全育成のとおり学力向上にも努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 時間がなくなってきましたけれども、この理科と数学というものは、社会に出てから使う人の数で見ますと、全部使うわけではないですが、でもやはり物つくるとか、物を直すとか、そういうときにはこの辺のことが非常に重要になってくるわけです。字書く、あるいは読む力が一番基本ですが、説明書があっても読めなければだめだし、読んだら理解ができなければだめだけれども、やはりその応用でこの数学と理科というのは、非常に物つくる上では肝心なものだということで、よくその先々こういうものが必要になる人が多いのではないですかというような物の言い方をしても子供に理解力を深める、世の中に出てからそんなことは用はないのだから、覚えなくてもいいのだというふうな物の言い方ではどうしようもないので、なぜこれがこの勉強が必要なのかということをよく説明をしながら授業をしていただくということが私は肝心だと思いますので、そこら辺のことも踏まえた上で、教育長さん初め教育委員の方々にそういうことをお願いしたいと思います。

以上で、時間がなくなりました。私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（齊藤 實君） 次に、3番、大島瑠美子君の質問を許します。

3番、大島瑠美子君。

○3番（大島瑠美子君） それでは、質問いたします。

健康福祉課長に2点を質問いたします。まず、第1番目が、ひとり暮らしの高齢者などの熱中症対策についてお聞きします。ことしの夏は、連日35度を超える猛暑日が続いています。この異常な暑さは、救急車で運ばれた熱中症患者の数にもあらわれていますが、室内においても、35度以上になってしまう気温の中では、冷房の苦手な高齢者や、生活費を切り詰めるために、冷房を使用しない生活保護受給者の熱中症の発症が懸念されます。町のそうした方々へのサポートや訪問指導などの取り組みを伺います。秋になって幾らかは陽気がよくなりましたけれども、いろいろそのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 生活保護受給者やひとり暮らし高齢者などの熱中症対策についてのご質問でございますが、ことしは観測史上最高に暑い夏となり、暑さによる体調不良で救急搬送された方は、埼玉県内では6月から8月までに3,303人、このうち秩父広域消防管内では67人、長瀨町内では4人となっております。この町内の方は、93歳と59歳の男性、82歳と33歳の女性であり、秩父広域消防管内の搬送人員は、昨年同期の8倍、一昨年同期の4倍となっております。町では、熱中症対策を実施するに当たって、搬送者の年齢区分が高齢者に限らないことから、広く町民に向けて周知することが重要であると考え、「広報ながとろ」や町ホームページへの掲載を実施するとともに、特に気温が高い日には、防災行政無線による放送を実施いたしました。また、個別の対策といたしましては、健康福祉課所管の成人保健事業や介護予防事業において、保健師等から参加者に対して熱中症予防の注意喚起を実施するとともに、各種訪問事業の際にも同様に実施いたしました。さらに、県作成のリーフレットを民生委員さんをお願いし、高齢者世帯などの訪問の際に配布していただいたり、社会福祉協議会の各種会議での配布やシルバー人材センター会員への配布、また愛育班の方々にご協力いただきまして、愛育だよりの配布時に合わせて熱中症予防のリーフレットの毎戸配布を実施させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 3番、大島瑠美子君。

○3番（大島瑠美子君） ありがとうございます。何にも増して体が、元気があってこそその人生でございます。なおのこと、ことしの熱中症、この間も聞きましたのですけれども、単身老人さんが貸し出ししていただいています福祉電話で一命を取りとめたのだよと、私は本当に熱中症になったのかな、それとも心臓のほうなのかなって、ただすぐ手が出せたのでよかったのだよという話を聞いて、ああこれがやっぱり福祉というものだなと思いました。そして、それに関連しまして、そうしますと、熱中症のことにつきましては、そつなくやっていたらということ、これで結構かと思えますけれども、福祉電話のほうにつきましては、今単身老人さんに貸し出ししておりますよね。それが何人で、そういうよかったよとかという話とか何とかというのが来ているのでしょうか、それとも福祉電話を使った回数とかというのは、医者とか何か民生委員さんとかを通じて件数とかはわかっているのでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

それから、保健師さん、いろいろ指導したりとかということなのですからけれども、保健師さんは今現在、今現在実働は何人が実働しているのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。保健師さんの数というのは、長瀨町さんのほうでは、人口割にすると達成しているということをお聞きしていますけれども、



実働は何人なのかお聞きします。それはなぜかと申しますと、赤ちゃんを産んだりとか、いろいろ産休とかということがありますので、人数が多いのですけれども、実働が何人かということをよく把握していませんので、それをお聞きしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） ご質問の緊急通報システムの設置台数でございますが、ちょっと古くて申しわけございません。3月1日現在ですが、85人となっております。この後ことしになってから3人設置して2人取り外しとかになっていきますので、八十五、六人ということでご理解いただきたいと思います。借りていますのは88台ですので、必要に応じて申請がありましたらその人の必要度を見きわめさせていただいて、順次設置をさせていただいております。

それから、保健師の実働ということですが、長瀬町のほうには今保健師が5人おります。そのうち1人は、介護のほうの包括支援センターで要支援者のプランを立てたりということで活動しております。残り4人のうち1名は今育休に入っております、今月で明ける予定です。来月から来る予定になっております。ですから、実働は今のところ保健活動では3人ということになっております。来月から4人になります。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 3番、大島瑠美子君。

○3番（大島瑠美子君） 今お聞きしまして、福祉のほうにつきまして、前のときに保健師さんが2人というようなこともお聞きしたので、これで大丈夫なのかなと思いましたが、来月から正規の人数に変えるということで安心しています。何しろ訪問したりとか指導ということが、医療費の抑制だとかいろんなことに関係しますので、ぜひ復帰した職員さんにおかれましては、なるべく回数を多く訪問することを希望いたしますので、ぜひ課長からお話聞きたいと思っております。以上で1番の質問は終わります。

次に2番です。介護サービスの利用状況について、また健康福祉課長にお聞きします。高齢化率が29%を超える長瀬町では、在宅介護を行う家族の支えとなるデイサービスや訪問介護は、なくてはならない施設であり、デイサービスにおいては、短時間でも家族の手が完全に離れ、家族の自由な時間を提供するという重要な役割を担っています。最近では、町内のデイサービスセンターが充実し、サービスの幅も広がっているかと思っております。そこで、最近のデイサービスの利用状況及び増減について伺います。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 介護保険サービスのうちデイサービスの利用状況についてのご質問でございますが、介護保険制度は、平成12年から始まり、ちょうど10年が経過したところです。制度開始の10年前と比較いたしますと、長瀬町の全体人口は8,758人から8,027人へと731人減少しておりますが、高齢者人口は1,861人から2,332人へと471人の増加となっております。これと同様に、要介護等の認定者数も12年4月には128人であったものが、22年4月には384人と実に256人の増、3倍の増加となっております。これに伴いまして、サービスの利用状況も当初に比べると大幅に増加しておりまして、認定者数の約8割が何らかのサービスを利用しております。

ご質問の最近のデイサービスの利用状況でございますが、町内にはデイサービス事業所が3カ所あり、他町のデイサービス事業所も含めると11カ所がありまして、そこへ143人が通っております。平成19年に町内に1カ所増加したことによりまして、20年4月には一時的な利用者の増加も見られましたけれども、

その後は横ばい状態で推移しており、今のところは通所系サービスにつきましては待機者もなく、希望する事業所に利用できている状況でございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 3番、大島瑠美子君。

○3番（大島瑠美子君） 平成12年度に介護保険が始まりましたときから見ますと、今お聞きしましたところ随分な増加が、半分から約2倍近い数字も出ております。そして、施設も3カ所、あと違う郡内とか、寄居町のほう見ますと11カ所に皆さんが分散して143人が利用しているということで、高齢化率からしますと、そのくらいかなということでもあります。デイサービスにどうしていくのかいとよく聞きますと、迎えに来てくれるし、それから少しひざが痛いよ、腰が痛いよというのもそこに行ったりとかということ、あとはやっぱりみんながいっぱいいるから話し相手ということもあるので、やっぱりこういうことはいいことなのだから、たとえお金が少しづらいかかって、本人さんがかかるということもありますけれども、町のほうがかかっても、これはずっと若いときから働いてきて、そして今老後になって、腰が痛くなった、何かというときに使える、デイサービスということは、家庭の家族の方にもプラスになりますし、ご本人さんが生きる張り合いも持てると思いますので、ぜひ民生委員さん、それからあとデイサービスをどういうふうにしたら申請すれば利用できるということも、周知のほうがなかなかわかっていない方という人が多いと思いますので、年じゅうということではございませんけれども、1年に1度ぐらいはこういうところがありますということを民生委員さんを通じて、役場の「広報ながとろ」で出しました、出しましたって言われても、「広報ながとろ」って小さい字でいっぱい書いてあって、白内障にかかりそうな方というのは見たくないことなのです。ですから、やっぱりそういう方というのは、自分の耳で聞いて、それから民生委員さんの話を聞けばよくわかりますので、民生委員さんに1度は、1年に1度ぐらいは、こういう制度もありますということを周知していただけたらなおのこといいと思いますので、そのことについてまたお聞きします。

○議長（齊藤 實君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 大島議員さんの再質問でございますが、介護保険のサービスを在宅で使っていただくということは、本当に本人はもとより、家族に対しても家族のほうの介護疲れ、共倒れということも考えられますので、本当に積極的にそういう状態になった場合は、利用していただきたいと考えております。どうしても出るまでの本人の納得というか、本人が出るまでの時間がかかりかかったり、家族がいいと思って進めても、何かどこかに追いやられるような感じで本人が拒否されたりということもあります。町のほうでは、包括支援センターで、ちょっとこんな家族のうちにこんな人がいるのだというような困ったようなお話を聞きましたら、こちらから出向いたり、窓口で相談いただいたり、電話で相談いただいたり、それから保健師の訪問の中でもそういう方が見つかったらこういうふうにするのだよということはやっておりますけれども、さらに身近なところで、いろいろいつも活動していただいております民生委員さんのほうを通しましても、身近な方ですから相談しやすいということもありますので、積極的に、特に在宅にいられるということは、それは本当に幸せなことでもありますので、在宅にしながら生活しながらデイサービスやショートステイとかを使いながらやっていけたらということで、さらに周知のほう民生委員さんにもお願いしていききたいと思います。

以上です。

○3番（大島瑠美子君） ぜひそのようにしてください。

終わります。

---

○議長（齊藤 實君） 次に、新井利朗君の質問を許します。

新井利朗君。

○6番（新井利朗君） 質問させていただきます。

肺炎球菌ワクチンの接種費の助成について町長にお伺いいたします。高齢者の起こしやすい肺炎などの感染症の予防に、肺炎球菌ワクチンの接種は有効であり、ほかの自治体では、ワクチンの接種費の一部を助成してワクチンの接種を受けやすくし、罹病を防ぐ施策が講じられています。町内の高齢者からの要望も聞かれることから、接種費の助成について、町長にお考えをお伺いいたします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

肺炎球菌のワクチンの接種の助成についてのご質問でございますが、肺炎球菌はのどや鼻にいる細菌で、肺炎、気管支炎、副鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎などを起こす細菌の1つであり、特に高齢者の肺炎の約半数は肺炎球菌が原因だというふうに言われております。肺炎球菌ワクチンは、肺炎のすべてを予防するワクチンではありませんが、接種することによって予防効果が期待されるものだと言われております。このため、高齢者の肺炎予防を推進するため、肺炎球菌ワクチンの予防接種を希望する者に対し、高齢者の経済的負担の軽減を図ることを目的に、ワクチン接種費用の一部を助成する自治体もふえてありまして、秩父地域では75歳以上の高齢者を対象に、秩父市及び皆野町がことしの5月から開始をしております。横瀬町が10月から開始をする予定だというふうに承っております。当町といたしましては、肺炎球菌ワクチンの接種費の助成については、言いわけみたいな形になりますけれども、限られた財源の中で実施することが必要であるというふうに考えておりまして、他の事業との優先順位や予防効果などを勘案しながら、よその町村等の考え方、それから行動、国や県の動向等も見ながら検討してまいりますが、ご質問の要旨にありますように、効果があるということ、それからお年寄りのとうとい命を守ることから考えれば、当然よその町と同じように、前向きに検討していくというふうに考えて準備を始めるところでございます。いろいろご指導よろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） 6番、新井利朗君。

○6番（新井利朗君） 前向きに準備を進めるというお言葉をいただき、大変心強く思いました。確かに、秩父郡市の中でもそういうふうな状況で始まり、横瀬も10月から始まるということでもありますので、長瀬もぜひ追随、いいことはどんどん追随していただきたいと思っております。何しろこのワクチンをすることによって、病気のかかりといたしますか、かかりも少なくなるし、あとかかった場合でも治りが早いというふうなこともあります。それから、入院の日数、例えばそういうふうな状態になったとしても、入院の日数も少なくて済むというようなことも結果として出ているようであります。ですから、ある意味では、財政的にはいい方向に、ワクチン接種は少し補助金出して、大きな財政支出の削減に結びつくこともあり得るかと思っておりますので、非常に有効な施策になると思っておりますので、先ほどお答えいただきましたけれども、前向きな状況で、ぜひ早目に実施していただきたいというふうに思うわけでありまして、何かこのほかのことにつきまして健康福祉課長、補足がありましたらお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 肺炎球菌ワクチンの接種の助成の関係ですけれども、昨年もたしか渡辺議員さんにもご質問いただいたかと思います。その時点では、本当に全国でも一部のところということで、秩父郡でも大滝の秩父地域だけということでしたけれども、今郡内では割と県内のうちでは秩父郡は割と進んできて、郡内の中では3市町がやり始めたところとやり始めるというところもありますし、小鹿野も検討しているようだということで、町のほうとしても、今町長が回答させていただいたように、前向きに検討していきたいと考えております。これの関係だけではなくて、ただ今子宮頸がんの関係の予防接種とかワクチンの投与とか、それから去年補正で始めまして、中学生のインフルエンザの予防接種とか、それから小さいお子さんに対する、この肺炎球菌も小さいお子さんにも予防接種、任意ですけれども、やれるようになったとか、そういうこともありますので、町としては、限られた財源の中で、順位ということも申しわけないのですけれども、だんだんと実施していけるように検討をしていきたいと考えております。来年度はいつになるかというのは、すぐは回答できませんけれども、前向きに検討させていただきたいと考えております。よろしくをお願いします。

○議長（齊藤 實君） 6番、新井利朗君。

○6番（新井利朗君） 何かちょっと前向きに検討ということで、ちょっと下がったようなお答えになってしまったのですけれども、そんなことはないと思いますので、来年度と言わずにこの冬でも場合によれば間に合いますので、早速検討していただいて取りかかっていたいただきたい。今実際に接種費用というのが6,800円ぐらいかかる、それを皆野町等では2,000円の補助というふうなことでありますけれども、できれば半額ぐらいに持って行っていただきたい。そういうふうなことから、逆に財政支出しそうですけれども、それによって医療費が削減されれば、かえってカバーもできますので、その辺の効果も大きいと予想されます。ですから、そういうこともぜひ検討していただいて、早期の導入をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時21分

再開 午後2時35分

○議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（齊藤 實君） 次に、8番、梅村務君の質問を許します。

8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） まず1番目に、先ほどもちょっと出たのですけれども、自立圏構想形成協定について、6月に数項目聞いたのですけれども、そのほかのものについて、今どの程度の進捗状況にあるか伺います。特に医療体系のほうについて、もうちょっとわかりましたら、どの程度進んでいるのかお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、梅村議員のご質問にお答えさせていただきます。

定住自立圏協定の6月議会でご質問いただいた救急医療、水道事業、人材育成の3事業を除いた協定項目の進捗状況についてお答えいたします。

初めに、協定項目1、医師、医療スタッフの確保及び負担軽減につきましては、秩父市立病院、秩父病院、小鹿野病院、皆野病院の主要4病院に対し、医師、医療スタッフの確保に要する経費、公立病院の経営改善、医師、医療スタッフの負担軽減をするための医療クラーク、電子カルテ導入などの設備投資、院内保育の整備などの支援に取り組むとともに、専門家を招聘し、公立病院の経営改善や医師、医療スタッフが集まる地域づくりについてアドバイスを受けていると伺っております。

次に、協定項目3、リハビリテーション体制の確立につきましては、秩父生協病院に対する回復期リハビリ施設の整備に対する支援を行うとのことでございます。

次に、協定項目4、住民を対象とした保健福祉事業の充実につきましては、現在ワーキンググループを開催し、マイカルテ、口腔機能の向上、自殺対策の3事業について取り組むこととなっております。

次に、協定項目5、子育て支援及び児童福祉の充実につきましては、ワーキンググループを開催し、ファミリーサポートセンター事業、病児病後保育事業の研究の2事業に取り組むこととなっております。

次に、協定項目6、生涯学習の充実につきましては、地域学である秩父学セミナーの普及について、担当者と調整中と伺っております。

次に、協定項目7、保護者の学習に関する事業の充実につきましては、親学アドバイザーの養成、認識講座の拡充事業として、平成22年度当初予算で基金から30万円取り崩しを行い、授業料の引き下げを行い、受講しやすくするとともに、親学アドバイザー事業の普及広報を構成市町村の教育委員会指導主事が行っているとのことです。

次に、協定項目8、滞在型観光の促進と協定項目9、外国人観光客の増加につきましては、4月より1市4町の観光課長等により秩父圏域での観光連携について議論するとともに、観光学の専門家である佐藤喜子光氏を講師として招いて、観光学の勉強会を開催しているとのことでございます。また、7月24日には明日の秩父を語る会を開催し、観光連携についてパネルディスカッションを実施しました。

次に、協定項目10、秩父まるごとジオパークの推進につきましては、8月4日にジオパーク推進協議会が設立され、推進体制ができ上がったところでございます。協議会では、ジオツアーの企画、看板の設置、ガイドの育成などが予定されております。

次に、協定項目11、圏域内企業の支援体制の充実につきましては、コーディネーター事業などの企業支援事業とファインド秩父分科会への支援を考えており、現在関係機関に打診中と伺っております。

次に、協定項目12、有害鳥獣対策の推進につきましては、鳥獣対策事業として農水省の補助金として1,037万9,000円の採択があったと伺っております。また、9月補正の基金の取り崩しで補助金の対象外となっている事務局の事務経費について、20万円を計上する予定となっております。

次に、協定項目13、秩父環境保全の推進につきましては、当面は温室効果ガスデータ収集管理システムの共同運営と環境基本計画の策定を軸に取り組むこととなっております。

次に、協定項目15、デジタルデバイドの解消へ向けたICTインフラの整備と協定項目16、地域情報共有システムの構築準備につきましては、情報化研究会に移行し、(仮称)秩父圏域情報化推進計画の策定に向けた検討を始めております。

最後に、協定項目17、交流及び移住促進事業の合同実施でございますが、その中の子供農山村交流事業は、農水省の補助金の採択を受け、8月の上旬にモニターツアーを実施したと伺っております。また、空き家バンクにつきましては、現在1市4町の担当者が空き家バンク設置に伴う要綱に関する打ち合わせや勉強会を行っているとのことでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 今の経過を聞いておりますと、まだ今どちらかと言えば準備段階のような感じもいたしますけれども、具体的に先ほど申し上げた医療体制の充実ということで、秩父病院なんかも具体的にもう動き出しているようでございますけれども、これによってまた秩父の医療体制が充実されるということは、非常によろしいかと存じます。

それと、地域の医療ということが今非常に問題になっております。たびたび私事で申しわけないのですが、小鹿野病院のほうも救急医療の問題もありますし、私が実際にそこへ行っていて、非常に何と云うのですか、先生が非常に頻繁にかわるというようなこともありますし、その都度見立ても違ってくる、そういうふうなことがありますして、先日ちょっとアレルギーが出まして非常に苦しい思いをした。薬はすぐやめましたけれども、そういう体制がまだ完全に整っていないという状況で、秩父谷の医療というのは、そういう1つの大きな病院がまたでき、移転して医療体制が拡充できれば非常にいいことだと思います。それと今ずっと十数項目、16項目にわたって今お聞きしたのですけれども、これが何番ですか、10ですか、秩父まるごとジオパーク、先ほど7番議員がちょっと質問しましたけれども、こっちの10番ですよ。それでその秩父まるごとジオパークというのは、今秩父自立圏形成協定というもののどの位置にいるのか、今、全くそれに組み込まれたのか、その辺がちょっと私よくわからないのですけれども、それについてお伺いしたいと思います。

それと、もしかこの先ほど私よく聞いていなくて申しわけないのですけれども、7番議員の中で、町長の答えたジオパークの問題のその委員会のようなものがあるということですが、今長瀬町でだれが行っているのかちょっと聞きそびれてしまったものですが、また改めて1つお願いしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 梅村議員の再質問にお答えいたします。

このジオパークの関係でございますが、どういう位置づけになっているかということでございますが、協定項目の中の1つとなっております。

それから、だれが行っているかということでございますが、これは教育委員会の小澤さんが、小澤のほうで出席しているということでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 非常に端的にお答えいただきましたので、時間も早く済みそうでございます。協定の中に完全に組み込まれているということでありますけれども、この問題は去年秩父市で、いわゆるジオパークの申請して何か却下されたような話を聞きますけれども、秩父市を中心にやる、先ほど7番議員が長瀬町が中心になってやってほしいようなこと言っていましたけれども、協定の中で組み込まれたということは、やはり長瀬対秩父で、中心市が秩父でございますから、どうしても補助対象にはなっているかど

うかわかりませんが、どういうふうな形でやるのか。

それと、今小澤さんが公民館のほうへ行っている方ですか。小澤さんが何か行っているという話ですけども、このジオパークというのは、この前の早稲田の学生が来てやった中に、ジオツーリズムというような表現も出ているので、観光というものがまず第1に考えられるわけでありましてけれども、それが1市4町でやるのか1市1町なのか、その辺の経過がちょっとわかりません。

それと、ジオパークって我々全く素人だからわかりませんが、少なくともちょっと研究すると一体何なのだろうということのはわかるのです。長瀬の緑泥片岩とか紅簾石片岩という皆野川ですね。そういうのをやると非常に貴重な発見なのですね、あれは。いわゆる何というのですか。全く引き返ったあれですけども、そもそもの始まりが秩父古生層の問題から始まっているという、そういうふうな問題だと思っております。それで、例えば長瀬の岩畳なんかも、これはこの地図があるのですけれども、変成岩の。この前変成岩って聞いたらよくわかりませんということなので、変成岩というのを一生懸命勉強してきました。それで、その変成岩というのは、三波石、大西の三波石のほうからずっと南へ下って、長瀬ちょうど通っているのです。白亜紀の地殻変動というふうな話聞いています。古生層のちょっと後ですね。そういうふうなものも皆さんが本当に長瀬をそれだけの、例えば1つの観光資源として、学識資源としても結構です。そういうものをする場合には、少なくとも最小限の知識を持って臨んでももらいたい。私はそう思います。我々がこうなって質問するのに答えられないようなことでは、果たしてそこへ出ているのか、何のために出ているのかわからない。私はそういうふうに考えるのですけれども、確かに地味な学術ですので、このジオパークというのは、非常にあれなのですから、これなんかだっただけが長瀬の入ったところのすぐ下の岩です。こういう岩が草でわかるのですけれども、ちょっと勉強するとわかるはずなのです。だから、我々がここで今ちょっと質問することに対しては、答えられるような状況をつくってもらいたい。少なくとも教育委員会の方、少し勉強してもらえば、またその小澤君が専門にやってももらっても結構ですけども。我々が1つ聞きたいなと思っても、いやわかりませんで済んでしまう。そういうふうなことが多々ありましたから、私たちとしては、そういうふうに希望するわけでありましてけれども、先ほどの中に細かいことは、町長確かにわからないと思います。それは職員がやっているわけですから。でも大体大ざっぱなものは、首長がわかっていないと。方針というのは決まらないはずですよ。民主党のあれがどうなったかわかりませんが、きょうも。恐らくですよ、少なくとも少しはやっぱり以前私たち申し上げたように、財政のことは所管ぐらいは全部わかるようにしておいてくださいねと言ったけれども、それ何回かその後質問したけれども、ちょっと無理だなと考えたので、さっきの7番議員の資質の問題、職員の資質の問題でそこに到達したわけなんです。また改めてこの問題は質問したいと思いますけれども。その職員がそういうものに参加する、またあるいは首長なり課長さんなりがそういうものに参加する場合には、ある程度の知識を持って私は臨んでももらいたいのですが、そういうふうな考え方の中に、考え方が皆さん持ち合わせているかどうかちょっとお聞きします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 定住自立圏構想というそもそもの問題は、秩父市が手を挙げて、栗原市長のときに手を挙げました。これは、1市何町というようなことから始まって、1市1町でもいいし、1市ゼロではまずいというようなことから始まっているわけでありまして、そのジオパークの問題も、これは今一番最後のほうに動きが始まったというふうに認識をしておりますが、長瀬はその地球の窓と言われている自然の博物館もある、そういうことから考えると、これが長瀬が中心になってもいいのではないかというのが7

番議員の質問の要旨だというふうに考えております。しかし、定住自立圏構想というそもそものことを考えますと、1市と何町というのは、いつも市が中心になっているということが基本的な順位の中に入っております。ですから、秩父市が入って、では長瀨町、皆野町、横瀬、小鹿野町、横瀬も武甲山の問題が出たときに、加藤町長がうちのほうは武甲山を生活の大きな糧にしてやっているのだから、武甲山をそれを外して問題を話を進めるといようなことがあれば、横瀬はそのジオパークの問題は入らないと、もうはっきり言いました。そういうそれぞれ小さな秩父の中でも、エリアの中でいろんな思惑があるわけでありまして、それを調整するというのは、やっぱり秩父市が中心になって、市長が中心になって、そして職員のワーキンググループができてという形が基本的にとれているわけですから、長瀨町は、そのことの一助を担うということの中で話を進めていくということが基本的には定められているわけでありまして。そういうことから考えて、積極的に行動することについては、私は異議を挟むものではございませんが、やっぱりそういう組織の中の流れの中で、長瀨町のあるべき姿というのは、余り秩父市を超えてやるような形にとっては、私は問題があるのではないかとこのように考えます。だから、わからなくてもいいやということではなくて、勉強はそれぞれの担当者がしていただくことが当然の前提でございますが、そういう状況の中で一緒にやるということを考えていかなければいけないのではないかとこのように考えております。地質学の宝庫と言われている秩父、特に長瀨町については、このことは大きなこれからの観光資源の1つとしても発展をする可能性というのを秘めているわけですから、これをおろそかにしようということを考えているわけではない。ただ、そういう状況の中で推移をしていくということもご理解をいただいた上で、ご助言やご指導をいただければありがたいと思います。

○8番（梅村 務君） 3回終わったのですが、今ちょっと聞きたいことがあるので、もう一回お願いします。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 確かに忙しい中でこういうものをいろいろ研究するのは大変なことだと思います。しかしながらここにもこれインターネットでこういうふうな秩父まるごとジオパーク計画というのがもう既に出ているのですけれども、日本地質学発祥の地、この発祥の地というのは、さっき言った秩父古生層の研究なのです。これが始まったことが秩父が非常にクローズアップされてきたという理由なのです。ここに図がありますけれども、三波川からずっと千葉のほうまで変成岩のあれがあるのですけれども、そういうふうなことで、大体長瀨の緑泥片岩、いわゆる片岩、いわゆる変成岩ですね、それは三波川の続きなのです。全く同じ系統なのです。だから、そういうものをある程度わかればまたおもしろくなってくるし、またガイドなんかでも、ボランティアガイドなんかでもそういうものがわかれば、非常に興味を持ってまたお客さんも来るのではないかなと、私はそういうふうに考えております。

この間ちょっと帰りがけにようばけへ寄ってきたのです。小鹿野の。初めて寄ってみたのですけれども、あれが1,500万年前だということで資料に書いてありましたけれども、アンモナイトなんかも出てくるし、化石もすごいのが出ていて、あれはあそこにあるのはレプリカらしいのですけれども、本物は何かこっちの長瀨のほうへ来ているという話で、2体レプリカをつくって、1体のほうは何かしまっているようなこと言っていました。そういうものもやっぱり恐竜の化石が出ているということで、そういうのを研究し出すと結構おもしろいのではないかなと思うけれども、さっきも言ったように、非常に地味な学問でありますから、それがどの程度受け入れられるかどうかということは、ちょっとわからないと思います。しかし、それが1つの秩父郡市の点でなくて線で結ばれるジオパークであれば、またこれは別の意味で価値



が生まれてくるのではないかなと、私はそういうふうに感じます。

ですから、恐らく長瀬ももちろん発祥の地だとすれば、その秩父は地質学の発祥の地だとすれば、長瀬は指導的な立場に立って当然非常に珍しいあれが赤廉片岩、あれが非常に珍しいってさっきも言ったとおり珍しいらしいですけれども。そういうものがあるのですから、財産としてあるのですから、いろんな例えば銅の原石みたいなものがある、そういうところいろいろ探してみると、この町の指定のあれの中にも、やはりそれが全部出ています。そういうものも長瀬という町の中で観光としての資源にもなり得るだろうと思うのです。また、この後観光協会のことで質問しますので、このぐらいにしておきますけれども、ぜひひとつ役場も腰を据えてそういうものに取り組んでもらいたいと思いますけれども、ひとつよろしくお願いします。

次移ります。2番目、最低制限価格制度について。平成21年度、これ20年度ですよ、要領ができたのが。それで、21年度の7月か何かに制度を取り入れたということだと思っておりますけれども、その予定価格と最低制限価格の設定方法、いわゆるどういうふうに算出するのかということ。また、制度を導入する基本的な考え方とその効果といいますか、目的といいますか、そういうものについてひとつお答え願いたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、梅村議員の最低制限価格制度についてのご質問にお答えいたします。

最低制限価格制度は、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札者を失格とし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札したもののうち、最低の価格をもって入札したものを落札者とする制度でございます。

予定価格の設定方法につきましては、取引価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮し、町長によって設定されております。

次に、最低制限価格については、予定価格算出基礎の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に一定の率を乗じた額の合計額に消費税を加えた額となります。なお、その最低制限価格が予定価格に10分の9を乗じた額を超える場合は10分の9の額となり、予定価格に10分の7を乗じた額に満たない場合は10分の7の額となります。予定価格に10分の7から10分の9までの範囲内で町長が定める割合を乗じた額となっております。

続いて、制度を導入する基本的な考え方と効果についてでございますが、ダンピング受注による公正な取引秩序の障害、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を未然に防ぐことを目的にしており、行政サービスの質の低下がない契約の履行の確保ができると考えております。しかし、この制度は、最低制限価格を下回った場合、失格となってしまう、金額を少しでも下げて入札に参加する業者の意欲を阻害することになります。当町では、国、県の通知に基づき、平成21年4月から試行ということで、最低制限価格を設定しての指名競争入札を実施してまいりましたが、失格者が多く、町の財政面も考慮し、現在ではこの制度の採用は控えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 確かに余り粗雑な工事なんかでは困るわけでありましてけれども、もちろんダンピングとか、そういうものを防止するためのものだろうとは、私もそう思います。ただ、問題は、工事のいわゆる予定価格というものが、これはちょっと質問の中に入りますので、予定価格というのは、一体どうい

う設定の方法なのか、あるいはまたその見積もりする場合、その業者が私が何回も聞いているのですけれども、積算見積もりをして持ってきているのか、そういうものを参考をしているということも答弁で聞いたことあります。それから、設計価格と予定価格の関係について1つ、それは答えられたら教えてください。

それと、この最低制限、今この最低制限を設けることは見合わせているということなのですけれども、しわ寄せが行くというような表現もありましたよね。そのしわ寄せが行くよりも、その最低制限を設ければ、それが最低制限を設けること自体が適正なのではないのかなと私は思うのですけれども、これ以上下がってはいけませんよというのは、それよりも下がってしまうからしわ寄せが行くという表現なのですね、今の。そうすると、それはちょっと矛盾しているのではないかなと思う。最低制限は設けていいと思うのです、要するに。その率によって、これでいくと最低制限を何十%か掛けて最低制限を設けるわけですけれども、もちろん入札の内容によっては、例えば業務委託とか、そういうふうなものについては、また別でしょうけれども、一般建設については、それで必要だと思うのですけれども。

それで、去年の4月1日から現段階、8月26日までの入札について、これだけなのです。これだけあるのですよ、今入札が。数十項目。それで、最低価格をつけているのは幾つもないのです。1つ聞きたいことは、この間大規模中学の問題になったときに、一言で企業努力ですで終わりました。6月議会で。企業努力、確かに企業努力なのですよ、安くできるということは。我々の仕事もそうです。半値でやりますよのでできるのですから。それはいいのですけれども、その企業努力だという金額にしては、余りにも低いような感じなのです。

それで、その幾つかの問題について、参事も1つ答えてもらいたいのです。今度追加が出るようすけれども、1億2,750万という、2億3,500万がこれで落ちたわけですね。落とした、契約結んだわけですね、落ちたのではない。契約を結んだのです。それで、この金額が1億3,300万円だと言ったよね、補助金が。これは、恐らく余ると返さなくていけないのだろうと思うのだけれども、そういう答弁は、ことしの3月に樋口の子供と老人との共生施設の中で7番議員の質問に答えています。返しますということが総務課長から。それで、返すのかどうかしれないけれども、そうすると丸ごとできるわけですね、補助金で。そのことが今2つ目ですよ、それもちょっとお聞きします。

それと、この入札の結果が、今までは議会に出ていたのが急に出なくなってしまうから、これは電子化されるということと、データ化されたということだと思うのですけれども、私なんかも光が入ってからで初めてインターネット、パソコン入れたのです。まだ何カ月でもないわけ。二、三カ月なのすけれども、これをこの議場に、皆さん全部インターネットやっているのなら話は別ですけれども、やっていない人もいると思うのです。そういう人には配ってもらいたいなと私は思う。それ3つ目。なぜかという、ずっと役場のあそこに1カ月ぐらい掲示されるのですよね、この紙が。それでいいのですけれども、一々役場へ来て見るのかなというふうな感じです。前はここへ載っていましたね、必ず議会のときに。それはひとつちょっと検討してみてください。私は、8月25日までの入札については、もう全部プリントアウトしてありますからわかりますけれども、それでそれが3つ目。

いま一つ、参事がこの前この大規模工事の最高を言ってくれと言ったら、金額は言いましたよね。2億1,100幾万で。業者言ってくださいと言ったら、いやそれは言えませんということだった。議事録に載っていますから。それで、そのどこかわからなかった。これ出したら金額わかるわけだよね。ということは、なぜそこでそういうふうな言葉が出たのか、その秘密主義なのか、絶対公開してはいけないのかとい

うことです。それが4つ目、わかりますね。

あと1つ、予定価格というのは、事前に公表するわけですよ、最低価格を設定するときには。結果として、入札の結果として予定価格がわかるわけですか。普通はそうなのですよ。設計価格イコール予定価格の地方自治体もあります、調べてみたら。それに何か掛けるというので。さっき町長さんの話ですと、何か何掛けですねなんていうようなこと、ひょこっと耳に入ったのだけれども、その辺がどうも聞きそびれてしまったのですけれども。ここでこういう人も大事だと思えるのですけれども、2億1,100万、最高が。それで最低が1億2,750万ということは、これは最低設定価格は、今課長の説明ですと、いわゆるいろいろ障害が生まれてきているのだと、設定価格そのものに障害が生まれてきているのだというふうなことなので、今見合わせているところですよという表現がありましたけれども、では何のために導入したのだらうと私は思うのです。最低設定価格、この前も私もう二、三年前に横須賀の例も話したと思う。最低価格は設けていますよと。非常にスムーズに行っていると、工事が。非常に市内の業者にも好評だというふうなことを言っているのですよ、横須賀では。それで、私はこれは絶対設けてやるわけだと思えるけれども、それは町長の裁量に、これで行くと制限の要綱でいくと、町長の裁量にかかってしまっているのですよね。例えばの話ですよ、余り真剣に聞かなくもいいですからね。この大規模なんかの場合には、もう完全に大体7掛けなのですよ、見ていて。幾つかこの最低制限がやっている、入札があるのですよ。それ大体7掛けなのですよ、計算してみたら。中には8掛けのこともありますけれども。それで7掛け掛けるとすぐ出るのです、最低制限価格は。それで、この最低制限価格にこれをつけると、これは失格になってしまうわけですよ、この大規模改修は。ということは、予定価格の2億3,500万というのは、何の根拠でその算定されているのかというのが、ちょっと我々については素人だからわからないわけです。1級建築士の何かに聞いてみました、東京の。そういうことは、たびたびあるのですよという表現です。これだけはじかに聞いたのですから間違いのないと思いますけれども。ただし、小学校は最低制限設けましたね、小学校のときは。今度はなぜ設けないのかということがあれなので、それは5つ目、答弁してください。

それと、これはちょっと余談になりますけれども、6月の議会で、ちょっとおかしいのではないですか、こんな安くできるのですかって聞いたら、課長は企業努力ですって胸張ってそこで答えていましたよね、こっちは胸張って質問もできないから。そこで平参事が、いやこれはちょっとおかしいと思ったから、私もよく見直してみましよう。できるはずがないと思ったのだけれども、今の言葉はないよ、そういう表現ですから。見直してみました。でもできるなと思ったのでという議事録があるのですよ、ここに。ページ数も言いましようか。そういうことは、県なんかの入札で行くと、1級建築士は結構いるのです、職員の中に。そういう人たちはわかると思うのです。これなら大丈夫だなということは、役場の職員でそれがわかるということですよ、工事内容も。その積算見積もりも。なかったらそういう表現出ないわけだから、何か言葉が違っていたというのなら、それは個人的に平参事が言ったことですから、言ってもらえば結構です。

今言った5つちょっと答えてください。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 梅村議員のご質問にお答えさせていただきます。

1番目だったと思うのですが、設計価格と予定価格という形のもののことですが、設計価格をもとに予定価格を決めております。

それから、2番目、これ質問だったかどうかわかりませんが、矛盾が生じているというお話でございま

した。しわ寄せがあるという言葉で矛盾を感じるということですが、最低制限価格を設けないとしわ寄せが行くと。それを防ぐことを目的としておりますということですが、矛盾ということではないかと思えます。

それから、入札の結果ということで、少し前まで皆さんのところにその表をお配りしてあったということですが、何年か前までには確かに配付しておりました。先ほど議員おっしゃるように、インターネットにも載せてあることや役場の前の掲示板にも公表して置いております。それから、窓口にも入札結果を置いてあります。さらに、議会でその配る情報につきましては、数カ月前の情報ということで、決して新しいものではなくてしまうところからやめたというところであります。

それから、予定価格の公表ですが、事前公表となっております。それと、その最低制限価格をなぜ設けなくなったかというご質問があったかと思うのですが、これにつきましては、一番最初に答弁させていただいております。最後のほうに答弁させていただきましたが、この制度、最低制限価格の制度ですが、最低制限価格を下回った場合に失格者となってしまい、金額を少しでも下げて入札する、入札に参加する業者の意欲を阻害することにもなるということと、実際21年4月から試行という形で実施していましたが、失格者も多い、それから町の財政も考慮してということで、控えておりますという形となっております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 参事。

○参事（平 健司君） それでは、梅村議員の私に対する質問を2点ばかりお答えをさせていただきます。

前回入札結果表について、私が答えているというお話ですので、私は余り記憶がないのですが、入札に関しましては、総務の参事が担当していますので、例えば私がお答えしたとすれば、私の答えられる範囲でお答えしていると思います。

それから、もう一点、積算根拠の関係、私が見直して大丈夫だというような表現がございましたけれども、私ももう一度議事録見直してみますけれども、積算根拠について、余りにも安いので不安があるので、設計業者に見直したという表現を、私は見直しをさせたという表現をしたつもりでありますので、私ももう一度議事録見ますけれども、その業者がこれ大丈夫ですということで、大丈夫ですよというお答えを返しているはずなのですが、もう一度私も見ますけれども、梅村議員も議事録もう一度確認をお願いしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 今回の総務課長の答弁だと、どうもやっぱり納得いかないというか、うまく理解できない。理解できないということは正しいかもしれませんが、頭いいほうではないけれども。その最低価格を使わないと、例えば、よろしいですか、予定価格は事前に公表して、最低制限価格を出したとすれば、それを下回って見積もる人っていますか、入札に。そんなことする人はいないでしょう。だって失格がわかっているのだとすれば。もっと安くしたいと、これももっと安くしたいという考え方で業者がやって、何か評価制度みたいなものもかかわってくるのでしょうかけれども、そういうふうなことであれば、情状酌量はできると思いますよ、確かに。しかし、最低制限価格を設定することが困るのだということにはつながらないと思うのです。他町村の、他町村と言っておきましょう。見たら、ここのところずっと全部最低制限価格は、委託料とかそういうふうな特殊の消耗品のあれとか、そういうふうなものは別として、全部制限価格がついています。ということは、その町ではそれは全く支障を来さないだろうということな

のでしょうか、結局。だけれども、もしかそういうことでそういう下回った人たちを救いたいという気持ちであるのなら、なぜ最低制限価格というのを導入したのか。そこでもう既に矛盾が生まれるわけです。やってみなければわからないというのなら話は別ですよ。これは、県のほうですごいあれでしょう、前からやっているのでしょうか。町村もやっているところはやっているし。改めて長瀬町が導入して、すぐ民主党の政権みたいなもので、すぐだめになってしまうのでは困るから質問するわけですけども、そういう意味で、私は基本的にはそういう意味で質問している。だから、私は設けていいと思うのです。できるだけ努力をするけれども、できない人ってというのはしょうがないから、もう。高く出すわけですから、企業努力してもだめなところは。企業努力して大丈夫ならば、私は制限価格7掛けで予定価格の7掛けで私が入札しますよという人も出てくるわけ。その非常にその企業努力ですというのが耳にずっと残ってしまっていて抜けないのですよ、こっちへ。こっから入って。だから、頭の中企業努力だというのがぐるぐる回っていますから。そういうことで、町長が町長の裁量でそれができるといふことにこれなっていますので、町長が認めなければいいわけなのです。でも町長は基本的には、ではこれを導入した理由というのが何なのですか。あるいはそれでまた今やる気が見合わせているといふことは何なのか。それは、町長でなくてはわからないわけで、総務課長ではわかりませんから、町長の裁量に対して云々言うことはできないわけですから、それ町長にちょっとお聞きします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 先ほど申し上げた中に、多分申し上げてあるはずなのですが、国や県の通知に基づきまして、平成21年4月から試行ということで、最低制限価格を設定し指名競争入札を行いましたという答弁があります。私のほうも県のほうからの強い要請により、最低制限価格を設けて入札をやってほしいという要請がありました。私も基本的には業者の自由競争を阻害する1つの問題点だといふふうに私は考えておりましたから、県のほうでそういうふうにするのなら、それはやってみましょうと。しかし、これが企業の競争意識というものをなくす大きな要因になる可能性がありますといふことを私は考えました。というのは、最低制限価格を設けて、例えば100万円のを70万円の最低制限価格をもしかけたとします。しかし、それよりも68万円でできますよといふことになったときに、68万円に入れると70万円以下だから失格になるわけですね。企業の力というのは、私たちは、町で入札をする業者を選ぶときには、その指名をする業者は、指名選定委員会という委員会がありまして、職員の幹部の人たちが集まって、そこで業者を決めるわけです。その業者を決めるというのは、いろんな状況や例えば資料をもとにして、この仕事はこの企業ならできるといふ条件の当てはまる業者を選んで設定するわけです。ですから、そこで自分たちが都合が悪かったり仕事がいっぱいあるときは、向こうからお断りされることもあります。県のほうからの強い要請に基づきまして、私も本心ではございませんでしたが、本意ではなかったですけども、やりました。何回かやったけれども、やっぱりその最低制限価格落ちるところが何社も出てきました。私たちが財政的に非常に豊かで、高くても入札をさせて落とせばいいのだよといふことを考えて入札をするわけではないですから、たとえ幾らでも安くしてしっかりできる業者を選ぼうといふのが、私たちの基本的な考え方ですから、最低制限価格はやめました。それは、私の指示によってやめたわけでありまして。だから、その問題について、もし何かがあるとすれば、それは私の責任であるといふふうに考えます。しかし、そういうことは、問題があるという認識を私は今でも持っておりませんし、そのやめたことについては、間違っていなかったといふふうに考えます。

今中学のほうの工事が行われておりますが、あれの落札率が51%であります。私たちが51%の落札なん

てことは、夢にも考えませんでした。しかし、業者はそれでできますという話で入札を入れたわけですから、それを管理監督する設計監理委託というのがあって、業者がついて監督をしてくれています。そのほかに役場の職員も毎日、隣ですから行って、ちゃんと管理監督をしていただいております。全くそういう意味では、信頼に足りる仕事をやっていただいているというふうに私も時々見せてもらいますが、いろいろな問題が出てきました。前の建物の工事の中で設計と合わない工事の現実というのがいっぱい出てきて、それが今議会で補正を組ませていただきましたそのものをそのまま覆いをかぶせてしまっていてはいけないよと。前の業者がやったことではあっても、ちゃんとした手入れをした上で、子供の安心安全を守るのは私たちの責務だと。だから、それはお金がかかっても議会のほうでご理解いただくように努力をするから、その金については、追加をなささいという話は、申し込みがあったときに、それをそのまま隠すことなくちゃんとして、後の人は手を入れても子供の安心安全が守れれば、そういうふうにやりなさいということを私のほうから申し上げたわけでありまして。特別そういうことで疑われるようなことをやっているでも全くございませんし、その最低制限価格は、設けたために町のほうで出す金がかえりたええ幾らでもふえれば、これは大きなやっぱり財政の弱いところから見れば、たええ幾らでも安いほうがいいと。中学の51%というのは、非常に私としても驚きましたが、それも一流の業者が受けたわけでございますから、これを否定する根拠は、私たちにはありません。ですから、やっていただいてしっかり管理監督をするということが前提で仕事をやっていただいておりますし、そのことについて不安を持って見守っているということではありません。多分大丈夫だというふうに考えております。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） ちょっと確認のために発言させていただきます。予定価格は事前に公表はしておりますが、最低制限価格につきましては、事前に公表はしておりません。落札者決定後にしております。先ほど梅村議員のおっしゃる中で、最低制限価格以下で入札する業者はいないですよというお話ですが、事前公表しておりませんので、その最低制限価格以下で入札が実際ありました。ちょっと若干勘違いをされているのかなと思ひまして、確認で発言させていただきました。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。3回。

○8番（梅村 務君） すぐ終わります。

今の町長の話で、大方のことはわかった、理解はできるのではありますけれども、ちょっとこの導入したことの、最低制限価格制度を導入したことについて、その目的がこの下に書いてあるのですけれども、さっき課長が読んだのがこの言葉です。ということは、これは適当でない。これは否定できる文面です。よろしいのですか。それをちょっと1つ聞きたいと思ひます。この文面は、私も勘違いしていましたので、課長の言うとおりの、確かに公正の取引の秩序の阻害、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化になるからこれを設けますよというために導入したわけですよ。そうすると、この言葉というのは、これは長瀬町においては、こういう導入目的に対しては、この言葉は否定していいわけですね。無理があるわけですね。そうすると、この何のために導入したのかということが何なの、全然意味がなくなってくるわけなのですから、それについてちょっと説明してください。終わりますから、それで。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 梅村議員の再質問にお答えいたします。

予定、このダンピング受注による公正な取引秩序の阻害、下請業者のしわ寄せ、労働条件の悪化等あり

ますけれども、それを防ぐ目的としてこれを導入したということで、21年4月に試行という形で始めたわけです。ですが、その後当初に回答したように、最低制限価格を下回った場合に失格となってしまう、金額を少しでも下げて入札に参加する業者の意欲を阻害することになります。それで、このように実際失格者も多かったものでございますので、町の財政面を考慮し、現在では控えておるということでございます。ですから、当初の試行を導入した経緯につきましては、当然この趣旨に賛同して試行に至ったということでございます。

以上でございます。

○8番（梅村 務君） では、質問ではないので、ちょっと済みません。

今私がちょっと申し上げたいことがあったのですけれども、この公共の工事というのは、やはりしっかりしているのです。すべて。一番いい例は淡路大震災、あのときに公共の建物というのはほとんど崩れていないのです。民間のはほとんど崩れていましたけれども。そういうふうなことが基本的にあるわけですから、安かろう、悪かろうでやってしまうと企業努力だってその一言で片づけられない部分あると思うので、その辺はひとつ慎重にやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

最後に移ります。観光振興について、観光協会が法人化されて1年半過ぎたわけでありましてけれども、長瀬観光がどのようにさま変わりして進展しているのか、所見をお伺いいたします。町長、お願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） それでは、3番目の質問についてお答えいたします。

長瀬町観光協会が昨年の4月に法人化されまして、観光協会と観光案内所が同一の事務所内にあるというメリットによりまして、職員体制が強化をされました。年間を通じて長時間きめ細かい案内等が可能となりましたので、観光客の利便性も飛躍的に向上しており、観光客の方からも多くのお褒めの言葉をいただいております。観光宣伝やマスコミの取材に対しましても、以前にも増してスピーディーな対応が可能となったため、観光協会からテレビ局や雑誌の取材等も昨年より増加傾向にあるという報告を受けているところでございます。本年4月からは、収益増加策の1つとして実施してまいりました電動自転車の貸し出し事業につきましては、予想以上に好評で、順調な貸し出し数となっているとの話であります。今年度は、埼玉県ふるさと雇用再生基金市町村事業を活用し、長瀬観光振興支援事業を実施いたしております。この結果、職員の雇用と人材育成が図られるものと思われ、今後の観光協会の運営にとって必要不可欠な支援事業の1つであるというふうに考えておるところでございます。私もたびたび観光協会の事務所には訪問させていただいて、いろいろなお話や人の流れ等々につきまして見させていただいておりますが、非常に的確な対応、客に対する対応、それから電話なんかもすばらしい対応をしていただいて、中身が大分充実してよくなったなというふうにうれしく感じているところでございます。観光協会が法人化されて1年半が経過いたしてあるわけでございますが、法人化の準備段階で不安なところもいっぱいありました。しかし、現在の状況を見ますと、私が考えていた以上に非常に立派な運営が行われているというふうに、うれしく思っているところでございます。

以上でございます。

〔「1回だけちょっと、一、二分で結構ですから」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 梅村務君に申し上げます。

一般質問の制限時間を経過いたしましたので、これで終了といたします。

以上、通告のあった一般質問は全部終了いたしました。



#### ◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（齊藤 實君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第27号から議案第42号までの16件でございます。

議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



#### ◎議案第27号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第5、議案第27号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第27号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） これより議案の内容について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 議案第27号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、この条例の改正を行う必要が生じたので、県の参考例に基づきこの案を提出するものでございます。

恐れ入りますが、お手元の参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第8条の3第1項でございますが、職員の配偶者が常態として対象となる子を養育することができる場合には、早出、遅出勤務の請求をすることができないとされていましたが、配偶者の状況にかかわらず請求することができることとするため、次に掲げる「職員」の後の括弧書きの部分を削除したものでございます。

また、同条第2項は、介護のための早出、遅出勤務について、第1項を読みかえて適用しているものでございますが、今回の改正は、第1項の改正に伴う読みかえ規定の整理を行ったものであります。なお、読みかえ後の内容は、改正前と変更はないものでございます。

8条の4でございますが、1枚めくっていただきたいと思います。本条は育児または介護を行う職員の



深夜勤務及び時間外勤務の制限を規定しているものでございますが、育児を行う職員の時間外勤務の制限に関しましては、改正前の規定により、子が小学校就学の始期に達するまで1月について24時間、1年について150時間を超えて時間外勤務をさせてはならないこととしていましたが、今回の改正では、これに3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならないこととする第2項を追加したものでございます。

また、第2項の新設に伴い、第2項を第3項に、以下項を順次繰り下げるとともに、第2項から第4項までの引用規定の整理を行ったものでございます。

第14条第2項第15号でございまして、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため1年に5日の範囲内で特別休暇を受けることができるという規定でございまして、その看護の内容に疾病の予防を図るために必要なものとして町規則で定めるその子、「小学校就学の始期に達するまでの子の世話」を追加するとともに、その世話ですが、予防接種または健康診断を受けさせることとございます。を追加するとともに、小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、1年に10日とすることを加えたものでございます。また、その次に、同条例第15条第1項、介護休暇中日常生活を営むのに支障がある者、要介護者の介護のために1年に5日以内、要介護者が2人の場合は、10日以内の休暇を取得できるとする第16号を追加したものでございます。さらに、第2項第16号の新設に伴い、号番号及び規定の整理を行ったものでございます。

条例のほうに戻っていただきまして、裏面でございます。附則でございまして、この条例は、公布の日から施行し、平成22年6月30日から適用するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 私は、この問題について賛成です。しかし、言っておかなくてはならないことは、多々あるのですけれども、1つは、この介護休暇とか早出、遅出の問題とか、あと介護のために特別時間をくれるとか、そういうこの議案は、全国津々浦々の公務員というか地方公務員がなるのでしょうか。私は、この問題は、役場職員がこういうふうになることは、本当にいいのですけれども、民間が余りにもこういう問題に対して厳しい状態なのです。しかし、今の政権もそうですけれども、子育て支援や育児の問題について、本気になってきたということはいいことなのですけれども、民間がこういうふうにならぬ進んでいないというのは、やはり今の政権がこういう民間もきちんとやるように指導しなくてはならないのではないかと思っております。今子育て支援と言うけれども、子ども手当やいろんな問題が進んでいますね。すばらしいことなのだけれども、余りにも民間がこの厳しくやっているということについては、やっぱり日本の少子化が進まないという現実があると思うのですけれども、答えられたら、今どういうふうな状態なのかについて、少子化でなく少子化が解決するためには、こういうことを改善しなくてはならないので、今の状態を、思いを教えてください。今恐らく地方議会では全国津々浦々でこの問題が審議されていると思うのですけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今おっしゃったことは、当然長瀬町でもやるわけですから、各自治体でもやっていることというふうに思っております。ただ、国のほうの動向につきましては、私たちがとやかく言っても

始まらないわけでありまして、きょうも最初のあいさつの中で、非常に厳しい状況の中でこんなことをや  
っていていいのかという言葉を少しつけさせてもらいました。これは、担当のところから出てきたあいさ  
つ文の中にはなかったのですけれども、それを入れてくれという話をして申し上げたわけでありまして、  
それ以上のことは私たちが言っても、国の政治の体制の問題でありますから、これは渡辺さんたちが頑張  
って、もっと共産党の数をふやしてもらえば、それができるのではないかなと、そこに期待をしたいと思  
います。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第27号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改  
正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第28号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第6、議案第28号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議  
題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第28号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申  
上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいということで、この案を  
提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 議案第28号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまし  
てご説明申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、この条例の改正を行う必要が生じたので、県  
の参考例に基づきこの案を提出するものでございます。

恐れ入りますが、お手元の参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。第2条でございま

すが、この条文は、育児休業することができない職員を定めたものでございますが、第5号及び第6号を削除し、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児休業をすることができることとした改正となっております。

また、あわせて非常勤職員及び臨時的に任用される職員に関する規定の整理を行ったものでございます。

また、第2条の次に人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間を57日間とする、第2条の2を追加するものでございます。

第3条第1号でございますが、第5条の規定に伴う規定の整理でございます。1枚めくっていただき、第3条第4号でございますが、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業をした後、3カ月以上を経過した場合に再度の育児休業をすることができることとする改正で、第5号は、この出生の日から一定期間内、57日間以内に最初の育児休業をした職員は、特別な事情がない場合であっても、再度の育児休業をすることができるよう育児休業法が改正されたことに伴う字句の整理となっております。

第5条でございますが、第1号の「職員が育児休業により養育している子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったとき。」を削除し、配偶者が常態として子を養育できることとなった場合でも育児休業の取り消し事由には当たらず、引き続き育児休業をすることができることとしたものでございます。

第9条でございますが、本条は、育児短時間勤務をすることができない職員について定めたものでございますが、第2条の改正同様、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児短時間勤務をすることができることとしたものでございます。なお、非常勤職員及び臨時的に任用される職員については、第2条と同様、規定の整理となっております。

第10条第1号でございますが、第9条第5号が削除されたことに伴い、育児短時間勤務の定義を改めて行うための改正及び第13条の変更に伴う規定の整理でございます。

また、第4号についても同様に、第3条の変更に伴う規定の整理でございます。

1枚めくっていただき第5号でございますが、夫婦が交互に育児休業等したかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児短時間勤務をした後、3カ月以上経過後に再び育児短時間勤務をしようとする場合には、特別な事情に該当することとし、育児短時間勤務をすることができることとしたものでございます。

第13条でございますが、取り消し事由から、「職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。」を削除し、職員が育児短時間勤務により子を養育する時間に配偶者がその子を養育することができることとなった場合でも、育児短時間勤務の取り消し事由には当たらず、引き続き育児短時間勤務をすることができることとしたものでございます。

第19条でございますが、第2条の改正同様、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は部分休業をすることができることとしたものでございます。また、非常勤職員については、第2条と同様規定の整理を行ったものでございます。

第20条でございますが、字句の整理を行ったものでございます。

恐れ入りますが、条例のほうに戻っていただきまして、こちらのやはり裏面、裏面でございます。附則第1条でございますが、この条例は、公布の日から施行し、平成22年6月30日から適用するものでござい

ます。

また、附則第2条の経過措置でございますが、施行日前に育児休業等計画書により申し出た再度の育児休業、または育児短時間勤務の請求の計画は、施行日以後は、改正後のそれぞれの規定により申し出た計画とみなすことを規定したものでございます。

よろしくご審議いただきご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第28号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時56分

再開 午後4時10分

○議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



### ◎議案第29号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第7、議案第29号 長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第29号 長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

児童扶養手当法の改正に伴い関係規定の改正をしたいので、この案を提出するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

○町民課長（福島 勉君） 議案第29号 長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げましたとおり、児童扶養手当法の改正により新たに父子家庭が対象にされたことに伴い、関係規定を改正する必要性が生じたことなどから、条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第2条の用語の定義の条でございますが、父子家庭と養育者家庭の定義に見直しを行うものでございまして、第2項中「父」の次に「が監護し、かつ、その児童と生計を同じくする」を加え、第2条3項中、「父母及び児童福祉法」を「その児童の父母、児童福祉法第6条の2に規定する小規模住居型児童養育事業を行うもの及び」に改め、さらに養育者の定義を第2号、第3号として追加するものでございます。

続いて、第2条第6項では、字句の整理として、「他の法令の」を「法令又はそれに準ずる」に改めるものでございます。

続いて、めくっていただきまして、第3条第2項第3項で、対象者が重複する場合における調整規定を追加するとともに、対象者から除外されるものを1項繰り下げなどを行うものでございます。

続いて、第4条第1項の所得の制限をする者について適切な文言として、「対象者」を「第6条に規定する受給者」に改めるものでございます。

続いて、第6条第2項第1号中、「地方税法」の次に地方税法の公布年及び法律番号であります「(昭和25年法律第226号)」を加え、第2項第3号の「制作費」を適切な字句に改めるものでございます。

続いて、第11条の支給費の返還でございますが、他の法令等により「医療費の支給を受けた者」を加えるものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、経過措置として、現在ひとり親家庭の父及び児童で父がその児童と生計を同じくしていない者で受給者証の交付を受けている対象者は、なお従前のおりとし、改正後の条例第8条第2項現況届の届け出から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第29号 長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。



◎議案第30号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第8、議案第30号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第30号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

国民健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い関係規定を改正したいので、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 議案第30号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申しあげましたとおり、国民健康保険法等の改正等に伴う引用条文の改正及び字句の整理等を行いたいため、条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。最初に、第5条の被保険者とし不在者の規定でございますが、小規模居住型児童養育事業を行う者に委託されている児童、一時保護を加えた児童で、民法の規定による扶養義務者のない者は、医療費が措置として公費負担となりますので、被保険者とし不在者に加えるものでございます。

次に、第6条の一部負担金の規定でございますが、国民健康保険法第42条第1項に負担割合の規定がございますので、改めさせていただくものでございます。

ページをめくっていただきまして、次に第9条第1項でございますが、国民健康保険法の引用条文でございます、「第72条の5」とあるのを「第72条の4」に改めるものでございます。この引用文条文につきましては、特定健康診査等の国、県の負担について規定しているもので、1条繰り上がったものでございます。

次に、第14条及び第15条につきましては、「国民健康保険法」を「法」に改めるものでございます。これは、改正条例第6条で、国民健康保険法を法と略称したことによるものでございます。

次に、議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第30号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第31号～議案第35号の説明

○議長（齊藤 實君） 日程第9、議案第31号 平成21年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第32号 平成21年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第33号 平成21年度長瀬町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第34号 平成21年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、議案第35号 平成21年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第31号から議案第35号まで、平成21年度の各会計の歳入歳出の決算認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第233条第1項の規定に基づき、去る7月15日、会計管理者から各会計の決算書が関係書類を添えて提出され、同条第2項の規定によりまして監査委員に決算審査を依頼し、8月13日に意見書が提出されましたので、同条第3項の規定により議会の認定を賜りたく提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 各会計の歳入歳出決算概要について、会計管理者の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（染野真弘君） それでは、平成21年度一般会計、特別会計歳入歳出決算書によりまして各会計の歳入歳出決算概要を順次ご説明申し上げます。

表紙及び目次をめくっていただきたいと思います。次の黄色のページをごらんいただきたいと存じます。平成21年度長瀬町一般会計歳入歳出決算書でございますが、歳入決算額34億5,059万866円、歳出決算額32億1,942万6,130円、歳入歳出差引残額2億3,116万4,736円となっております。

次に、1、2ページの一般会計歳入歳出決算書をごらんください。歳入決算は、表の一番上の欄にありますように、款、項、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較で調製してございます。

まず、5、6ページをごらんください。歳入合計欄をもとにご説明申し上げます。歳入合計欄の予算現額37億6,393万2,282円、調定額35億5,713万6,883円、収入済額34億5,059万866円、不納欠損額117万

3,876円、収入未済額 1 億537万2,141円、予算現額と収入済額との比較、3 億1,334万1,416円でございます。

収入済額の主なものでございますが、1、2 ページに戻っていただきまして、款 1 町税 9 億2,841万928円、款10地方交付税 9 億8,058万9,000円、3、4 ページに移りまして、款14国庫支出金 5 億1,390万463円、款15県支出金 2 億3,142万1,048円、款18繰越金 1 億5,524万6,880円、款20町債 2 億7,425万9,000円でございます。

また、不納欠損額は、1、2 ページの町民税が 6 万2,697円、固定資産税が105万6,179円、軽自動車税が 5 万5,000円となっております。また、収入未済額でございますが、1、2 ページの款 1 の町税 1 億181万6,417円、それから款12でございますが、次の 3、4 ページの保育所保護者負担金84万1,400円、款19の諸収入でございますが、育英資金貸付金償還金270万5,000円と雑入9,324円を合わせた271万4,324円で、合計で 1 億537万2,141円でございます。

続きまして、歳出決算について申し上げます。次の 7、8 ページをごらんください。表の一番上の欄にありますように、歳出決算は、款、項、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較で調製してございます。

7 から10ページのうち、まず 9、10ページの一番下の歳出合計欄でご説明申し上げます。歳出合計欄の予算現額37億6,393万2,282円、支出済額32億1,942万6,130円、翌年度繰越額 4 億1,095万3,300円で、不用額は 1 億3,355万2,852円、予算現額と支出済額との比較は 5 億4,450万6,152円となっております。

なお、翌年度繰越額の内訳でございますが、7、8 ページの款 3 民生費の子ども手当事業346万5,000円、款 4 衛生費の保健センター改修事業2,765万6,000円、款 6 農林水産業費の宝登山「四季の丘」公園整備事業50万円、款 7 商工費の観光トイレ改修事業1,150万円、款 8 土木費の生活基盤整備事業2,020万円、款 9 消防費の 2 事業でございますが、消防用ホース乾燥塔設置事業118万8,000円、全国瞬時警報システム整備促進事業611万円、次の 9、10ページの款10教育費、項 1 教育総務費の 3 事業でございますが、学校施設整備事業3,426万9,300円、中学校校舎耐震補強及び大規模改修事業 2 億7,498万5,000円、学校施設太陽光発電設備設置工事3,003万円、項 7 保健体育費の学校給食施設整備事業105万円の計 4 億1,095万3,300円でございます。

支出済額の主なものでございますが、前の 7、8 ページに戻っていただきまして、款 2 総務費 8 億8,825万5,174円、款 3 民生費 6 億9,355万5,780円、款 4 衛生費 4 億6,025万3,623円、款 8 土木費 1 億5,257万1,078円。9、10ページに移りまして、款 9 の消防費 2 億2,268万5,966円、款10教育費 4 億93万2,128円、款12公債費 2 億7,517万5,588円等でございます。

少し飛びまして112ページをごらんいただきたいと存じます。一般会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額は先ほど申し上げました収入済額合計で34億5,059万866円、歳出総額は先ほどの支出済額合計で32億1,942万6,130円、歳入歳出差引額はその差額で 2 億3,116万4,736円で、翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額3,555万6,300円で、実質収支額は 1 億9,560万8,436円となっております。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額の内訳でございますが、保健センター改修事業の920万8,000円、宝登山「四季の丘」公園整備事業の50万円、観光トイレ改修事業の199万8,000円、生活基盤整備事業の400万円、消防用ホース乾燥塔設置事業の28万8,000円、学校施設整備事業の706万9,300円、中学校校舎耐震補強及び大規模改修事業の709万8,000円、学校施設太陽光発電設備設置工事514万5,000円、学校給食施設整備事業25万円の計3,555万6,300円でございます。



続きまして、右のページの国民健康保険特別会計歳入歳出決算書について申し上げます。歳入決算額 9 億9,006万654円、歳出決算額 9 億1,037万3,347円、歳入歳出差引残額7,968万7,307円となっております。

113ページ、114ページをごらんください。歳入決算について申し上げます。次の115ページ、116ページ一番下の歳入合計欄でございますが、予算現額は 9 億3,643万6,000円、調定額10億3,404万8,623円、収入済額 9 億9,006万654円、不納欠損額164万7,048円は国民健康保険税分でございます。収入未済額4,234万921円も国民健康保険税分でございます。予算現額と収入済額との比較でございますが、三角の5,362万4,654円でございます。

113、114ページの収入済額の主なものでございますが、款 1 国民健康保険税 1 億9,867万6,171円、款 5 国庫支出金 2 億1,441万6,432円、款 6 療養給付費交付金8,344万2,537円、款 7 前期高齢者交付金 1 億8,696万5,318円、款 8 県支出金6,700万391円、款 9 共同事業交付金7,871万6,293円、款11繰入金5,680万3,426円、款12繰越金9,985万927円等でございます。

続きまして、117、118ページをお開きください。歳出決算について申し上げます。次の119、120ページをごらんください。歳出合計欄でございますが、予算現額 9 億3,643万6,000円、支出済額 9 億1,037万3,347円、翌年度繰越額はございません。不用額、予算現額と支出済額との比較はともに2,606万2,653円となっております。

117、118ページの支出済額の主なものでございますが、款 2 保険給付費 6 億550万7,557円、款 3 後期高齢者支援金等 1 億1,500万452円、款 6 介護納付金4,308万4,459円、款 7 共同事業拠出金 1 億703万2,922円等でございます。

続いて、146ページをお開き願います。国民健康保険特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額は 9 億9,006万654円、歳出総額は 9 億1,037万3,347円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の7,968万7,307円となるものでございます。

続きまして、右のページの老人保健特別会計歳入歳出決算書につきまして申し上げます。

歳入決算額356万6,338円、歳出決算額346万9,637円、歳入歳出差引残額 9 万6,701円となっております。

147ページ、148ページをごらんください。まず、歳入決算額について申し上げます。歳入合計欄でございますが、予算現額358万9,000円、調定額356万6,338円、収入済額は調定額と同額の356万6,338円、不納欠損額、収入未済額ともにございません。予算現額と収入済額との比較は 2 万2,662円でございます。

収入済額の主なものでございますが、款 2 国庫支出金126万836円、款 5 繰越金219万5,095円等でございます。

続きまして、その下の歳出決算について申し上げます。歳出合計欄の予算現額358万9,000円、支出済額 346万9,637円、翌年度繰越額はございません。不用額、予算現額と支出済額との比較ともに11万9,363円でございます。

支出済額の主なものでございますが、款 4 繰出金321万6,000円でございます。

続きまして、158ページをお開き願います。老人保健特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額は356万6,338円、歳出総額は346万9,637円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、実質収支額は歳入歳出差引額同額の 9 万6,701円となるものでございます。

右のページの介護保険特別会計歳入歳出決算書について申し上げます。歳入決算額 5 億7,571万4,806円、歳出決算額 5 億4,272万5,236円、歳入歳出差引残額3,298万9,570円となっております。

159ページ、160ページをごらんください。歳入決算について申し上げます。歳入合計欄の予算現額は 9

億7,520万7,000円、調定額5億7,705万321円、収入済額5億7,571万4,806円でございます。不納欠損額19万9,800円と収入未済額113万5,715円は、ともに介護保険料の分でございます。予算現額と収入済額との比較でございますが、三角の50万7,806円でございます。

収入済額の主なものでございますが、款1保険料1億858万8,395円、款3国庫支出金1億2,314万4,800円、款4支払基金交付金1億5,108万9,000円、款5県支出金7,957万900円、款7繰入金7,612万5,904円等でございます。

次のページ、161ページ、162ページをごらんください。歳出決算について申し上げます。歳出合計欄の予算現額は5億7,520万7,000円、支出済額5億4,272万5,236円、翌年度繰越額はありませぬ。不用額と予算現額と支出済額との比較はともに3,248万1,764円でございます。

支出済額の主なものでございますが、款2保険給付費4億9,263万9,061円等でございます。

続いて、184ページをお開き願います。介護保険特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額は5億7,571万4,806円、歳出総額は5億4,272万5,236円で、翌年度へ繰り越しすべき財源はございませぬので、実質収支額は歳入歳出差引額同額の3,298万9,570円となるものでございます。

右のページをごらんください。後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書について申し上げます。歳入決算額8,546万9,071円、歳出決算額8,363万4,361円、歳入歳出差引残額183万4,710円となっております。

185ページ、186ページをごらんください。歳入決算について申し上げます。歳入合計欄の予算現額は8,542万2,000円、調定額8,628万7,711円、収入済額8,546万9,071円、不納欠損額はございませぬ。収入未済額は、おおむね後期高齢者医療保険料分の81万8,640円で、予算現額と収入済額との比較でございますが、三角の4万7,071円でございます。

収入済額の主なものでございますが、款1後期高齢者医療保険料6,317万1,220円、款3繰入金1,885万6,422円等でございます。

次に、歳出決算について申し上げます。歳出合計欄の予算現額は8,542万2,000円、支出済額8,363万4,361円、翌年度繰越額はありませぬ。不用額と予算現額と支出済額との比較はともに178万7,639円でございます。

支出済額の主なものでございますが、款2の後期高齢者医療広域連合納付金8,001万9,392円等でございます。

続きまして、196ページをお開き願います。後期高齢者医療特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額は8,546万9,071円、歳出総額は8,363万4,361円、翌年度へ繰り越しすべき財源はございませぬので、実質収支額につきましては歳入歳出差引額同額の183万4,710円となるものでございます。

以上をもちまして、一般会計、各特別会計の決算概要の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。



### ◎延会について

○議長（齊藤 實君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。



◎次会日程の報告

○議長（齊藤 實君） 次会の日程をご報告いたします。

あす9月15日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までには会議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、議事日程は開議時刻までに印刷してご配付いたしますので、ご了承願います。



◎延会の宣告

○議長（齊藤 實君） 以上をもちまして、本日の会議は終了いたしました。

これをもって延会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

延会 午後4時51分

## 平成22年第3回長瀬町議会定例会 第2日

平成22年9月15日（水曜日）

### 議事日程（第2号）

#### 1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、議事日程の報告

1、議案第31号～議案第35号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第36号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第37号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第38号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第39号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第40号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第41号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第42号の説明、採決

1、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、閉会について

1、町長あいさつ

1、閉 会

午前9時開議

出席議員（10名）

1番	関	口	雅	敬	君	2番	村	田	正	弘	君
3番	大	島	瑠	美	子	君	4番	齊	藤	實	君
5番	野	原	武	夫	君	6番	新	井	利	朗	君
7番	大	澤	夕	キ	江	君	8番	梅	村	務	君
9番	染	野	光	谷	君	10番	渡	辺	強	君	

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	教育長	新	井	祐	一	君
参事	平		健	司	君	参事	齊	藤	敏	行	君
総務課長	大	澤	彰	一	君	税務課長	野	原	寿	彦	君
町民課長	福	島		勉	君	健康福祉課長	浅	見	初	子	君
地域整備 観光課長	中	畝	健	一	君	会計 管理者	染	野	真	弘	君
教育次長	大	澤	珠	子	君	代表 監査委員	中	畝	攻	佳	君

事務局職員出席者

事務局長	若	林		実	書記	野	原		徹
------	---	---	--	---	----	---	---	--	---

◎開議の宣告

(午前 9 時)

○議長（齊藤 實君） 皆さん、おはようございます。

前日に引き続きましてご出席をいただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（齊藤 實君） 本日の会議に、地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長（齊藤 實君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりたいと思っておりますから、ご了承いただくとともに、ご協力いただきますようお願いを申し上げます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。

それでは、日程に従って議事に入ります。



◎議案第 3 1 号～議案第 3 5 号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第 1、議案第31号 平成21年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第 2、議案第32号 平成21年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 3、議案第33号 平成21年度長瀬町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 4、議案第34号 平成21年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 5、議案第35号 平成21年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

各課長より歳入歳出決算内容の説明を求めます。

最初に、総務課長、お願いいたします。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） おはようございます。

それでは、平成21年度の一般会計全般の財政状況につきましてご説明いたします。決算内容につきまして、こちらの薄い黄色の表紙の行政報告書にまとめてございますので、これによりご説明申し上げます。

行政報告書の 3 ページをごらんください。まず、2 の町財政の概要でございますが、(1) の歳入歳出

の決算状況につきましては、歳入総額は34億5,059万866円、20年度に比べ16.6%の増でございます。歳出総額は32億1,942万6,130円、20年度に比べ14.8%の増でございます。歳入歳出差引額は2億3,116万4,736円となっております。

次に、歳入決算額の内容でございますが、5ページをごらんください。この表は、平成21年度一般会計の歳入決算と20年度との比較でございます。主なものについて説明いたします。まず、町税は9億2,841万1,000円で、歳入全体の26.9%を占めております。平成20年度に比べ6.8%の減少となっております。

次の地方譲与税から交通安全対策特別交付金までにつきましては、国の客観的基準により配分されたものでございます。

次の地方交付税は9億8,058万9,000円で、歳入全体の28.4%を占めております。平成20年度に比べ4.5%の増加となっております。普通交付税が8億6,396万9,000円、特別交付税が1億1,662万円となっております。

次に、国庫支出金は5億1,390万円で、安心、安全な学校づくり交付金や定額給付金給付事業費国庫補助金などにより、20年度に比べ226.6%の増加となっております。

次に、県支出金は2億3,142万1,000円で、埼玉県子育て支援特別対策事業県補助金などにより、平成20年度に比べ75.6%の増加となっております。

次に、財産収入は1,021万2,000円で、町有地の売却の増により平成20年度に比べ312.9%の増加となっております。

次に、繰越金は1億5,524万7,000円で、20年度に比べ5.8%の減少となっております。

次に、町債は2億7,425万9,000円で、臨時財政対策債の増加などにより、平成20年度に比べ27.6%の増加となっております。

次に、繰入金は財政調整基金や減債基金等の基金などからの繰り入れで6,700万円となり、平成20年度に比べ14.0%の減少となっております。以上が歳入の主なもので、合計では34億5,059万1,000円となっております。

続きまして、歳出決算について説明いたします。7ページをごらんください。この表は、平成21年度の一般会計目的別歳出決算と20年度の比較でございますが、主なものについて説明させていただきます。

まず、議会費は3,577万円で、議員期末手当の減額などにより、平成20年度に比べ0.3%の減となっております。

次に、総務費は8億8,825万5,000円で、定額給付金給付費や選挙費の増額などにより、平成21年度に比べ15.8%の増加となっております。

次に、民生費は6億9,355万6,000円で、児童福祉費、たけのこ保育園園舎増改築工事費補助金などにより、20年度に比べ2.3%の増加となっております。

次に、衛生費は4億6,025万4,000円で、上下水道費などの減額により、20年度に比べ9.3%の減少となっております。

次に、農林水産業費は3,206万5,000円で、花の里公衆トイレ整備工事などにより、20年度に比べ55.0%の増加となっております。

次に、商工費は5,738万2,000円で、魅力ある観光地整備事業や長瀬観光に関する外国人誘客調査事業委託料などにより、20年度に比べ109.4%の増加となっております。

次に、土木費は1億5,257万1,000円で、道路新設改良事業の増額などにより、20年度に比べ53.8%の増

加となっております。

次に、消防費は2億2,268万6,000円で、消防車両の購入や防災行政無線、固定系親局操作卓部分更新工事などにより、20年度に比べ44.2%の増加となっております。

次に、教育費は4億93万2,000円で、第一小学校校舎と第二小学校屋内運動場の耐震補強及び大規模改修工事などにより、20年度に比べ56.7%の増額となっております。

次に、公債費は2億7,517万5,000円で、繰上償還に伴う元金償還の増額により、20年度に比べ6.9%の増加となっております。

次に、9ページをごらんいただきたいと存じます。この表は、歳出を性質別にあらわしたものでございます。主なものについて説明させていただきます。まず、人件費は6億8,955万3,000円で、職員数の減や期末勤勉手当の減額により、平成20年度に比べ1.2%の減額となっております。

次に、普通建設事業費は5億947万5,000円で、たけのこ保育園園舎増改築工事費補助金、花の里公衆トイレ整備工事、道路新設改良事業の増額、消防車両・可搬ポンプ購入費や防災行政無線固定系親局操作卓部分更新工事、第一小学校校舎と第二小学校屋内運動場の耐震補強及び大規模改修工事により、20年度に比べ236.7%の増加となっております。

次に、補助費等は6億4,458万9,000円で、皆野・長瀬上下水道組合水道補助金やし尿の負担金の減額があったものの、定額給付金などにより、20年度に比べ12.6%の増加となっております。

次に、積立金は7,749万円で、財政調整基金積立金の減額により、20年度に比べ6.8%の減少となっております。

次に、公債費は2億7,517万6,000円で、繰上償還金に伴う元金に増額により、20年度に比べ6.9%の増加となっております。

次に、物件費は3億715万5,000円で、外国人誘客等に関する調査委託料などにより、20年度に比べ12.2%の増加となっております。

次に、扶助費は2億8,433万5,000円で、重度心身障害者やひとり親家庭等子ども医療給付費の微増により、20年度に比べ0.6%の増加となっております。

次に、繰出金は4億1,594万7,000円で、後期高齢者医療特別会計繰出金の増額があったものの、国保特別会計繰出金の減額などにより、20年度に比べ11.2%の減少となっております。

次に、維持補修費は1,440万6,000円で、小学校修繕費の減額などにより、20年度に比べ10.7%の減少となっております。これらの歳出を合計しますと32億1,942万6,000円となっております。以上が歳入歳出の概要でございます。

続きまして、お手数ですが、3ページにお戻りいただきたいと存じます。歳入歳出決算状況の説明に続きまして、(2)の公有財産の状況につきましてご説明いたします。まず、①の土地でございますが、平成21年度中に未利用の町有地230平方メートルを売り、19年度売った定住促進事業用の324平方メートルを買い戻したため、平成21年度末現在では14万7,699平方メートルとなっております。

次に、②の建物でございますが、世代間交流支援センター138平方メートル及び花の里公衆トイレ29平方メートルの新築により、平成21年度末現在では3万4,201平方メートルとなっております。

次に、基金の状況について説明いたします。4ページの中ほどに各基金の運用状況を表にあらわしてございますが、下の合計欄をごらんをいただきますと、平成20年度末現在の合計は4億2,128万8,000円でしたが、21年度中に財政調整基金などを7,749万円積み立て、また財政調整基金など7,376万8,000円



を繰り入れましたので、6つの基金の平成21年度末現在高の合計は4億2,501万円となっております。

なお、繰り越し事業のきめ細かな臨時交付金の追加交付分を、未収入特定財源ではありますが、国の繰り越し承認を受けていることや他町村の状況も考慮し、予算措置を専決で行ったため、債権として計上してございます。

次に、町債の状況について説明いたします。11ページの一般会計債の合計欄をごらんいただきます。平成20年度末の現在高は26億8,594万6,000円でしたが、平成21年度中に2億7,425万9,000円を借り入れ、2億3,748万5,000円を元金償還いたしました。このため、平成21年度末の現在高は27億2,272万円となっております。

なお、欄外にもありますが、減税補てん債、臨時財政補てん債、臨時財政対策債の元利償還金につきましては、その全額が、また辺地債、消防債、災害復旧債などはその一部が、普通交付税の基準財政需要額に算入されます。また、12ページにつきましては、金利ごとの元金残高を借り入れ先別にあらわしたものでございます。

一般会計決算全般の概略の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、総務課の平成21年度主要事業につきまして、行政報告書に基づき説明いたします。恐れ入りますが、行政報告書の18ページをごらんください。第4の総務部門における主要施策の1の広報、広聴活動の充実でございますが、町民への情報提供とあわせて、町政に対する理解を深めていただくため、「広報ながとろ」を毎月発行し、全世帯及び関係機関に配布いたしました。また、町政に対する意見等を伺い、まちづくりに反映させるための提案制度には、郵送、電子メール等で13件の提案等が寄せられ、その一部を「広報ながとろ」に掲載し公表いたしました。

次に、2の町民相談業務の実施でございますが、法律相談、行政相談につきましては毎月1回、人権相談につきましては年5回、登記相談は年4回実施いたしました。法律相談は39件、行政相談は4件、人権相談は2件、登記相談は5件の相談がございました。

次に、19ページの4の財産管理事業の(1)、財産管理事業でございますが、役場庁舎の維持管理を初め、普通財産、行政財産の管理や物品の調達、管理などの事業を行っております。

なお、庁舎管理につきましては、役場玄関風除室ポーチ屋根改修工事並びに電話設備、蓄熱システムポンプ及び中央監視システムの更新工事を実施いたしました。21年度の普通財産の取得、処分状況は、表のとおりでございます。

(2)の入札の実施につきましては、21年度は45件の入札を実施いたしましたが、その状況は①から次のページの③の表のとおりでございます。

次に、20ページの5の交通安全対策事業でございますが、全国交通安全運動、交通事故防止運動を実施、協力するとともに、町独自の啓発活動として、交通安全母の会の協力をいただきマスコット人形650個を作成し、街頭キャンペーンの際や高齢者、新入学児童に配布し、啓発活動を行いました。交通安全指導として、新入学園児を対象とした紙芝居による交通安全教室の開催等を行いました。また、交通指導隊による児童生徒の下校時の交通安全指導にあわせ、防犯パトロール活動を実施いたしました。啓発事業といたしましては、町民の希望者に交通安全反射たすきを配布いたしました。

次に、6の地域振興対策事業でございますが、地域の振興を図るため、上袋区、長瀬上区、小坂区で実施した事業に対して補助を行いました。また、防犯灯、道路照明灯、消防水利、道路反射鏡の調査及びデータ処理を行い防犯灯等の配置図を作成し、修繕依頼の対応の迅速化を図りました。

次に、7の職員研修状況でございますが、職員の資質向上と専門的知識の習得を図るため、表にしてあります研修に参加、実施し、延べ67人が受講いたしました。

次に、21ページの8の人権同和問題啓発事業でございますが、人権啓発及び同和問題の啓発を図るため、啓発標語入りのウエットティッシュを作成し、園児、小中学生、教職員等に配布し啓蒙を図りました。

次に、9の各種期成同盟会事業でございますが、沿線市町村でそれぞれ負担し、秩父鉄道整備促進協議会を通じて、秩父鉄道が実施する安全対策事業に対して支援を行いました。

次に、10のイメージアップ事業でございますが、21年度におきましてもシンボルマークの活用を行いました。

次に、11の行政改革推進事業でございますが、効率的な行財政運営と町民サービスの向上を目指して、現下の状況に対応するため、町民と行政の協働の推進、厳しい環境下でも持続可能な行財政基盤の確立、簡素でわかりやすい組織体制の構築、職員の意識改革と定数等の適正管理を基本方針とする平成18年度から22年度までの5年間の行政改革大綱及び実施計画に基づき、全庁的体制で見直しや改革に努めました。

次に、22ページの12、緊急経済対策事業でございますが、安心・安全な暮らしの実現と地域活性化対策事業として、国より交付されました地域活性化・生活対策臨時対策交付金を活用して、消防車両・可搬ポンプ整備事業と学校のテレビデジタル化改修事業を、また地球温暖化対策、地域の実情に応じた地域活性化等に資する事業として国より交付された地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して、低燃費・低公害車導入事業、防災行政無線デジタル化事業、庁舎通信設備更新事業、世代間交流支援センター備品整備事業、保健センター改修事業、太陽光発電システム設置費補助事業、橋梁長寿命化対策事業、第二小学校屋内運動場耐震補強事業、安心安全な学校給食施設整備事業を行いました。

さらに、公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図る事業として、国より交付された地域活性化・公共投資臨時交付金を活用して、第一小学校耐震化及び大規模改修事業、花の里公衆トイレ整備事業、棒が沢水路護岸整備事業を行いました。

次に、13、ふるさと長瀬応援基金でございますが、ふるさと納税制度により寄附金を活用するため、ふるさと長瀬応援基金を設置いたしました。10名の方から46万円の寄附をいただき、基金に積み立てました。

次に、23ページの14、情報公開・個人情報保護制度事業でございますが、公正で透明な開かれた町政を推進するため、町が保有する行政情報の提供を行いました。また、町民のプライバシーを保護するため、個人情報保護制度の充実に努めました。

15の定額給付金給付事業でございますが、景気後退下での住民への生活支援を行うこと及び地域の経済対策に資することを目的に給付を行いました。

16の情報化推進事業でございます。まず、(1)の庁内LAN(情報系)の管理でございますが、町民サービスの向上、事務の簡素化、効率化を図るため、職員の使用するコンピューターをそれぞれ接続した庁内LANの整備としてノートパソコンを配置し、運用しているところでございます。

次に、(2)の庁内LAN(基幹系)の管理でございますが、町の事務処理の根幹をなす住民、税務、財務システムの活用により、住民サービスの向上、事務の効率化を努めました。

なお、財務会計システムは公会計システムに変更しました。

次に、(3)の公式ホームページの運営管理でございますが、長瀬町公式ホームページを平成12年に開設し、積極的に情報提供を行っておりますが、平成21年4月から平成22年3月末までに7万2,196件のアクセスがございました。

少し飛びまして、26ページの20の統計調査でございますが、(1)の工業統計調査を73件の製造業の事業所を対象に実施いたしました。

また、(2)の経済センサス基礎調査につきましては、事業所及び企業の経済活動状況に関する調査で、408件を対象に実施いたしました。

(3)の農林業センサスは、農林業を営むすべての者を対象に実施いたしました。66件でございます。

次に、また少し飛びまして57ページの9の長瀬町開発行為等審査会については、3件の開発行為等の申請があり、それぞれ審査会を開催いたしました。

次に、58ページの第11、消防部門における主要施策の1の常備消防事業でございますが、秩父広域市町村圏組合の消防負担金として1億2,868万1,000円を負担いたしました。

次に、2の非常備消防事業でございますが、長瀬町消防団運営費交付金として70万円を交付いたしました。また、防火帽、自動車バッテリー、消火栓ふたあけ及び開閉ハンドル、噴霧ノズル、赤色点滅灯等の備品を購入いたしました。また、消防団の活動服を新調し、消防車両6台を入れかえました。

次に、3の防災対策事業でございますが、防災行政無線のデジタル化を行いました。

以上が総務課の主要事業の説明でございます。よろしくお願いたします。

○議長(齊藤 實君) 次に、税務課長、お願いたします。

税務課長。

○税務課長(野原寿彦君) 続きまして、税務課の関係につきましてご説明申し上げます。

行政報告書の13ページをお開きいただきたいと存じます。第2の歳入に関する事項、1の町税についてご説明申し上げます。下の表の町税収納状況をごらんいただきたいと存じます。初めに、現年課税分でございますが、1の個人町税の調定額は3億6,467万3,000円で、20年度対比マイナス2.2%の減額となっております。平成21年中の個人所得の減少等により、20年度対比マイナスとなっております。これに対します収入済額は3億5,938万8,000円で、収納率は98.6%でございます。

次に、法人町民税でございますが、調定額は2,424万4,000円で、20年度対比58.1%の減となっております。景気低迷のあおりを受け、業績が大幅に減少となったものでございます。これに対します収入済額は2,401万1,000円で、収納率は99%でございます。

次に、2の固定資産税でございますが、調定額は4億8,228万7,000円で、20年度対比3.4%の減となっております。固定資産税は評価がえの基準年度に当たりまして、土地につきましては引き続き地価の下落傾向にありまして、20年度対比0.9%の減。家屋につきましても、評価がえで在来家屋分が一律減価したため、20年度対比6.6%の減となっております。償却資産につきましては、設備投資による増加があったものの、減価償却による評価額の減少により、20年度対比3.6%の減となりまして、固定資産税全体で20年度対比3.4%の減となったものでございます。これに対します収入済額は4億6,819万円で、収納率は97.1%でございます。

次の国有資産等所在市町村交付金でございますが、調定額は158万1,000円、20年度対比3.1%の減となっております。これについては内容の変更はございませんが、交付金の算定と、基礎となる課税標準額が下がったことによるものでございます。

次に、3の軽自動車税でございますが、調定額は1,700万3,000円で、軽乗用車の登録台数の増加等により、20年度対比2.7%の増となっております。これに対します収入済額は1,652万3,000円で、収納率は97.2%でございます。

次の4のたばこ税につきましては、調定額は3,667万7,000円で20年度対比2.5%の減となっております。これは健康増進法などの浸透や各種禁煙対策の効果などがあり、タスポ効果で売り上げが伸びていたコンビニなどの売り上げも減少が続いていることなどが、たばこ税減収の原因かと思われます。

以上、現年課税分の調定額の合計は9億2,646万5,000円で、20年度対比6%の減となっております。これに対します収入済額は9億637万円で収納率は97.8%で、20年度と比較いたしまして0.1%の増でございます。

次に、滞納繰り越し分でございますが、町民税、固定資産税及び軽自動車税を合計いたしました調定額1億493万6,000円で、20年度対比13.8%の減となっております。これに対します収入済額が2,204万1,000円で、収納率は21%でございます。表の一番下の段でございますが、現年課税分と滞納繰り越し分を合計いたしました町税調定額の総額は10億3,140万1,000円となりまして、収入済額は9億2,841万1,000円、収納率は90%で20年度と同様となっております。

次に、不納欠損額についてご説明申し上げます。税目別で見ますと、滞納繰り越し分の個人町民税の欠損額が6万3,000円、期別件数11件で人数が5人でございます。

次に、固定資産税の欠損額が105万6,000円、期別件数にしますと90件、人数が17人でございます。

次に、軽自動車税の欠損額が5万5,000円、期別件数13件、人数9人でございます。

合計といたしまして、欠損額117万4,000円、期別件数114件、人数31人について不納欠損処分とさせていただきます。処分理由につきましては、地方税法の規定に基づき、地方税法第15条の7第4項該当の滞納処分停止後3年経過したことにより、納入義務が消滅したものが28件、時効により租税債権が消滅したものが86件となっております。現年課税分と滞納繰り越し分を合計いたしました調定額10億3,140万1,000円から収入済額9億2,841万1,000円と不納欠損額117万4,000円を差し引いた収入未済額1億181万6,000円が22年度に繰り越されます町税の滞納額でございます。

次に、歳出関係でございますが、行政報告書の恐れ入りますが24ページをごらんください。17の賦課徴収事業、(1)、固定資産税標準宅地時点修正事業でございますが、依然として地価の下落傾向が見られますことから、不動産鑑定士による不動産鑑定評価を行い、平成22年度の固定資産評価額に反映させました。

(2)の口座振替納付の普及促進でございますが、納税者の利便と安全などのため、口座振替納付の普及に努めました。口座振替納付の状況は、表にあるとおりでございます。

以上で税務課の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(齊藤 實君) 次に、町民課長、お願いします。

町民課長。

○町民課長(福島 勉君) おはようございます。

続きまして、町民課についてでございますが、この4月の機構改革によりまして、町民福祉課の住民担当、給付担当と地域整備観光課の環境衛生担当を統合し新設された課でございますので、それらの内容につきまして、町民課関係の事務として行政報告書に基づきご説明申し上げます。

それでは、総務部門関係でございますが、24ページのほうをお開きいただきたいと思います。18の交通災害共済事業の推進でございますが、会員数は2,975人で、交通事故により災害を受けた方に埼玉県市町村総合事務組合を通じまして21件、101万1,000円の見舞金をお支払いいたしました。

次に、19の戸籍住民事業でございますが、(1)の戸籍関係でございますが、21年度末現在の本籍数は4,046件、本籍人口は1万25人でございます。戸籍の全部及び個人事項証明等の発行件数は2,933件でござ

いました。

次に、(2)の住民基本台帳関係でございますが、21年度の人口は8,046人、世帯数は2,874世帯で、20年度と比べますと人口は132人の減、世帯は14世帯の増でございました。

次に、26ページをごらんいただきたいと思えます。(4)の印鑑登録でございますが、印鑑登録申請件数等は295件でございました。

次の(5)の住民基本台帳ネットワークシステムの関係でございますが、住民基本台帳カード申請、交付件数は32件でございました。15年度からの累計は104件となっております。

次に、民生部門の関係をご説明申し上げます。飛びまして、35ページのほうをごらんいただきたいと思えます。5の各種医療費・年金等支給事業でございます。(1)の重度心身障害者医療費支給事業でございますが、受給者数は210人、支給件数は3,661件で、1人当たりの支給額は7万2,388円、20年度と比べまして15.9%の減となりました。

(2)の乳幼児医療費支給事業でございますが、ゼロ歳児から小学6年生までの子供が対象となっております。総受給者数は774人、支給件数は8,260件で、1人当たり支給額は1万4,554円、20年度と比べまして12.3%の増となりました。

次のページ、36ページをごらんいただきたいと思えます。(3)、ひとり親家庭等医療費支給事業でございますが、受給者数は20年度と同数の152人、支給件数は814件、1人当たり支給額は1万1,775円で、20年度と比べまして10.8%の増となりました。

次に、(5)、後期高齢者医療事業でございますが、20年度から始まりました後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、各種事務を行いました。この後期高齢者医療制度は、埼玉県内の全市町村で構成する埼玉県後期高齢者医療広域連合が運営の主体となっており、保険料の決定、保険証の交付、医療を受けたときの給付などを行い、町では保険料の徴収、各種申請届け出の受け付け、被保険者証の引き渡しなど、被保険者に身近な窓口業務を行いました。

次に、衛生部門についてご説明申し上げます。38ページをごらんいただきたいと思えます。1の犬の登録、注射でございますが、登録頭数は668頭、予防注射数は535頭となっております。

2の生活環境の美化、(1)の公害防止事業でございますが、町に通報のありました公害苦情は、屋外での焼却がほとんどでございました。

(2)の環境美化推進事業でございますが、環境美化を推進するため、空き缶回収事業を中心に運営しております長瀬町環境美化推進協議会に補助金を支出いたしました。

次に、3の廃棄物処理でございますが、(1)の有価物回収事業といたしまして、リサイクルの促進及びごみの減量化のため、有価物の回収を実施していただいた5団体に対しまして報償金を交付いたしました。

39ページをごらんください。(2)の環境衛生施設設置事業でございますが、環境衛生の向上及びごみの減量化のため、生ごみ処理容器の購入者に補助金を交付いたしました。

次に、(3)の散乱ごみ・不法投棄対策といたしまして、岩畳周辺の散乱ごみや峠道などに不法投棄されるごみの撤去作業を行うとともに、定期的に不法投棄パトロールを実施いたしました。また、各行政区の皆様、春と秋に散乱ごみの一斉清掃を行っていただき、地域の環境衛生の向上を図っていただきました。

(4)のデポジット事業でございますが、空き缶回収機による空き缶回収を長瀬町環境美化推進協議会

で実施していただきました。空き缶の回収数は5万7,876本となっております。

40ページをごらんいただきたいと思います。(5)のダイオキシン対策でございますが、原則ごみのじか焼却が禁止されたことに伴い不要となりました簡易焼却炉の撤去希望者に対しまして、焼却炉の無料撤去を行いました。21年度は16基を回収しております。

次に、4の温暖化対策についてでございますが、21年度からの新規事業でございますが、クリーンエネルギーの活用の普及促進するため、住宅用太陽光発電システムの設置者12人の方に対しまして補助金を交付いたしました。

次に、5の広域行政の推進でございますが、ごみの収集、運搬を行っております秩父広域市町村圏組合に対しまして負担金を支出いたしました。また、ごみ処理施設への直接搬入が困難な方への便宜として、家庭から排出される粗大ごみの回収を3回実施いたしました。

41ページをごらんください。(3)の合併処理浄化槽設置整備補助事業でございますが、公共下水道認可区域外の区域に合併浄処理化槽を設置される方に対しまして、補助金を交付いたしました。21年度の補助金交付件数は18件でございます。

次に、(4)の生活排水処理総合基本計画の策定でございますが、人口の減少や地域社会構造の変化などにより、基礎数値が変わってまいりましたので、基本計画の見直しを行いました。

続いて、(5)の生活排水対策事業でございますが、長瀬町生活排水対策推進計画に基づきまして、荒川の水質検査を実施いたしました。検査場所は、白鳥橋下流でございます。

次に、7の上水道の整備でございますが、皆野・長瀬上下水道組合の財政基盤の安定を図り、水道料金の低減を図るため、補助金を支出いたしました。また、簡易水道建設改良に係ります企業債元利償還金及び宮沢地区簡易水道の統合に伴います施設整備の負担金を支出いたしました。

8の首都圏自然歩道維持管理事業でございますが、埼玉県より委託を受けております首都圏自然歩道の維持管理を実施し、ハイカーの方たちが安心して利用できるように努めました。

次に、42ページをごらんください。9の自然公園維持管理事業でございますが、埼玉県から委託を受けまして許可申請進達事務等の自然公園保護管理事務を行いました。特別地域内の許可申請件数は55件、普通地域内の届け出件数は3件でございます。

次に、町民課関係の特別会計につきましてご説明申し上げます。大分飛びまして、69ページをごらんください。最初に、国民健康保険特別会計についてご説明いたします。国民健康保険制度は、国民皆保険として地域住民の医療と健康の保持、増進に重要な役割を果たしている制度でございます。現在、国保を取り巻く情勢は、加入者の高齢化、疾病の多様化、高度医療の進展等により、医療費は年々増加する傾向にあります。しかし、このままでは医療費の増大に対処できないことから、平成18年10月に医療制度改革が実施され、高額療養費の自己負担限度額の一部引き上げや、70歳以上の現役並み所得者の自己負担割合が2割から3割に引き上げられております。

なお、医療費の負担緩和のため、70歳以上の方の自己負担割合を特例で2割から1割に引き下げを行ったり、出産費の自己負担緩和のため、出産育児一時金を平成21年10月から4万円引き上げなどを行っております。

70ページをごらんいただきたいと思います。1の決算の状況でございますが、国民健康保険特別会計の歳入決算額は9億9,006万1,000円、歳出決算額は9億1,037万3,000円で、20年度と比べ歳入は0.5%の増、歳出につきましては2.8%の増となり、形式収支は7,968万8,000円の黒字となっております。

歳入の主なものは、保険税 1 億9,867万6,000円、国庫支出金 2 億1,441万6,000円、療養給付費交付金 8,344万3,000円、前期高齢者交付金 1 億8,696万6,000円、県支出金6,700万円、共同事業交付金7,871万6,000円、繰入金5,680万4,000円などでございます。

次に、歳出の主なものは、保険給付費 6 億550万8,000円、後期高齢者支援金 1 億1,500万円、介護納付金4,308万4,000円、共同事業拠出金 1 億703万3,000円などでございます。このうち保険給付費は20年度に比べ5.8%の増、後期高齢者支援金等10.9%の増、介護納付金9.7%の減、共同事業拠出金2.9%の増となっております。

次に、2、保険税収入状況でございますが、医療費の現年課税分の収納率は95.7%、後期分は95.1%、介護分は93.8%となっております。また、滞納繰り越し分につきましては、20年度と比較し収納率が向上し、現年、滞繰分合わせた全体では81.9%となり、0.9%向上しております。

1枚飛びまして、72ページをごらんください。3の国県支出金収入状況でございますが、国庫支出金の主なものは療養給付費等負担金 1 億5,765万8,000円、普通調整交付金4,496万6,000円等でございます。国庫支出金の計は 2 億1,441万6,000円、20年度に比べまして13.5%の増額となっております。

次に、県支出金の主なものは、普通県調整交付金が2,631万2,000円、特別県調整交付金が3,341万2,000円等で、合計6,700万円、20年度に比べまして45.1%の増額となっております。これは、特別県調整交付金が大幅にふえたもので、保険財政共同安定化事業、高額医療費共同事業における拠出金の実質負担割合が2%を超えたことにより交付されたことや、国民健康保険税の徴収対策が引き続き高く評価されたこと、並びに特定健康診査などの保健事業への取り組みなどが高く評価されたことなどによるものでございます。

次に、73ページをごらんください。4の医療費の状況でございますが、一般と退職被保険者とを合わせた被保険者数の年間平均数は2,567人で、20年度と比べ10人の減少、療養給付費等は 7 億3,673万9,000円で、1人当たり医療費は28万7,004円と、20年度と比べまして1万8,306円増加いたしました。

次に、5、被保険者の異動状況でございますが、21年度末では1,340世帯となり、20年度に比べまして8世帯の減少、加入率は46.2%、また被保険者数は2,567人で20年度に比べ10人の減少となりました。

次に、7の保健事業でございます。(1)、特定健康診査、特定保健指導は、40歳以上の加入者を対象にメタボリックシンドロームの危険性のある方を早期に発見し、予防と解消を図るものでございますが、特定健診の受診者数は444人、そのうち特定健康指導の受診者は、動機づけ支援47人、積極的支援7人となりました。受診率は23.5%となっております。

次に、74ページをごらんください。生活習慣病予防検診(人間ドック)補助事業でございますが、満50歳、60歳の節目の方は2万8,000円、それ以外の方は2万円の補助を行い、104人の方に受診していただきました。

続きまして、老人保健特別会計についてご説明申し上げます。75ページをごらんください。老人保健制度は、平成20年4月より後期高齢者医療制度に移行したため、過年度分の処理のみとなっております。歳入決算額は356万6,000円で、主なものは国庫支出金の126万円でございます。また、歳出決算額は346万9,000円で、そのうち一般会計への繰出金321万6,000円が92.7%と大部分を占めております。これは、精算に伴う不用額を繰り出したものでございます。

続きまして、少し飛んでいただきまして、84ページをごらんいただきたいと思っております。後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。この制度は20年度から開始された制度で、これまでの老人保健制

度にかわるものとして、高齢者世代と現役世代の医療費負担を明確にして公平でわかりやすい制度とし、保険財政の安定化や福祉の推進を図ることを目的とされているものでございます。町では、保険料の賦課徴収業務と徴収した保険料を広域連合へ納付することや、給付事業等の窓口事務を行っております。対象者は、75歳以上の方及び一定の障害のある方で広域連合の認定を受けた65歳以上の方となっており、21年度末の被保険者数は1,180人となっております。

1の決算の状況でございますが、歳入決算額は8,546万9,000円、歳出決算額は8,363万4,000円となり、形式収支は183万5,000円の黒字となっております。歳入の主なものには保険料で、全体の73.9%を占めております。

85ページをごらんください。2の保険料賦課徴収状況でございますが、(1)、区分別被保険者数でございますが、約58%の方が均等割額の軽減を受けております。

次に、(2)の収納状況でございますが、保険料は年金から納めていただく特別徴収と、窓口や口座振替で納めていただく普通徴収がございますが、98.7%の収納率となっております。

次に、3の後期高齢者医療システム改修事業でございますが、20年度に実施されました保険料負担の激変緩和措置を引き続き実施するためのシステム改修につきましては、20年度内の事業完了が困難でありましたので、21年度へ繰り越しして改修を行いました。なお、経費につきましては、全額国庫補助金が措置されました。

以上で町民課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(齊藤 實君) 次に、健康福祉課長、お願いします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(浅見初子君) 続きまして、健康福祉課関係について、行政報告書に基づきましてご説明申し上げます。

初めに、27ページをお開きいただきたいと思います。民生部門における主要施策でございますが、まず1の社会福祉総務事業のうち(3)の社会福祉士協議会助成事業でございますが、社会福祉事業の円滑な運営を図るため2,300万円の補助金を交付し、機関紙発行事業以下、掲げられておりますような各種事業を実施いたしました。中でも敬老会につきましては、喜寿、傘寿、米寿等の慶事該当者の方々にご参加いただき、式典後は高齢者の集いとして、高齢者が主体となって祝賀会を実施いたしました。

次に、(4)、シルバー人材センター助成事業でございますが、高齢者の生きがい、健康、社会参加を目標に活動しておりますシルバー人材センターの運営費として、890万円の助成を行ったものでございます。会員数162人、受託延べ件数764件、契約総額は厳しい経済環境下でも、昨年を上回る8,634万2,000円の実績を上げております。また、ボランティア活動や福祉事業への協力も行っております。

次に、28ページをごらんください。(6)の次世代育成支援行動計画策定事業でございますが、平成17年3月に策定いたしました次世代育成支援行動計画前期計画の進捗状況等の評価、見直しを行い、新たに平成22年度から26年度までの後期計画を策定いたしました。

次に、(7)、世代間交流支援センターの活用でございますが、21年4月から開設いたしました世代間交流支援センターひのくち館の年間利用者数は1,641人で、午前中に支援員を配置して介護予防や世代間交流事業、子育て支援事業を実施いたしました。

次に、(8)の紙おむつ排出用ごみ袋支給事業でございますが、秩父広域市町村圏組合から少子高齢化対策といたしまして、乳幼児と寝たきり老人や身体障害者で紙おむつを使用している家庭の経済的負担の



軽減を図るため、3歳までの児童160人と寝たきり老人等27人に紙おむつ用ごみ袋を支給いたしました。

次に、2の障害者の福祉でございますが、(1)の在宅重度心身障害者手当支給事業から32ページの(21)の障害者への紙おむつ支給事業まで各種事業を実施いたしました。

まず、28ページの(1)、在宅重度心身障害者手当支給事業でございますが、これは障害手帳1、2級と療育手帳マルA、Aの方に月額5,000円の手当を支給し、経済的、精神的負担の軽減を図ったものでございます。

次に、(2)、難病患者通院費支給事業でございますが、難病の方が至急必要とする治療を容易に受けられるようにするため、交通費を支給いたしました。

次に、29ページ、(5)、補装具日常生活用具等の交付、修理でございますが、障害者や難病患者の失われた部位や障害の部分を使って、日常生活を容易にするため、補装具や日常生活用具の交付等を行いました。

次に、(8)、心身障害者地域デイケア事業でございますが、在宅の心身障害者の社会参加促進のため、通所による自立訓練や授産活動を行うもので、2人の方が利用いたしました。

次に、30ページの(10)の福祉タクシー利用料金助成事業は、在宅の重度心身障害者に対しタクシーの初乗り料金を補助するものでございますが、延べ250人の利用がありました。

次に、(11)、自動車等燃料費助成事業でございますが、自動車等を自分で運転する障害者等の燃料費の一部を助成するもので、20年度と比べまして6人増の41人の利用がありました。

次に、(12)、自動車改造助成事業でございますが、脳梗塞等で身体機能が低下した方が、自動車を改造することで今までどおり自分で運転して外出することができるよう、心身障害者の生活の利便を図るため自動車改造費の一部を助成するもので、21年度も1名の申請がありました。

次に、(14)、在宅酸素療法電気料補助事業でございますが、呼吸器機能障害で酸素濃縮装置を使用している在宅酸素療法治療者に対し、装置の使用に要する電気料を補助することにより、治療者の経済的負担の軽減を図りました。

次に、(15)、介護給付費・訓練等給付費支給事業でございますが、障害者自立支援法に基づく介護給付費・訓練等給付費を支給することにより、障害者の自立と社会参加を図ったものでございます。

また、31ページの訓練等給付費のうち就労移行支援は、軽度の知的障害者が一般就労できるよう援助するもので、就労継続支援B型は、比較的重度の知的障害者や一度就労した方がその後離職してしまった場合に、再び訓練等のために通う事業でございます。

次に、(16)、自立支援医療費及び精神障害者保健福祉手帳の申請等の指導でございますが、精神疾患の通院に係る医療費等の軽減や各種福祉措置が受けられる保健福祉手帳の申請などの指導を行ったものでございます。

次に、(17)、障害児(者)日中一時支援事業でございますが、障害児(者)を介護している家族の一時的な休息を目的として、施設に預け障害児(者)の活動の場や社会適応訓練等の支援を行うもので、6人の利用がありました。

次に、(18)、障害児(者)移動支援事業でございますが、屋外での移動に困難がある障害児(者)に外出支援を行うことにより、地域での自立生活、社会参加を促すことを目的に、外出の際の移動支援を行いました。

次に、32ページ、(20)のコミュニケーション支援事業でございますが、聴覚障害のため、意思の疎通

を図ることに支障がある方に手話通訳者を派遣し、他者との意思疎通を容易にすることにより、聴覚障害者の福祉の増進と社会参加を促進いたしました。

次に、(21)の紙おむつ支給事業でございますが、在宅で常時おむつを使用している障害者に対し紙おむつを支給することにより、本人及び介護者の経済的負担を軽減し、福祉の向上を図りました。

次に、3、高齢者の福祉でございますが、(2)、緊急通報システム事業は、在宅のひとり暮らし老人や重度障害者の緊急時に対応するため、緊急通報システムを配備し老人の福祉の向上を図りました。

次に、(4)、老人保護措置事業でございますが、保護措置を必要とする老人を養護老人ホームへ入所措置して、老人福祉の向上を図りました。

次に、33ページ、4、児童の福祉でございますが、(1)の民間保育所に対する補助事業として、次世代育成支援対策補助金、保育対策促進事業補助金、安心・元気！保育サービス支援事業費補助金や、保育所親支援推進事業費補助金など各種事業に対する補助金を交付し、児童福祉の向上を図りました。

次に、(2)、入所児童委託事業でございますが、保育所入所児童数は年間で延べ人数1,602人、委託料として総額1億1,784万180円を支払いました。20年度に比べまして、児童数が延べで159人の減、委託料で約710万円の減額となりました。

次に、(3)の保育所緊急整備事業でございますが、町の次世代育成支援行動計画に基づき、たけのこ保育園の園舎改築に際し、児童福祉の向上を図るため9,616万1,000円の補助を行いました。

次に、(4)の放課後児童対策事業でございますが、小学校低学年の留守家庭児童の健全育成のため、21年度からは第二小学校区にも公立の児童クラブを開設し、公立2カ所、民営1カ所の合計3カ所で実施いたしました。また、民営のたけのこ学童保育所には408万1,500円の委託料を支払いました。

次に、34ページ、(5)、子育て支援センター事業でございますが、世代間交流支援センターひのくち館において、未就学のお子さんとその保護者を対象に、子育てを応援するため育児情報の提供や育児相談、出会いの場として表に掲げてありますような事業を実施いたしました。延べ開催回数35回、586人の方々に参加していただきました。

次に、(6)、児童手当支給事業でございますが、小学校修了前の児童を養育する保護者に対し、3歳未満の児童は一律月額1万円、3歳以上は第1子、2子、月額5,000円、第3子以降月額1万円の児童手当を支給し、生活の安定と児童の健全育成の向上を図ったものでございますが、被用者から小学校修了前特例給付まで延べ支給人員8,253人、総額で5,190万5,000円を支給いたしました。

次に、(7)、子育て応援特別手当支給事業でございますが、子育て家庭の経済的支援のため、小学校就学前の3年間に該当する第2子以降の児童に対し、年額3万6,000円の手当を支給いたしました。該当者は120人でございました。

次に、(8)、子育て支援金支給事業でございますが、長瀬町に生まれてくれたことに感謝し、健やかに成長されることを願い、1人2万円の支援金を支給いたしました。21年度は44人の出生がありました。

次に、35ページ、(9)、要保護児童対策地域協議会事業でございますが、要保護児童の早期発見、早期対応を図り、町内児童の健やかな成長を促進するため、児童・教育関係機関、団体等の参加による要保護児童対策協議会を設置し、関係機関との連携を密にして児童福祉の向上を図ったものでございます。21年度は代表者会議と実務者会議及びケース検討会議をそれぞれ開催いたしました。

次に、42ページをごらんいただきたいと思います。10の保健事業の(1)の成人保健事業でございますが、①の成人病予防検診補助事業は、後期高齢者医療制度の加入者のうち人間ドックの受診を希望した11人

に対し、従前どおり補助を行いました。また、43ページの④のがん検診では、胃、大腸、乳、子宮がんと肺がん検診まで、総勢延べで1,267人の方々に受診していただきました。そのうち要精密検査は58人でした。

次に、(4)の母子保健事業でございますが、①の乳幼児並びに44ページ、②の妊婦に対する健康診査と③の相談指導事業は、ペンギン倶楽部からわにっこランド歯科相談まで各種相談を実施いたしました。②の妊婦健康診査は、健診補助回数が5回から14回に大幅に拡大されました。

次に、(5)の保健センター改修事業でございますが、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して建築後25年を経過した保健センターの改修を行うため、設計業務の委託を行いました。

次に、11の予防衛生事業でございますが、(1)の結核予防事業に係る①のレントゲン撮影でございますが、高齢者層の発病増加などから65歳以上の方を対象に実施し、310人の方に受診していただきました。また、②の予防接種につきましては、BCGを生後6カ月までの乳児を対象に実施いたしました。

また、(2)の伝染病予防事業に係る予防接種につきましては、ポリオからインフルエンザまでの各種予防接種を実施したものでございます。このうち麻疹と風疹、高齢者のインフルエンザにつきましては、郡内の指定医療機関等で体調のよいときに実施できるよう、個別接種となっております。また、②の任意の予防接種の中学3年生に対するインフルエンザや新型インフルエンザの予防接種も、個別で実施いたしました。

次に、45ページの12の地域組織活動でございますが、例年どおり母子愛育会食生活改善推進員協議会で、ごらんなような地域活動を実施いたしました。主なものといたしましては、母子愛育会では愛育だよりの発行や、子育て支援事業といたしましてジャガイモ掘りやうどんづくりを、食生活改善推進員協議会では夏休みの親子料理教室や食生活指導の地区伝達講習会などを実施いたしました。

続きまして、76ページをお開きいただきたいと思います。介護保険特別会計についてご説明申し上げます。介護保険制度は、要介護状態になり入浴、排せつ、食事などの介護、機能訓練並びに看護等の医療を必要とする方に対して、その能力に応じて、必要とする福祉や保健医療サービスを提供することを目的に開始された制度でございます。施行後10年を経過いたしまして、制度の定着とともに介護サービスの利用者が拡大し、介護給付費は年々増加しております。21年度の65歳の第1号被保険者の人数は、20年度と比較いたしまして48人増の2,339人で、総人口の29.1%を占めております。また、第1号被保険者のいる世帯は35世帯増の1,625世帯で、総世帯数の56.5%を占めております。

次に、1の決算状況でございますが、歳入決算額は5億7,571万5,000円、歳出決算額は5億4,272万5,000円で、形式収支は3,299万円の黒字となっております。

歳入の主なものは、保険料1億858万8,000円、国庫支出金1億2,314万5,000円、支払基金交付金1億5,108万9,000円、県支出金7,957万1,000円、繰入金7,612万6,000円。

歳出の主なものは、保険給付費で20年度と比べまして7.7%増の4億9,263万9,000円となり、歳出に占める割合は90.7%となりました。

次に、77ページをごらんください。2の保険料の賦課徴収状況の(1)の所得段階別被保険者数でございますが、基準の月額3,900円の方は第4段階ということになっておりますが、一番多いのは表の下から2番目の第5段階、本人課税・合計所得金額200万円未満の方で、特別徴収、普通徴収等合わせまして644人、次は特例第4段階の563人となっております。

次に、(2)の収納状況でございますが、全体の現年賦課分の収納率は99.4%、現年、滞繰合わせた全

体でも98.8%と20年度と同率となっております。

次に、78ページ、3、保険給付費、支出状況の(1)の保険給付費でございますが、介護サービス、介護予防サービス合計で8,264件、費用額で5億1,175万7,000円、支給額は4億6,365万5,000円となり、20年度に比べまして介護サービス、介護予防サービスともに増加しております。

次に、80ページをごらんください。4の要介護認定状況でございますが、介護保険のサービスを受けるためには、本人の状態がどの程度介護を必要とする状態か判定する必要があり、その申請件数が480件ありました。内訳は、新規が104件、更新が359件、変更17件となっております。

また、(2)の認定者数でございますが、20年度と比較いたしまして4人減の387人となっており、総人口の4.81%を占めております。また、介護度別では、要支援2が全体の18.6%と最も多く、次いで要介護2が17.6%、次いで要介護1が17.1%となっており、介護度の低い方が増加しております。

次に、5、各種減額、免除認定でございますが、(1)から(3)まで各種利用料の減免等行ったものでございます。

次に、6の(1)、地域包括支援センター運営協議会及び(2)の地域密着型サービス運営委員会でございますが、それぞれ運営会議等を開催し、要介護者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう協議いたしました。

次に、81ページ、7、介護予防事業でございますが、(1)、介護予防特定高齢者施策といたしましては、要介護一步手前の特定高齢者が要介護認定者にならないよう、通所型の介護予防事業を実施いたしました。

また、(2)の介護予防一般高齢者施策といたしましては、一般の65歳以上の方を対象に元気モリモリ体操を町内12会場で、延べ245回、2,966人の方々に参加していただくとともに、お手伝いいただくボランティアさん、これを元気はつらつサポーターさんと言うのですけれども、その養成事業も実施し、サポート事業は15回、延べ52人の方々にお手伝いいただきました。また、21年度から地区での元気モリモリ体操参加者が中央公民館に集まって、元気モリモリ大会を実施いたしました。地区ごとにやるだけでなく、全体が集まってやることで、参加者が楽しみながら体操をやることができ、とても好評でした。また、高齢化の進行とともに認知症の方が増加しているため、各区長さんの協力のもと、町内18会場で認知症の研修会を実施し、383人の方に参加していただきました。

次に、8、地域包括支援センター事業でございますが、(1)、介護予防のケアマネジメント業務といたしまして、特定高齢者が要介護状態とならないよう介護保険ケアプランを28件作成いたしました。

次に、82ページ、(2)、総合相談業務でございますが、高齢者が地域で安心して生活できるよう、来所や電話の相談だけでなく、訪問するなど716件の相談に対応いたしました。

また、(3)、包括的継続的ケアマネジメント支援業務では、ケアマネや民生委員など関係機関と連携し、ごらんなような会議の開催や相談を受け付けました。

次に、9、その他事業でございますが、(1)の介護用品支給事業では、在宅で常時おむつを使用している方や介護者の経済的負担の軽減を図るため、25人の方に紙おむつを支給いたしました。

次に、(2)の介護予防給付業務では、要支援1、2の方に対しケアプラン延べ889件を作成し、生活に関する支援を行いました。要支援1、2の方の増加に伴い、ケアプラン作成件数も増加しております。

次に、83ページ、10の基金運用事業でございますが、今後の給付費の増加に対応するための給付費支払基金につきましては1,446万9,000円を積み立て、年度末現在4,674万1,000円となりました。また、介護従事者処遇改善臨時特例基金につきましては、介護従事者の処遇改善分として309万9,904円の繰り入れを行

いました。

以上で健康福祉課関係の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（齊藤 實君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、地域整備観光課長をお願いします。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、続きまして地域整備観光課関係の主要施策につきまして、行政報告書に基づきましてご説明いたします。行政報告書の46ページをお開きいただきたいと存じます。

第7、労働部門における主要施策の1、労働事業につきましては、地域の特性や民間活力を生かした地域開発を図り、地域における雇用の拡大と安定を確保するための事業として、秩父地域雇用対策協議会、埼玉県雇用開発協会に対しまして助成を行い、また労働災害の防止や労働者の健康保持等に関する事業を遂行する秩父地域労働基準協会長瀬支部に対しましても助成を行いました。このほか秩父地区メーデー実行委員会などの団体にも助成を行っております。

2の住宅資金貸付事業は、勤労者の住宅の新增築及び宅地の取得に必要な資金として、産業労働者住宅資金の融資あっせんを行いました。

3の緊急雇用対策事業につきましては、2つの事業を行っております。（1）の埼玉県ふるさと雇用再生基金事業及び（2）の埼玉県緊急雇用創出基金事業でございます。埼玉県緊急雇用創出基金事業につきましては、一覧表にあるとおり11事業を実施しております。

次に、47ページをごらんください。第8の農林水産部門におきます主要施策につきましてご説明いたします。1の農業委員会事業の（1）、農地の移動状況ですが、農地法第3条の規定に基づく権利の移動は3件でありました。農地法第4条及び第5条の規定に基づく農地以外の転用件数は28件ございました。

次に、2の農業振興事業、（1）の数量調整円滑化推進事業ですが、水稻作付者27人、水稻作付面積3.2ヘクタールで、生産確定数量は13.6トンとなっております。

（2）の農業振興地域整備計画の変更状況でございますが、農振農用地から除外したものが9件となっております。

（3）の農業振興事業の実施状況は、農業生産の確保と特産物の振興を図るため、一覧表にあるとおり補助金の交付を行いました。

（4）の農業経営改善事業の実施状況につきましては、地域に即した農業振興を促進するため、2つの事業を行いました。詳細につきましては、48ページをごらんください。1つ目の事業が優れた農業形態支援対策事業、もう一つは山村都市部交流事業を行いました。

（5）の中山間地等直接支払事業の実施状況につきましては、農業振興と環境保全及び景観形成の維持のための地域活動を実施されました小坂集落に対しまして、交付金を交付しております。

次に、3の緑の村管理運営事業でございますが、お祭り広場などの維持管理を行うとともに、長瀬町花

の里づくり実行委員会を組織しまして、ハナビシソウの植栽管理、アジサイ等の管理作業をボランティア活動により実施してまいりました。なお、緊急雇用創出基金事業を活用しまして、花の里園地内の維持管理作業を長瀬シルバー人材センターに委託いたしまして実施いたしました。また、花の里の来場者の利便性を図るため、郷土資料館横に花の里公衆トイレを新築いたしました。

次に、49ページをごらんください。5の林業振興事業の(1)、松くい虫対策ですが、松くい虫から松を守るため、松くい虫の防除事業や樹幹への予防薬剤注入事業を実施してまいりました。

(2)の林道につきましては、そこに表示されています3路線の林道管理事業を一覧表のとおり実施してまいりました。

6の宝登山四季の丘の公園整備事業につきましては、宝登山の県造林伐採跡地の森林保全と植栽を通じた地域交流を目的に、森林づくり事業による広葉樹の植栽作業と下刈り作業を行いました。21年度末の企業団体数は7団体となっております。

7の有害鳥獣対策事業につきましては、長瀬町狩猟愛好会にお願いしまして、農作物を荒らす有害鳥獣の捕獲作業を行いました。出勤日数は55日、出勤動員数は420名に及んでおります。捕獲数はごらんいただいた表のとおりでございます。

次に、50ページをごらんください。第9、商工部門における主要施策についてご説明いたします。

1、商工業の振興は、商工業の指導、育成を行う長瀬町商工会に対しまして助成を行い、消費生活の向上を図るため、消費者団体への助成や消費生活相談業務を行ってまいりました。

(2)をごらんいただきたいと思います。商工会プレミアムつき商品券の発行事業につきましては、政府が緊急経済対策の一環として実施しました定額給付金の交付にあわせて、消費喚起と町内商店の利用を促進するため実施してまいりました。

次に、2の観光振興、(1)、花いっぱい推進事業は、①の花の植栽事業としまして公共施設等への花の植栽を行い、②の花の応援事業では、運動協力団体に対し苗木や資材の提供を行ってまいりました。

次に、51ページをごらんください。(2)のインフォメーション事業では、長瀬観光の広報宣伝を図るため、幾つかの事業を実施してまいりました。具体的には、①の誘客対策として各種のキャンペーン活動に参加し、②の迎客対策では観光案内所の業務を長瀬町観光協会に委託したほか、各種の観光情報の提供を行い、③、テレビ埼玉情報番組提供事業では、テレビ埼玉の番組で「ちちぶへGO!!」を放映いたしました。

(3)、魅力ある観光地づくり推進事業では、緊急雇用創出基金事業を活用しまして、野土山と権田山の桜の一部の伐採や遊歩道などの環境整備、外国人観光客の来町目的、行動を把握するための調査等を長瀬町観光協会に委託しました。

(4)の花木の維持管理ですが、南北桜通りの通り抜けの桜、野土山等の桜の維持管理を長瀬町観光協会に委託し、実施しております。

(5)の観光施設管理事業ですが、観光トイレの維持管理業務を長瀬町観光協会に委託しまして、実施してまいりました。

(6)の長瀬八景管理事業でございますが、仲山城跡周辺美化業務を地元団体に委託して実施しております。

(7)の観光団体等の育成、観光イベントへの助成につきましては、観光振興を図るため、長瀬町観光協会及び長瀬船玉まつり実行委員会に対しまして助成を行ってまいりました。

52ページをごらんいただきたいと思います。(8)の観光団体等の事業への参加につきましては、観光関係の各種団体等が実施しました事業に参加しまして、観光振興に努めてまいりました。

(9)、NHK連続テレビ小説「つばさ」支援事業でございますが、平成21年度前期の朝の連続テレビ小説つばさで長瀬町が全国へ放映されたことから、「つばさ」の関連の観光キャンペーンの実施や、ロケに際しましてエキストラの確保などの支援を実施してまいりました。

(10)の長瀬町観光協会法人化事業は、長瀬町観光協会の法人化を円滑に推進するための活動に対しまして、助成を行いました。

(11)の長瀬町観光支援事業は、ふるさと雇用再生事業を活用しまして、長瀬町観光協会の業務を円滑に行うために業務を委託してまいりました。

次に、53ページをごらんください。土木部門におけます主要施策事業をご説明いたします。重要な部分だけ説明させていただきます。

1、道路橋梁総務事業の(7)をごらんいただきたいと思います。測量機器等リース、これは道路等の測量設計及び分筆登記図面の作成を行うために、平成18年より測量機器、図化のソフトのリースを受けておるものでございます。一部測量等を職員が行っております。

2、道路維持事業をごらんください。道路の機能を保持するために、(1)、道路維持事業一覧表にあるとおり、工事及び除草作業、原材料支給を行っております。

54ページにも引き続き出ておりますけれども、未登記処理及び除草業務を委託しております。

続きまして、(2)の交通安全施設整備事業になりますけれども、道路反射鏡等の設置、道路照明灯の設置を表にあるとおり設置しております。

(3)の橋梁長寿命化対策事業につきましては、水管橋の塗装工事及び道路照明灯の工事を行ったものでございます。

それでは、3の道路新設改良事業をごらんください。道路の持つ交通機能及び地域経済や文化、社会活動を支える重要な役割を持っている道路の改良工事を行ったものでございます。

(1)、路線設計等委託業務、ごらんいただいたように3路線を行っております。

(2)の道路改良と側溝整備事業につきましては、一覧表のとおり8路線を行っております。

(3)の用地購入費ですけれども、ごらんいただいたように6路線を行っております。職員による測量設計及び境界柱の再現作業、あと登記事務につきましては、そこにありますように4路線の事務を行っております。

4の河川総務事業ですが、(1)の河川維持管理業務は、表にあるとおり町内2カ所の河川維持業務を行っております。

(3)の河川改修事業につきましては、岩田地区の棒が沢の改修工事を行っております。

続きまして、56ページをごらんください。道路後退部分整備事業につきましては、接道規定に係ります道路後退部分を町の道路敷としまして買い取りを実施いたしました。内容は、その表にあるとおり8件を購入しております。

続きまして、7の若者定住促進対策事業につきましては、定住人口の増加とまちの活性化を図る目的としまして、町営住宅の蔵宮団地跡地1区画の分譲を行いました。また、平成19年度に売り払いを行いました町営住宅蔵宮団地の跡地の分譲地1区画について、住宅建設が困難との申し出がありましたので、1件買い戻しを行ったものです。詳細につきましては、下の一覧表をごらんください。

8の住宅管理事業ですが、町営住宅の管理を下記の4団地、90戸の管理運営業務を行っております。

57ページにつきましては、町営住宅の維持管理を行うために、一覧表にあるとおり修繕工事を行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 次に、教育次長、お願いします。

教育次長。簡単に、明瞭に。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、教育部門における主要施策についてご説明申し上げます。

報告書の59ページをお開きください。1の教育委員会事業でございますが、定例で行っております教育委員会会議を12回開催いたしまして、17件の議決、2件の規則改正を行いました。

2の教育委員会事務局事業でございますが、(1)、「ながとろ教育」第30号の発行から、60ページ(13)、特別支援教育学校支援員配置事業まで、就学支援、教育相談、幼稚園・保育園と学校との連携、就学にかかわる教育費の援助事業、国際理解教育事業、学校支援事業等のそれぞれ事業を実施いたしました。この中で60ページ、(6)の要保護・準要保護児童生徒援助費補助事業、21年度は21人の認定を行いました、こここのところの経済状況の影響が年々増加傾向にあります。

(8)の修学旅行の補助金につきましては、ご案内のように21年度から補助額を倍にし、小学生1人当たり2,000円、中学生4,000円にいたしました。

(10)、国際理解教育の補助ですが、町内4園に対し事業の補助金、一律15万円の事業補助金を交付しました。

(13)の特別支援教育学校支援員配置事業につきましては、県の緊急雇用創出委託事業を受けまして、学級における支援を必要とする児童の学習補助等を行っていただく学校支援員を各小学校に配置し、学校の先生だけでは行き届かない面をカバーできる点で、大きな成果を見ることができました。

次に、大きな3の小中学校管理事業でございますが、61ページ、(1)の学校経営の充実から62ページ、(6)の学校事故防止まで、ごらんのような取り組みを実施いたしました。それぞれ目標に対して、実施による効果を見ております。

61ページ、(3)の教職員の資質向上では、全教職員を対象にした長瀬町独自の取り組みとして、毎年恒例となりました夏季休業中を利用して人権教育、生徒指導等をテーマにした研修会を開催しました。

(4)の生徒指導の充実と家庭、地域との連携におきましては、引き続きさわやか相談員、スクールカウンセラー、SC、スクールソーシャルワーカー、SSW等の活用と相互の連携により、迅速で組織的な取り組みに効果を発揮しました。

次に、62ページ、(6)の学校事故防止では、町民ボランティアによる学校パトロール隊活動の充実強化を図るとともに、県から委嘱を受けたスクールガードリーダーを配置し、地域社会全体で学校安全に取り組む体制のさらなる充実に努めることができました。さらに、昨年度は第一小学校校舎の大規模改修を実施しましたが、その際懸案でありました第一小学校の玄関について、来客者が確認できない等の不審者対策上盲点になっていたことから、玄関事務所を新たに設置し、県の緊急雇用創出事業により、来校者の受け付けや不審者の監視、校内見回りなど、児童の安全確保のために2名の人員を配置し対応することができました。

次に、(7)の施設整備状況でございますが、小中学校の施設整備につきまして、表にして学校別に示しました。主なもので、3校共通で普通教室設置のテレビのデジタル化を図りました。今回、平成20年度



の国の交付金を使い実施することができました。次に、第一小学校につきましては、ご案内のように耐震化及び大規模改修工事を実施いたしました。第二小学校におきましては、屋内運動場について耐震化及び大規模改修工事を実施いたしました。これで耐震化の必要な施設5施設のうち2施設について、改修工事を実施することができました。以上が教育委員会学校総務関係の事業報告です。

次に、63ページ、大きな4の社会教育総務事業についてご説明いたします。(1)の充実した人生を築く生涯学習の推進から64ページ、(3)の基本的な人権の尊重に徹する教育の推進まで、事業を表にまとめてあります。また、体育施設については、利用状況を表にまとめてあります。

次に、64ページ、下段、(4)の文化の振興と文化財の保護、ページかわりまして65ページ、②の文化財の保護のうち旧新井家住宅管理公開事業につきまして説明いたします。民間活力導入による活性化事業の実施や、隣接する花の里へのハナビシソウ観賞の観光客の増員等による相乗効果を図り、入館者の増員を図っているところですが、21年度につきましては入館者数1万1,987人で前年度比1,395人の増、入場料にして210万1,500円で前年比53万2,560円の増という結果でした。

次に、65ページ、大きな5の公民館事業でございますが、中央公民館は生涯学習の拠点施設として、多くの町民にご利用いただいておりますが、こちらも例年に同じように表にまとめたような事業を実施いたしました。合計で8つの教室、講座と公民館まつりを実施し、延べ総数1,491人、前年に比べ43人の減となりましたが、ほぼ横ばいでした。健康保持につながるような講座や教室に関心が高くなっております。

次に、66ページ、下段になりますが、6の勤労青少年ホーム事業でございますが、こちらも表にまとめたような事業を実施しております。なお、公民館並びに勤労青少年ホーム等の事業や新刊図書やCDにつきましては、毎月発行の公民館だよりでご案内しています。中央公民館は、3つの機能を持った施設でございます。公民館と勤労青少年ホーム、コミュニティセンターですが、67ページ、(2)の施設の利用状況でございますが、合計で2万6,565人の方にご利用いただきました。

次に、7の公民館施設の修繕等につきましては、表にまとめてございますので、ごらんください。表の一番下の体育室防球ネット設置工事といたしますのは、室内サッカーのフットサル競技に対応するために、体育館の周囲にネットを設置したものでございます。

最後になりますが、9の学校給食管理事業についてご報告します。内容及び運営面でございますが、68ページ、上段の表にまとめてありますように、小、中3校等合わせて合計で743人に対しまして、最多で192回、延べで13万7,706食を供給いたしました。野菜等諸物価高騰の折、給食費の値上げも検討しましたが、経済状況がすこぶる悪い不景気な状況にあつては、値上げは保護者への負担をさらに重くすることから、現状維持といたしました。具体的には、内容で調節、食材の購入に当たっては、さらに努力する等の内部の工夫と特に努めることで補おうと思っております。

次に、(2)の施設設備の整備につきましては、表にまとめてありますので、ごらんください。主なものは、床の改修工事を実施し、従来のウエット方式からドライ方式になりました。また、作業エリアを色分けゾーンであらわすなど、室内整備を行いました。さらに、懸案でした熱風消毒保管庫を導入することができ、食器等の安全面を強化することができました。また、安定した調理業務を確保するため、民間会社と契約し、給食調理業務の委託を実施しましたが、これにつきましては昨年度末偽装請負等の問題を含んでいたことから、新年度の平成22年度からは廃止し、直接雇用といたしました。この経緯等については、さきに説明させていただいたところです。

最後になりますが、行政報告書にはございませんが、関連で給食費の滞納状況について報告します。平

成22年9月1日現在でございます。68万3,000円となっております。参考に1年前、平成21年9月現在をご紹介いたしますと、97万9,100円でございます。

以上で教育部門における平成21年度主要施策の説明を終わります。

○議長（齊藤 實君） 以上で各課長、教育次長の説明は終了しました。

ここで、決算審査報告を代表監査委員、中畝攻佳君にお願いいたします。

中畝攻佳君。

○代表監査委員（中畝攻佳君） 監査委員の中畝でございます。平成21年度長瀬町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の審査結果につきまして、監査委員を代表いたしましてご報告申し上げます。

審査は、去る7月16日から8月13日までの間に、新井利朗監査委員さんと一緒に実施いたしました。その結果は、お手元にお配りいたしてあります平成21年度長瀬町歳入歳出決算審査意見書のとおりでございます。この意見書をごらんください。

決算審査意見書の1ページの2、審査の結果のところに記載してございますが、審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、関係法令に準拠して調製されておりますし、決算計数を関係諸帳簿及び証書類と照合いたしました結果、誤りのないことを確認いたしました。

また、予算の執行に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って、おおむね適正に行われているものと認められました。

各会計の歳入歳出決算は、下の表1、会計別歳入・歳出一覧に掲げてありますとおり、各会計とも歳入総額から歳出総額を差し引いた残額は黒字決算となっております。

一般会計におきましては、次のページですが、表2、決算収支比率等前年度比較の中ほどに掲げてありますが、形式収支は2億3,116万4,736円となっております。この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源3,555万6,300円を差し引いた実質収支は1億9,560万8,436円の黒字決算となっております。また、この実質収支から前年度実質収支1億3,842万6,598円を差し引いた単年度収支は5,718万1,838円の黒字となっております。

さらに、実質単年度収支につきましては、この表の一番下の欄でございますが、財政調整基金に7,684万7,938円積み立てられ、地方債の繰上償還が1,473万7,016円行われ、財政調整基金が4,805万7,000円取り崩された結果、1億70万9,792円の黒字となっております。

次に、予算の執行状況でございますが、歳入につきましては2ページから3ページにかけて記載してございます。3ページをお開きいただきたいと存じます。中ほどのちょっと下ですが、中ほどの表3、歳入執行状況一覧の一番下の合計欄に示してありますとおり、歳入予算の執行率は91.7%、収入率は97.0%となっております。町税の収入状況でございますが、同表の町税の収入率の欄に掲げてありますとおり、収入率は90.0%となっております。

恐れ入りますが、2ページに戻っていただきます。下から6行目以下に記載してございますが、町税の収入状況のうち、現年課税分の収入率は97.8%であります。滞納繰越分の収入率は21.0%と低調となっております。また、町税における不納欠損額は117万3,876円となっております。これは時効の成立、滞納処分執行停止により権利、義務が消滅し、徴収が不可能になったものを不納欠損として処分されたものでございます。

また、町税全体における収入未済額は1億181万6,417円となっております。町税につきましては、負担

の公平性と自主財源である町税収入の確保は重要な課題でありまして、積極的な徴収活動を展開していくことが必要であります。また、未納者に対しましては、法に基づく適時適切な措置を講ずるなど、積極的な滞納整理を行い、徴収率の向上と滞納額の圧縮を一層強めていくことが必要であります。引き続き、実効性のある町税確保対策を展開されることを強く望むものでございます。

次に、3ページにいてもらいまして、3ページの上から8行目に記載してございますが、歳入のうち町債につきましては、借入額が作年度より5,938万2,000円増加しておりますが、これは土木債、臨時財政対策債の増加によるものであります。なお、臨時財政対策債の元利償還金につきましては、その全額が後年度交付税措置されることとなっております。款別の歳入執行状況につきましては、後ろのほうの8ページの別表1に掲げてあるとおりでございます。

次に、歳出につきましてでございますが、歳出は予算現額37億6,393万2,282円に対しまして、決算額は32億1,942万6,130円で、執行率は85.5%であります。中ほどに記載してございますが、不用額は1億3,355万2,852円ということで、これは予算現額に対して3.5%に当たります。前年度より3,288万9,041円増加しております。この不用額は、事業費節減の取り組みによるものなどの積み上げによるもので、事業の執行に支障を生じたというようなものではございませんが、今後の予算編成において、事業計画のより一層の精査を行い、必要最小限の予算計上と計画的な事業執行に努め、不用額の縮減に取り組む必要があります。

3ページの中ほどの表の下でございますが、ここにウ、町債の償還状況をごらんいただきたいと存じます。町債の昨年度末現在額は26億8,594万5,654円でございますが、年度中に元金2億3,748万4,756円を償還し、新たに2億7,425万9,000円を借り入れた結果、21年度末現在高は27億2,271万9,898円となりまして、昨年度より3,677万4,244円の増加となっております。なお、町債の償還は計画どおり順調になされておりました。

次のエ、下のほうですが、エの財政の構造でございますが、これにつきましては次のページの4ページの表4、主要財務指標一覧をごらんいただきたいと存じます。平成21年度における財政力指数は0.521、経常収支比率は89.0%、経常一般財源比率は90.4%と低下してきております。なお、公債費比率は5.4%と、ここ数年下がってきてはおります。しかし、これらの指標からかんがみまして、財源に余裕があるということは言えず、財政構造に弾力性があるとは言いがたいものがあります。

続きまして、特別会計に移らせていただきます。4ページから5、6ページにわたって記載してございますので、ごらんいただきたいと存じます。

最初に、国民健康保険特別会計でございますが、財政収支の状況、予算の執行状況につきましては、4ページの中ほど以下に記載してあるとおりでございます。形式収支、実質収支ともに黒字となっておりますが、単年度収支につきましては2,016万3,620円の赤字となっております。

国民健康保険税の収入状況でございますけれども、収入率は95.7%となっております。現年課税分は95.5%ですが、滞納繰越分は20.1%と低率となっております。また、国民健康保険税の不納欠損額は164万7,048円、これは時効の成立、滞納処分執行の執行停止により、徴収する権利、義務が消滅したものを不納欠損として処分されたものであります。国民健康保険税の収入未済額は4,234万921円となっておりますので、収入未済の解消に向けて、より一層の努力をしていただくよう望むございます。

次に、5ページに移らせていただきます。老人保健特別会計につきましては、ここに記載してあるとおりでございますが、老人保健制度は平成20年4月から後期高齢者医療制度として、埼玉県後期高齢者医療広域連合に移行されたため、今年度は過年度分の処理となっております。

次に、介護保険特別会計に移らせていただきます。真ん中より下のほうですが、形式収支、実質収支ともに黒字となっております。単年度収支につきましては314万7,540円の赤字となっております。予算執行の状況につきましては、5ページの下のほうに記載してあるとおりでございますが、介護保険料の不納欠損額が19万9,800円で、時効により権利が消滅したものを不納欠損として処分されたものであります。また、収入未済額が113万5,715円ありますので、収入未済の解消に向けて、より一層努力されるよう望むものでございます。

6ページに移らせていただきます。後期高齢者特別会計でございますが、形式収支、単年度収支ともに黒字となっております。予算の執行状況でございますが、保険料の収入状況は6,317万1,220円、収入率は98.7%となっておりますが、81万8,640円の収入未済がございます。歳出では、後期高齢者医療制度の運営を行っております埼玉県後期高齢者医療広域連合への納付金が主で、8,001万9,392円、支出全体の95.7%となっております。

次に、(4)、実質収支に関する調書につきましては、調書に記載されている計数に誤りはございません。

それから、(5)の財産に関する調書につきましては、これについては歳入歳出決算書のほうの197ページ以降に記載されておりますが、このうち基金につきましては、この決算審査意見書の次の7ページの表5、基金の状況にまとめて記載してございますので、ごらんいただきたいと存じます。基金は、一般会計の基金、特別会計の基金合わせて10種ございます。21年度末の基金全体の残額は表の一番下の合計欄の右に記載してございますが、4億9,168万6,046円で、昨年度末より1,514万1,532円増加しております。

以上をもちまして決算審査結果の報告を終わります。

○議長（齊藤 實君） これより各議案に対する一括質疑に入ります。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 今度の平成21年度決算において、何点か質問したいと思います。

まず、今度の決算において、町長以下執行部は福祉の問題については相当、学童保育所とか老人の問題では、樋口に子供たちと一緒に施設をつくったり、私も理事をやっているたけのこ保育園のいろんな支援、そういう問題で、あと一小、二小、中学のいろいろ教育施設をつくったり、本当にすばらしいと思います。町長のやっていることについて、私は本当にほかの自治体等考えても、町長交際費を50万円以下にしたとか、そして今までやってきたことに対して、相当町民本位で進めてきたということは認めます。しかし、私はまだまだいろいろ問題がありまして、意見を述べさせてもらいたいと思います。

まず、18ページの総務部門の問題ですけれども、1つは、きのうの議会の中で村田議員が言った提案制度の問題なのですが、町の職員が生き生きと働いて、人員を減らされながらも活力あって助け合いながら町の行政をやってもらう必要があるのですが、今のやり方ではまだ私は不備だと思うのです。1つは、人事異動の問題です。この前も一般質問でやりましたように、1人の職員が定年まで働ける。そして、その中でいろいろ勉強して、どこの部門に行ってもこたえられる職員を育ててほしいのですが、今度の1年間を見ますと、まだまだそれには1年1回で人事異動があったとか、若い人が育っていくというのには、私はきのうの2番議員の質問の中でもあったように、職員がいろいろ提案して、そして町の行政をつくっていくことをしてもらわないと困るわけです。

しかし、町の町民が提案するのは、本当に13件ということで少ないと思うのです。そこで、私は職員が一番町のことを知っているのです、部門、部門では。だれよりも、町長よりも知っていると思うのです。ですから、その部門、部門でいろいろ意見を聞く制度をつくってもらいたい。提案制度。きのうの村田議

員の答弁では、余り出てこない。それはなぜかという、今の町長に対して、町長というか、要するに反対の意見とかいろいろあっても、なかなか出せないというようなのではないかと思います。そこで、そういうやり方をここ1年間どうやってきたのか。

あと、もう一つは参事方式についても、私が聞いた中では、この前も言ったように参事方式はよくないという職員がいるのです。やはり参事方式を改善してほしいという意見もあるけれども、町長の中には、耳に入っていないのではないかと思います。これについてどう思っているのか。

あと、町長にまた質問なのですけれども、4年前に皆野との合併が分かれてしまってできなくなったということで、平成18年1月24日、長瀬町財政健全化対策委員会を設置して、町の財政をどういうふうに立て直して、合併しないなら、どういうところにどういうお金を使っていけばいいということで、9回会議をやって、私もその一人として意見を述べたのですけれども、この問題について検証する必要があるのです。もう既に4年間たって、まだ財政健全化委員会をやっていかなければ、今高齢化で、少子化で、長瀬の人口が減っているわけですから、これについてこういう財政健全化委員会みたいのを、町長、今後また復活して何かやってもらわなくてはならないと思うのですけれども、これについてどう思っているのか回答をお願いしたいと思います。これが、今町長の質問です。

次に、税務課の問題ですけれども、監査委員の方が13ページで、今、町の税収が、収入未済額が1億181万円になって、もう既に借金をどういうふうに1年間やってきたかと見ますと、私は従来どおりだと思うのですけれども、税務課の方、参事でもいいのですけれども、どういうふうに1年間やってきたか、答えられたら答えていただきたいと思います。

次に、39ページ、環境衛生施設整備事業ということで、ごみの減量化のためにコンポスターを従来ずっとやってきたのですけれども、コンポスターがたったの2基が、補助額が1基1,100円。このコンポスターの問題で、私最近コンポスターを購入して、コメリで買って町に物を持って行って、そして言ったら、役場の待合室に持っていったのです。それで、これを写真を撮ってこなければ、申請を受け付けませんということなのです。これが問題なのは、今ごみの焼却炉を撤去している中で、もっとコンポスターを復活してもらいたいのです。それには、写真をわざわざ撮って出してくださいというやり方は、あれは私は高齢化の中で、写真機で撮って、これを撮ってくれと役場へ持っていくのだったらいいけれども、写真を撮ってくださいといえば、携帯電話でも写真を撮れる時代ですけれども、これはちょっと問題ではないかと思うのですけれども、これについて今後どういうふうにしていくかについてお願いしたいと思います。

次に、41ページお願いします。上水道の整備の中で水道料金の低減化のため、負担金を4,668万円出したということで、やはり私は親戚が上尾にいて、この前うちへ来たときに、老人の2人が月大体水道料が本当に3,000円ぐらいの水道料になってしまうのです、上尾は人口が多いし。皆野・長瀬水道企業団の水は、本当に私なんか見ても、1カ月8,000円ぐらいになるのです。だから、私は下水にまだ入っていませんけれども、こういう中でもっと軽減のためには、1年間どういうふうに動いたのかということが言えると思うのですけれども、お願いしたいと思います。

次に、47ページ、農業委員会事業。農業委員会は、定例会議を11回開催したと。農業委員の人たちは15人いて、月額9,900円もらっています、月給制で。私は、農業委員会が今大事なのは、雑種地がどんどんふえて草がぼうぼう。しかし、税金かけられて、高齢の年寄りが一生懸命、私も手伝ったりしたのですけれども、一生懸命草を刈らなければ、雑種地として税金をかけられるということで、この問題について農業委員会のもっと充実のために、どういう会議をやっているのかについての報告を願いたいと思います。

しかし、私は今度のたけのこ保育園のとき、ある地主が2人、好意的に貸した土地が農振にかかってしまって、結局はもとに戻せとって、もとに戻しました。しかし、これは我々たけのこの理事会も悪いですけれども、地主も好意的に貸したものが、結局は農振にひっかかってしまったということで返して、今本当に駐車場に困っているのです。しかし、農林振興センターは……

〔「自分が悪いんだよ」と言う人あり〕

○10番（渡辺 強君） 許せないということで……。ちょっとやじはやめてください。自分が悪いとかというのではなくて、今までの歴代の園長と理事長が……

〔「自分が悪いんだよ」と言う人あり〕

○10番（渡辺 強君） ちょっと待ってください、議長さん。これは本当に保育園ができて、完成祝いをやってからの話なのです、そういう話が出てきたのは。農振にひっかかってしまうということで。これは、やはり各地域に農業委員がいて、あそこの担当の農業委員会さんは死んでしまったから、交通事故で。だけれども、やっぱり農業委員個人の責任というばかりでなくて、農業委員会はきちんとその農地はどうなっているかということを知りたくてはならないのですけれども、農業委員会のどんな会議を年11回やっているのかについて報告願いたいと思います。

次に、51ページ、観光施設管理事業、公衆トイレ、観光協会に委託した公衆トイレ維持管理を凶ったということで、公衆トイレができることはいいのですけれども、この維持管理費が年々高騰しております。ことしの平成21年度の維持管理費はどのようになっているのか。今後、この維持管理費を観光協会に任せるとはなくて、やはりきちんと話し合って、例えば観光協会に任せるばかりでなくというのは、やはりいろいろ水道の出しっ放し、あと電気のつけっ放しとかいろいろあるので、どういような維持管理費の節減に努力してきたのか、今後もあるのか、お願いしたいと思います。

次に、教育委員会のことです。教育委員会は、4年前に長瀬町財政健全化委員会で月額9,300円ももらっていますね、月額。これはもっと必要なら、ふやしていいと思うぐらいなのですけれども、教育委員会は12回開催したというけれども、どのような話し合いを毎回やられているかというので、情報公開をもっとしてほしいのですけれども、このことについて報告願いたいと思います。

次に、60ページ、修学旅行小中学校補助、これは昨年小学校修学旅行の補助が1,000円、中学生が2,000円だったのが、それが倍になりまして、小学生が2,000円、中学生が4,000円になりました。大変ありがとうございます。しかし、私は思うのに、今の不用額の問題で監査委員が言ったように、節減で不用額をつくったということもいいけれども、しかし不用額が2,770万1,572円が出ているということは、単年度の計画がやはり少ないのではないかというか、要するに単年度ですから、もっと今後修学旅行の補助は最低小学生5,000円、中学生は1万円ぐらいにしてもいいのではないかと思うわけですが、どう考えているのかお願いしたいと思います。

次に入ります。介護保険特別会計の問題ですけれども、今介護保険は課題が重く、負担増は限界だというふうにも新聞も報道されていますし、また介護認定も介護支援、要支援ということでいろいろなっていますけれども、認定制度の不満の声もうんと聞かれているということで、国民健康保険税も含めて、介護保険税も、私は今67歳、もうすぐ68になりますけれども、年金から天引きなのです。国民健康保険税、介護保険税、あと町県民税とか、年金が少ないのにこれだけ取られてしまうのでは、残った金で公債費、固定資産税、いろいろ払わなくてはならない。今、国民の津々浦々から、この問題については考えてくださいという意見がありますけれども、長瀬町も今どういう状況なのか。既に普通徴収というのは、特別徴収と

普通徴収がありますが、私は年金から天引きされるから、貯金通帳見ないと、今どれだけ引かれたののかなとなるのです。この問題について、町は今、後期高齢者保険もありますから、年金から天引きしましたから、政権がかわって今進んでいることで、この問題についてめったに質問しては悪いからあれですけれども、後期高齢者も含めてこの問題は深刻です。ですから、この問題について、これも執行部にぜひ国に意見を出してもらいたいと思うのですけれども、よろしくをお願いします。

次に、最後ですけれども、81ページの今の町内認知症研修事業というので、私も出てみて感じたのは、我々高齢者になっていくのですけれども、本当に認知症にならないように頑張らないと、なってからではひとり暮らしはできませんし、なってからでは本当に家族が深刻でございますから、その問題でもっとこれからお願いしたいということで、以上ですけれども、長くなりましたけれども、よろしくをお願いします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

渡辺さんが非常に理想論を申し上げましたが、渡辺さんのおっしゃるとおりにやっていたら、町はとっくに破綻するというふうには私は思っています。破綻しないようにやるというのが、私たちに課せられた大きな使命だし、責任だというふうに考えて今までやってきたつもりであります。財政健全化の対策委員会の問題につきましても、皆さんの意見を出していただいて、それを私たちはちゃんと議会に、平成18年から事務事業を行っておりまして、そのことにつきましては議会で毎回報告をしているという事実がござります。ぜひそれをごらんいただきたいというふうに思います。

それから、先ほどから財政再建、財源の問題等々ござりますが、一番悪いとき、長瀬町の実質公債費比率は20.3という数値でありました。しかし、今は15%台になっておりまして、それは皆さんの努力と協力のおかげだというふうに考えておりまして、町の私たちの力だけではとてもできない。そういうことについて、皆さんが我慢をいただいた。平成19年から、私たちは財政的には、かなり上向きになっているというふうに思います。

皆野町と合併をしなかった責任はどうするのかというようなお話もありました。だけれども、皆野町と合併をしたからよかったのか悪かったかの検証は、これは歴史が物語るものでありまして、実はこの間林家たい平の落語会がありました。そのとき食事会のときに、ちょうど林家たい平と並んで座る時間が1時間ぐらいあったわけです。そのときに林家たい平さんて、すごい頭のいい人だなと思ったのは、いろんなことを質問してくるのです。長瀬町という名前を変えなくてよかったですね。秩父よりも長瀬のほうが知名度有名ですね。私は東京にいて、非常に誇りに思いますと。その長瀬町が合併のときに、皆野と始めたそうですけれども、どうして不調になりましたかという話もありました。町名のことでという話をしましたら、それはよかった。皆野町というような名前にならなくてよかったですね。東京あたりへ行けば、長瀬って超有名ですよという話をされました。

その財政的に大変なときに、町長はどういう考えを持って町政の運営に当たったのですかという質問されたのです。私は、職員の調整手当を5%出しているのをゼロにしたり、固定費の減額をすることと、小泉内閣の経済政策に対する反発というか、あの人の竹中平蔵を使っているという思いがあったので、その逆をやってみようということが結果的には当たりましたと。そういうものについては、では町長の給料も切ったのですか。切りました。40%切っています。議員の数も10人に減らしてもらいましたという話をしたら、林家たい平さんが最後に締めを一発締めで、労連の会長がやった後、舞台にとんとんと上ったのです。何を言うかと思っていましたら、一言という話の中に、長瀬の町長とかけてろうそくと解きます。

何を言う、何か悪口言われるかなと思って、しばらく体をかたくして待っていましたら、我が身を削って町を明るくしましたという締めをやっていただきました。私は、そういうことを言うために質問に答えたわけではなかったのですが、そういうふうにとっていただいたというのはありがたかったな。私たちも、やってきた努力が人に認められるということは、非常にありがたいことだというふうに考えております。

いろんなことを聞かれたので、町の提案制度だとかそういうものについても、先ほど申し上げたとおり。それから、反対の意見が出しづらいついと言われたことにつきましても、反対意見が出しづらいついというのはどういう理由なのか。私たちは、上から高圧的な態度をとって提案制度を、なるべく意見が出ないようにということをやっているわけではありません。自由に出していただいて結構でございます。反対なら反対ということを書いていただいて、その理由を提示していただければいいわけでありませう。

それから、参事方式は反対だという意見があると。それは、渡辺さんがだれからお聞きしたのかわかりませんが、私は副町長を置かないということを経営で決めた後に、ぜひ参事という制度をつくりたいというのが私の考え方で、私の責任によってやりました。何で参事制度が悪いのかという意見も聞かせていただければ、私たちはそれに対して反省すべき点は反省をするというふうに考えておまして、私は悪くない。例えば参事の手当が幾らついているかという、何千円です。それで、助役の仕事を、2人で副町長の仕事をやっていただいています。新しく副町長をつくれれば、700万から800万の金が必要わけです。そういうことも、これも町の財政を崩壊させることのないようにするための一里塚であります。ぜひこの辺はご理解をいただきたい、そういうふうに考えております。参事制度が反対だという人の名前とご意見を承ればありがたい、そういうふうに思います。

先ほど申し上げましたように人口が減少しているというのは、これは日本全体の問題でございますが、それをカバーすべく、2年前若者定住促進条例をつくりました。ようやく基金の残高も5億円近くという状況になってまいりましたので、この辺も新年度に向けて新しい考え方を持って、皆さんにご提案をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、水道料金が高いというのは事実でございます。これはいかにして水道料金が高いのか、下水道料金が高いのかということ、過疎地の中で国の方針で社会資本の充実、それから文化生活的推進という中の大きなテーマが水道と下水道であります。これをやれということでは言われたか言われないうか、私は当時責任者ではありませんから、わかりませんが、その問題はもう15年ぐらい前から行われておまして、下水道が一番私は問題だと思っております。水道は、かなり私が受けたときに20億あった借金が、今年度末で10億になります。そういうことから考えれば、水道だけ別にやって、水道料金を下げるというのも一つの方法でしたが、そうではなくて秩父全体のエリアを一つの水道域にしたいという考え方がある、2年前から皆野・長瀬上下水道組合という名前にしたわけでありませう。ですから、そのことについてはもう少し時間をいただきたい。とにかく水道料金を下げようという気持ちがあります。

ただ、下げるのには町の負担が、私になったとき、たしか4億5,000万円ぐらい上下水道に金が出ていたわけだ。今、それが2億円に、3億を割りました。そういうことから考えていくと、かなり効率的な運営ができてきているとは思いますが、ただ高齢化が進んで水の使用料は減っているという現実がございます、この辺も非常に痛しかゆしの問題であります、とにかく広域の将来構想を見据えた上で水道料金が下げられるかどうか。それには、町の負担がふえるということをご認識をいただきたい、そういうふうに思っております。

そういうわけで、いろんなご質問があつて、お答えにならない部分もありますし、抜けている部分もあ



と思いますが、財政的な問題につきましては、皆さんにご無理を申し上げたり我慢をいただきました結果で、5億円近い基金の残高が出たということは、非常にいいことだというふうに考えております。しかし、5億円なんというのは、ある考え方からすればごみみたいなものでありますから、これをしっかりつなげていながら、できることについては積極的にやっていく。住民福祉、それから若者の定着率を高くするための方式として、来年度からそのことについては頑張っ、各課長からの意見を聴取しながら計画を立てていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 渡辺議員のご質問にお答えします。

まず、1億円の滞納額が多いという話なのですけれども、平成12年から14年の当時については2億円あったわけなのです。うちのほうの税務課として、去年もあるというのですけれども、13ページの収入未済額、まずこの金額が1億円にならないようにしようということで、昨年これが1億円切りまして、現在の21年度の滞納繰り越し分を加えますと1億円になりますが、収入未済額の上でこの1億円を切ろうということで努力ということではないのですけれども、これを目標に去年達成できました。達成しただけでは困るので、またいつ変わる可能性がありますので、いろいろな対策としまして納税コールセンター、議員の皆さんにご承認いただきましたけれども、緊急雇用を使ったり、県税等の預金の差し押さえや給与の差し押さえ、その他もろもろのことをやっております。

それで、滞納の徴収率なのですけれども、一応100人いると、大体税の関係ですと97人の方は通常何もなければ、その方は督促も必要ですけれども、そういうことをすれば大体97人の方は納めてもらえるのですけれども、3%の方についてはどうしても長期滞納者とか、そういう人がおりまして、この3%をいかに取るかということが問題となるのです。そのためには現年徴収率ということで、今回町県民税を例に挙げますと98.6%に上がっていますけれども、そうすると滞納の現年度分については1.4%の方が滞納なされているということで、3%から比べると、その分だけ現年度分については滞納分が減ってくるということになると思うのです。それで、平均的に確かに20%は低いような気がすると思いますけれども、3%の中の人からお金を取るというのはなかなか、何十%、30%、40%と上がるというのが大変厳しいもので、町村ではよっぽどの債券でも土地でも高く売れたとか、その大部分を占めた部分がなくなる限り、そういう率的なものについてはそんなに上がらないと。平均的には13%ぐらいが平均的なところと言われております。それでいきますと、去年とことしにおきましては20%を超えて、職員としてはやれるだけのことはやっているのだと思います。

税金のできる限りの滞納処分については、税法に書かれているとおりやって、また行い方についても県の指導や積極的に行くようにして、なるべくこういうことがないように、少なくなるようにしておるのでございますけれども、皆さんもご存じのとおり社会経済情勢によって会社が倒産したりリストラに遭ったりという

ことになってきますと、当然税務だけでただ徴収がどんどん行けば、きれいに済むという問題だけではないと思うのです。その辺のことをお酌みいただきまして、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 参事。

○参事（平 健司君） 渡辺議員の質問の税務課長の補足をさせていただきます。同じことをやっている、なかなか税率、収納率がアップしないのではないかというようなお話をいただいたので、税務課の職員、今収納率向上に向けて一生懸命やっているところですので、ここで補足説明をさせていただきます。

昨年の12月議会でも町長から報告させていただきましたけれども、昨年も町県民税収納率圧縮部門で、埼玉県知事から上位3団体に入る表彰を受けたところであります。これは、渡辺議員ご存じだと思うのですが、町村では長瀬町だけ、市では桶川市ですか、ここが昨年収納率のアップ部門で表彰を受けています。また、今年度においても収納率がかなり圧縮できたと。県内の上位3団体に多分入ると思います。したがって、秩父県税事務所からは事前に、表彰するので町長の日程をあけておいてくれと、こういうことを言われていますので、税務課の職員は一生懸命やっているのです、ここであえて2年連続上位3団体に入るような表彰を受けますので、報告というか質問に対する答えというか、させていただきます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

最初に、生ごみ処理機の購入時の補助制度のお話であったかと思いますが、添付書類で写真の添付をどうにかできないかというお話でございますけれども、生ごみ処理機の購入補助につきましては、生ごみの減量化、また生ごみ処理に係る町費の低減につながる制度ということで、昭和61年度、現在の要綱は平成3年度からになっておりますけれども、実施しております。写真の添付につきましては、現在要綱で実績報告の添付書類の一つとして定めておりますけれども、購入したことの確認のためでもあるということになりますので、現在はコンポスト式の生ごみ処理機の値段も大分、大きさにはよりますけれども、安くなってきておりますので、領収証等だけでも構わないか、財政や法規関係の部署と協議し、住民の方の負担にならないように簡略化できる方向で検討してまいりたいと思います。

続きまして、介護保険に絡んだ後期高齢者の医療制度、保険料等のご質問にお答えいたします。現在、国のほうで高齢者の医療制度改革中間まとめ案というのが、先月、8月20日にまとめられました。今後、秋以降、費用負担や事務の分担など具体的な制度設計を詰め、年内に最終案がまとめられる予定でございます。その後、来年の通常国会に改革法案を提出し、2年の準備期間を経て平成25年4月から実施の予定で作業が進められているようでございますので、国の動向等を見守っていきたいと考えます。

なお、高齢者医療制度につきましては、町村会や国民健康保険団体連合会などを通じまして、新しい制度創設に当たっては、国民や市町村に負担をかけることのないような制度としていただきたいことなど、現在要望もしております。今後とも、機会あるごとに、国や関係機関に対しまして働きかけてまいりたいと思います。

あと、水道料金の関係につきましては、先ほど町長から申し上げましたので、私のほうからは控えさせていただきます。

よろしくお願いします。

○議長（齊藤 實君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 渡辺議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、介護保険料の特別徴収、普通徴収の年金からの天引きの関係でございますけれども、介護保険の保険料を納めていただいている方、65歳以上の方2,339人おります中で、普通徴収の方244人となっております。こちらは年金の年額18万以下の方もおりますし、あとはほとんどが65歳になった年というのは、すぐ社会保険庁のほうに連絡して、年金から天引きというのは誕生日からはできませんので、6カ月ぐらいの猶予期間をいただきますので、その間が普通徴収になっているものでございます。

年金からの徴収で生活が苦しいというふうなお話も先ほどありましたが、77ページの上段の表を見ていただきますとわかりますとおり、基準額というのは平均の額ですね。町で言っている額は下から3段目の第4段階の方でございますが、月額にしますと3,900円ということになっておりまして、町のほうの構成割合を見ましても、その下の特例第4段階あたりから上の方がほとんどで、それよりも少ない方というのは、本当にわずかになっているようです。年金からの徴収なのですけれども、高齢になればなるほど、年金から天引きしてもらって助かるというふうなお話も町のほうには届いております。確かに、限られた年金の中でいろんな料金を差し引くととなりますと、大変だとは思いますが、在宅の方は出かけるのも大変ということもありますし、また収納のほうに関しましても、年金から納めていただければ、収納のほうもうまくいくということになって助かっております。

問題は、保険料が高いとかそういうことのほうの話ではないかと思うのですけれども、昨年ですか、第4期の計画を立てさせていただきましたときに、保険料率のほうの説明もさせていただきましたけれども、長瀬町は3年間をならしますと3,950円、月額でございます。秩父市が4,120円、それから横瀬町が4,150円、小鹿野町は長瀬と同じで3,950円、東秩父のほうにありましては5,130円と、月々の負担は本当に大変になっております。ですけれども、郡内で見ますと、皆野町が3,900円となっておりますので、その中では低いほうではないか。それから、前回3回の伸びを見ましても、多いところでは1,000円を超えているような伸びでございますが、長瀬の場合は550円ということの伸びでございます。そういうことで見ますと、全体的に高齢者の数もふえておりますから、負担する方もふえているのはありますけれども、給付費の伸びに対しましては、それほどの負担の伸びではないかなというふうに考えております。

この65歳以上の方に負担していただいております保険料につきましては、全体の介護保険の財源の約20%ということになっております。そうは言いましても、それぞれが年金から差し引かれると大変ということもわからないわけではないのでございますけれども、介護保険の運営のほうがスムーズにいくように、ご協力のほうをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

済みません。もう一つ落としました。それから、認知症の研修ですけれども、昨年度町内に出て実施させていただきましたら、大変好評でした。認知症の方が身近にいても、その症状がよく理解できないために、認知症の方に対するいろんな問題が出ていたりしていたわけなのですけれども、町民の方々も一緒に聞いていただいて、理解を深めていただいたというふうに考えております。好評でございましたので、今年度も認知症、それからきょうテレビでもやっておりますけれども、うつ病の方もふえているというふうなお話ですので、あわせて研修を町内各区を回らせていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、渡辺議員のご質問にお答えします。

質問の内容は、2点あったかと思われま。1点目が農業委員会の会議の内容について、2つ目がトイ

レの維持管理についてだと思われます。

初めに、農業委員会の会議の内容につきましてですけれども、初めに農業委員会の主な役割についてお話しさせていただきたいと思います。農業委員会では、地域農業の構造改革の推進を図るといふようなことと、2つ目に農業行政の適正な執行、3つ目に地域の世話役活動と農業者の公的な代表というふうな役割があろうかと思えます。この中で会議の内容につきましては、2番目の農地行政の適正な執行になろうかと思えます。これは法令に基づく業務としまして、農地の賃貸、転用について、農地法等に基づきまして審査、進達業務を行っているというような内容が会議の主な会議の内容になるかと思えます。そのほかに農業委員さんの直接の運営についての打ち合わせ等を行っているということです。

つけ加えさせていただきますけれども、農業委員さんの業務につきましては、議員さんの説明にありました月1回の委員会が主だといふようなお話がありましたけれども、農業委員さんの業務は決してそれだけではありませんので、現地確認及びパトロール等も随時行っているというので、その辺をご理解いただきたいと思います。

2番目の公衆トイレの維持費について、どのくらいの費用がかかっているかといふようなご質問ですけれども、21年度の観光トイレ関係の維持費につきましては、消耗品が2,310円となっております。20年度は34万3,616円で、マイナスの34万1,306円となっております。これは観光協会へトイレの清掃業務を委託した都合によりまして、トイレトーパー、薬品代などの消耗品代が合わせて委託されておりますので、先ほど説明させていただいたとおり減額となっております。電気代が21年度が19万5,562円、20年度は18万1,205円となっております。1万4,357円ふえておりますけれども、岩畳トイレが稼働した理由によりまして、電気代がふえているのではなかろうかといふふうに考えております。上下水道代、21年度が145万5,202円、20年度が127万791円、差し引き18万4,411円ふえておりますが、これも岩畳トイレが稼働したことにより、上下水道代がふえているのではなかろうかといふふうに考えております。

施設修繕費、21年度が37万5,322円、20年度が57万9,093円、20万3,771円の少ないこととなりますけれども、これはたまたま修理の箇所ですとか修理の数が少なくなっていったのではないかといふふうに考えます。手数料が21年度が8万815円、20年度が7万6,525円、4,290円ふえております。これはくみ取りの手数料等が含まれておりますので、その年度によって多少の差があると思えますので、理由としてはそのようなものかと思われます。

委託料が21年度が205万9,850円、20年度が173万6,608円、32万3,242円ふえております。これは、岩畳観光トイレ、あわせて花の里のトイレ等がふえておりますので、それにあわせて委託料がふえたものと考えております。

合計しますと、観光トイレに必要な経費としまして、21年度総額が416万9,061円、20年度が418万7,838円で、トータルでは1万8,777円削減できております。議員からもお話がありましたように、今後節減の方法があるかどうかといふふうなあわせてのご質問があったと思えますけれども、これにつきましてはLEDの電球ですか、そういうものを入れるとか、人を感知して電気をつけるとか、そういう光熱水費を抑えるような方法を採用させていただきまして、経費の節減に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 参事。

○参事（平 健司君） 済みません。補足説明を農業委員会に関してさせていただきます。

渡辺議員からたけのこ保育園の話が出ましたので、ここでお答えをさせていただきますけれども、農業

委員さん、議員さんの中に3名おるのですが、そのほかの議員さんに誤解があるといけませんので、農業委員会が何でたけのこ保育園に許可しないのだというようなことでは困りますので、補足説明をさせていただきます。

私、農業委員会とは全く関係なくて、議会事務局、農業委員会事務局とは別なのですけれども、県のほうで聞いた話をさせていただきますと、たけのこ保育園の農地違反転用の場合は、1度目でなく、今回2度目だと。1度目は始末書で何とか穏便にということで農地転用したのですけれども、2度目で承知してやってやった。悪質だということで……

〔何事か言う人あり〕

○参事（平 健司君） いや、知る、知らないではなくて、1度目始末書入れているわけですから、当然そういう行為はわかっているはずなので、2度目ですから、それも何年もたっていないで2度目に行ったので、悪質とみなしてそのような許可は今回はおろさなかったというような話を聞いていますので、議員さんに誤解があるといけないので、補足をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 教育委員会について2項目のご質問いただきました。お答えいたします。

行政報告書の59ページにございます教育委員会の内容について、教育委員会は定例会議が月に1回開かれます。教育長含め5名の教育委員と、書記として私次長の6名で行われております。そこで、平成21年度について申し上げますと、議決件数ここに17件とありますが、教育委員会でかける議案は、各種委員の委嘱、要保護・準要保護児童生徒の認定、育英奨学資金貸与者の認定、規則改正あるいは教科書の採択、教職員人事の内申、教育行政の重点施策についてなどなどでございます。そういったものを定例の教育委員会でかけております。

また、ここにあります規則等の制定、改廃、昨年度におきましては2件ありましてと申し上げましたのは、具体的には長瀬町立小中学校管理規則の一部改正、また長瀬町立学校県費負担教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正、この2件の規則改正を行ったものでございます。教育委員会でを行う事務は、すべて教育委員会で決められ行われるものですが、長瀬町教育委員会教育長に対する事務委任規則によりまして、教育長に委任されているものも多くございます。後でこの規則、ごらんになっていただきたいと思えます。

また、月1回の定例会のほか、年間を通しまして教育委員会行事へも出席していただいております。以上が1点目の教育委員会の内容についてでございます。

2点目、60ページにございます修学旅行費の補助に関係しましてのご質問、修学旅行費の補助の増額のご提案をいただく際、必ず不用額がこんなにあるのだからというお話をされますが、不用額についての説明は、これも何度か説明させていただいております。教育委員会の予算は、総務事業に始まりまして3校の学校、中央公民館、給食センターと独立した施設も持っておりますので、それぞれ個々の事業の不用額の積み上げでございまして、不用額が多いというのは、事業も多いというのが1つここでご理解いただき、それを即使える、その不用額を使えるという性質のものではないということも、ご理解いただきたいと思えます。

なお、この修学旅行の補助金につきましては、昨年上げたばかりですので、状況を見ていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 町長にお願いなのですが、結局先ほどの質問の中で、参事方式についての意見もあると言ったけれども、それをだれが言えとかと。前も言ったことあるのですが、そうではなくて私言っているのは、職員がいろいろ気持ちがあっても、言えるような雰囲気をつくっていかないと、やっぱりそういうふうにした人は、私は絶対言えませんよ。だって、今そういう状態だもの。私だって町長の答弁は、あなたがそんなことばかり言っていたら、理想主義者だとか何かそんなこと言いましたね。そういうことではなくて、我々議員も職員も、問題点、いろいろ思っていることを言えるような職場にしていかななくてはならないということで私は言っているわけで、私が言ったことも確かに理想論もあります。だって、職員を使うのは、いろんな性格の人、力の差がいっぱいあって、それで人事異動をきちんと3年1回で回れとか、できないということも、そう言われればそうなのです。あともう一つは、参事方式やれば3,000円で済むというのも、確かに町の持ち出しが少なくなるということわかります。

しかし、3,000円でやったからって、参事方式というのは3人いたのが、今2人になったでしょう。やはり私が役場に行き感じるのは、参事というのはすごく統率してやっているのだと思うけれども、どうも職員が統合してうまくやっているようには見えない。職員の数が少なくなるから、結局私のエリアではないということでもうまくやっていない。これは私の感じですから、感じるのです。だから、やっぱり役場職員がどんどん少なくなっているのだから、一緒になって生き生き助け合いながらやるような職場をつくっていかないと。参事方式がなぜだめだと思っているかというのは、参事だって、結局参事のほうはどういう話し合っ、役場職員がうまくやるようにやっているのかというのがわからないということもあると思うのです。

だから、私が町長をうんと褒めているのだけれども、私は対外的にも町長の価値はすごくあると思うのです。私の共産党の仲間が傍聴に来たとき、あの町長は革新統一でやっていけばいいのではないかと。今のように党派を抜きにしてやれば、あの町長はすごいなというふうに言っていたのです。これは本当なのです。町長は物すごく評価されているのです。それは、私は、うちの町長は本当に前の町長とは違って、すごくすぐれているのだよというふうにも報告しています。よろしくお願いします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今のお話を聞いていて、喜ぶべきなのか悲しむべきなのかちょっと戸惑っておりますが、私は参事方式というのは、どこの町でもやっているというわけではなくて、一つの小さな町の職員の中でいろんなことがあります。そういう問題についても、私と教育長と参事で毎週週の初めに参事会議、参事等会議といいますけれども、それをやっています。そういう中でいろんな意見が出てきます。職員のことについて、例えば資質の問題についてもそう、それから一つのエリア、自分のところだけをやろうとしている。そういうことではなくて、町全体のことを勉強して、それで町の活性化に役立てるような職員の教育ということについては、参事にも一生懸命協力をしてもらってやっています。

ただ、私はさっき渡辺さんに申し上げたのは、だれが言いましたというのは、それはここで答えてくださいということではない。では、役場の職員の中でこういう人がいましたよとか、こういう意見がありますよという話は、時々役場においていくなるときに、「おい、いるかい」とよく来ていただきます。そういうときに、こういう意見があるよという話を聞かせていただければ、私たちはそれを実際に必要だと思え

ば、すぐ取り上げて参事とも協議をした結果、やるべきことについては手を下して今まできたつもりであります。ですから、ここで言われても、ではだれですかという話になるわけで、それを名前を聞かせてくださいということではありませんで、こういうところの人がこうなったのだよという話は、内々話ではできるわけですから、ぜひ公の席も、それは議事録に残ることだから、大切なことですが、そういうことだけではなくて、やっぱり議会の人たちのご意見やご指導をいただきながら、私たちも間違った方向に行かないような町の職員の育成と、それから行政のあり方を考えていかなければいけないというのが、私たちの基本的な考え方ですので、先ほど言ったことが言葉が過ぎれば、それはおわびをしますけれども、私も渡辺さんと一緒にやっていくというだけの勇気も度量もございませんので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

そういうことで、ぜひ外から来たお話は、議会の人も私たちは直接お会いをした上でお話をするような機会をつくる。そのことについては、私は時間をいつでも割きますから、ひとつご指導いただければありがたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

1 番、関口雅敬君。

○1 番（関口雅敬君） それでは、何点か質問をさせていただきます。

先ほど監査委員から、おおむね適正になされているという評価がありました。その中で、私が何点か聞いてみたいということを質問させていただきます。

初めに、プレミアム商品券の発行で経済効果はどの程度の経済効果が出たか、役場は検証をし、どう見ているかお聞きしたいと思います。

2 目が観光協会の、ページで言うと52ページのところで、観光協会にいろいろなお金が流れている中で、3 年間は流す。4 年目以降はないのですねという議論を以前しましたけれども、21 年度締めたところで、今まで使った税金が観光協会の独立をする、ひとり立ちになれるのが、本当に3 年間でひとり立ちができるような今体制がとれているか。私が見ると、法人化スタートしたときに事務局長を募集して、だれか適任者を見つけるという話でスタートしたけれども、その当時適任者がいないというままでスタートして、後継の人事指導がなされているのかどうか。ぼうっとしていれば、3 年間なんてすぐ過ぎてしまいますから。3 年後にはひとり立ちできなかつたら、また税金投入するという、そういうのでは本当に困りますから、法人化でスタートしてから期限がたっています。本当に法人化、一本立ちができるような人事育成ができていくかどうかお聞きしたいと思います。

それから、教育委員会に移ります。町民プールは21 年度休止ということが書いてありましたけれども、これを見ると22 年、23 年度本当にやる気があるのかないのか、それを聞きたいと思います。中学生の父兄の方から、長瀬は小学校卒業してしまうと、プール、そういう水泳関係が全然できないのですよねという話を聞いていますから、今見たら、21 年度休止と書いてありますので、22 年度やる気があるのかどうか。

それから、教員の資質向上云々というのが先ほどありました。61 ページ、こういう教員の資質を高めるために、講習会やったり何だりしているのは、1 年ごとで終わるのでなくて、例えばことし熱中症がかなり多い中で、教員が39 度も熱がある子供をそのままにしているような、そんな教員では子供は任せられないです。こういう資質向上なんというのは、真っ先に子供たちを守ってもらわなければならないので、ここをお聞きしたいと思います。

それから、もう一点、中央公民館でCD の貸し出し、かなり人数多い。これは本当にいいことだと思

ます。そこで、中央公民館にCDを借りに行ったときに、リストの字が小さ過ぎて見えないのです。私は公民館長に話をし、パソコンでちょっと大きくしてもらいました。公民館の窓口においてあるリストは、ちょっと大きくしてもらいましたけれども、あれを見るのには、自分用の専用の眼鏡持って行って、かなり時間かけてずっと見ないと見られない。そうすると、落ちついて選曲ができない。どのCDを借りていこうかというのができないので、できればもっと字を大きくして配れば一番いいし、配れないにしても、例えばインターネットで発信してもらえば、インターネットで見るには、字はどんどん、どんどん大きく自分でできますから、そういう方法。インターネットがない人はどうするのだといったら、窓口で大きなリスト、表をつくってもら、あるいは公民館ではなくても、どこかに配布で見られるような工夫がしてもらえればありがたいと思います。

それから、備蓄品を聞こうと思ったのだけれども、きのうの一般質問の件で、町長が本当にこの議会終了後やるということなので、ぜひ、これは総務課ですよ。きのうも言ったように浄水器のポンプを買ってあっても、あれは災害時に使えないから、そういうのを本当に研究してもらって、素早く対応していただきたいと思います。

以上、その件お答えをいただければ。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、関口議員のご質問にお答えします。

質問の内容につきましては、プレミアム商品券の経済効果についてが1番目であろうかと思います。プレミアム商品券の事業につきましては、行政報告書の50ページにも示されていると思いますが、商工会へのプレミアムつきの商品券の発行事業として補助金を200万円ほど交付しております。これは10%のプレミアムがついておりますので、事業の総額としますと2,200万円になろうかと思います。そして、この事業に参加いただきました商店の数が40店舗と、商品券をご購入いただきました方が308名となっておりますので、波及効果については、こちらでは把握はしていないところなのですが、事業効果としては2,200万円程度の額が町内の商店に使われているというようなことがありますので、その点については効果があるのではないかというふうに考えております。

続きまして、2つ目の観光協会の独立する体制がとれるかどうかのご質問になろうかと思います。きのう町長が観光協会の関係のご質問のときに答弁をさせていただいたかと思いますけれども、人材の育成を現在しているようなことを答弁させていただいたかと思います。観光協会につきましても、団体としてひとり立ちするには、財政的な補助というような面もありますけれども、中で働いていただく職員の方の育成というものも欠かせないところだと思いますので、ちょうどことしが中間年に当たるかと思えますけれども、その辺のところを積極的に取り組めればというふうに考えます。

また、団体がひとり立ちするには、幾つかの事業を行う必要があるかと思います。21年度につきましては、魅力ある観光地づくり事業ということで、野土山の整備等をさせていただきました。22年につきましても、引き続いて事業を行っているわけなのですが、皆さんにお越しいただけるような観光地の整備が早くできれば、その分観光協会もひとり立ちが早くなるのではないかというふうなことで、今取り組んでいるところです。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、教育委員会へ3点ご質問いただきました。



まず、1点目、町民プール、行政報告書に平成21年度は休止とあるが、22、23、本気でやる気があるのかというご質問でございますが、平成22年度も休止でございます。使用方につきましては、今後の検討課題になっております。ご案内のように学校施設改修を現在進めているわけですが、平成24年度終了をめどに今取り組んでおるわけですが、それらがめどがついたところで、順次ほかの施設も含め検討を加えていきたいと思っております。

2点目、教員の資質向上について、教育委員会で毎年夏休みを利用して行っているわけですが、1年ごとに終わるのではなくというご質問。それと、39度の熱を出した子供をほうっておくような教員の指導では困るというご指摘をいただきました。この2点についてですが、この研修は内容を変え毎年実施しております。21年度は行政報告書で紹介してございますが、人権教育と生徒指導をテーマにした講演会、2回実施しております。なお、平成22年度につきましては、最近先生同士、また子供たちが教室の中で、子供同士での人間関係づくりが難しくなっているということが課題でございますので、それらを解消するためのプログラムを習得するための人間関係づくりの構築についての研修会を実施いたしました。この研修会は夏休み中ということもありまして、参加率も大変よく、教員の資質向上に効果ある事業となっております。

熱中症関係のお話につきましては、大変申しわけないことをいたしました。早速小学校のほうへ連絡を入れ、確認をしました。監督者であります教頭、校長も大変残念がっていました。といいますのは、その注意をした、2学期が始まったばかりですので、また今現在、熱中症が大変テレビをつけても問題になっている昨今でございますので、十分注意するようという、子供の異変が気づいたら、即対応するようというお話をしたばかりのことだっただけに、大変ショックだということで、さらに職員に向け喚起を促すというお話をいただきました。こういうことのないように気をつけたいと思います。

CDの貸し出しリストの文字を大きくしてほしいということで、一度大きくしてもらったが、さらにといいことですので、その点はできない話ではないと思いますので、公民館のほうに伝えたいと思います。

以上です。

○1番（関口雅敬君） インターネットの発信は。

○教育次長（大澤珠子君） CDのリストですか。私、ちょっと即答できません。多分大変数も多くなっておりますので、新着CDのご案内程度でしたら検討できる話でございますので、それも含め公民館のほうに伝えたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 備蓄品の関係でございますが、有効に利用するためにも、消防団の定期集会時等で操作研修等を行っていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今、1番議員のご質問を聞いていて、私もちょっと気になることがあったので、参考にお聞きいただければありがたいと思います。

教師の資質の問題等々のご質問があったわけですが、私たちも長瀬町で職員、学校の先生の採用、任免のことについての権限があるわけではございませんが、あることで実は県の教育局に私行ってまいりました。そういう中で、教師の資質というのをしっかり磨くというのは、県の教育局の責任なのだから、しっかりやってほしいというお話を申し上げ、実はけさも岩崎県議と別のお話がありましてお話をしたときに、

もう一度県の教育局に行きたいというお話をしたら、いつでも案内するよというお話をいただいて、県の教育局の幹部とかなりやりとりをしてきたわけでありまして、それで、試験が受ければ教師になる。教師になる資格があれば、その場、その場をうまくしのげばいいというような教育のあり方については、絶対にこれを許すわけにいかないというお話を申し上げてきたわけでありまして、そのことにつきましても、今お話を改めて承りました。こういうことについても、やはり当然町の教育委員会がそこにいるわけだから、携わっているわけですから、やることも事実でございますが、教師の資質の問題、採用するとき、それから採用した後の指導につきましても、県の教育局に大きな責任があるというふうに思っておりまして、町の教育委員会と力を合わせて教師の資質向上を図っていただくように、教育局に私も改めて申し込みをしていきたいと思っておりますので、その辺もご理解をいただきたいと思っております。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

1 番、関口雅敬君。

○1 番（関口雅敬君） 教員の資質は、本当に熱中症で39度も熱があったら、親にも連絡しないで子供を学校が終わるまで、保健室にも行かないでそこにほうっておくという言い方は、休ませたのだらうけれども、そのまま帰すようなそんな職員では、資質の向上の人権がどうだのこうだの講習以外のもの、番外な話ですから、ぜひ強くやってください。去年もそういう子供の問題もありましたから、そういうのが1年ごとに区切れるのではなくて、1回やったら引き続いて、そういうことはずっと注意ができるような教員でいてもらわないと困ります。

今、教育委員会から先に言うてしまうのだけれども、CDに対して大きくすることは簡単なのです。あそこに残っているのだから。今、最後にインターネット発信と言ったのは、量が多いから、特にインターネットで発信が簡単なのです。後で例えば役場へ相談してください。役場でも議事録を発信しているのです。よその市町村がやっているから長瀬もという言い方は、私嫌いなものだけれども、よそでもそういうCD貸し出しはインターネットで発信している行政がありますから、検討してみてください。それ以上は、教育委員会のほうはこれでいいです。

プレミアム商品券と観光協会については、再質問をさせていただきます。今、課長の答弁でいきますと、プレミアム商品券はお金を出しただけで、あとは商工会に任せているから、商工会のほうでそういうのは検証しているだろうというようなニュアンスの答弁だったと思うのですが、町の税金を使ってプレミアム商品券発行のために税金投入しているのだから、例えば還元先、その商品券で商品を還元した上位5社、そのぐらい調べてください。大事な税金を使ってプレミアム商品券で皆さんに10%の付録と言ってはあれだけれども、それがついて、みんなが買おうと思ったら、結構町民の方で買えなかったという方が多いのです。商工会のほうも1人10口ということで販売したのだけれども、例えば家族が5人いれば、50口買ってしまうわけです。そうすると、まとめて大口で買ってしまって、インサイダー取引ではないけれども、もうちょっと待っていてくれと。うちで商品買うのだったら、もうちょっと待って、プレミアム商品券が出るから、それで買ったら10%安くそこでなるわけです。そういう買い方が、売り方がいいかどうか、これは全部監督して記名で買っているから、正式なところはわからないけれども、私は実際に買ったという話を聞いた人を知っているのです。

私が商工会の総代会でこの質問をしたところ、個人情報なので教えられないと。上位5社は教えられないという話だったのだけれども、この議会で私はこれを聞くので、どうしても出してくれと言ったら、一応出してもらいました。上位5社の中、名前は言いません。名前は言わないけれども、第1位、家電販売

業、第2位、車両販売業、第3位、配管業者、第4位、電気設備工事会社、第5位に初めてここで小売業者が出る。この第5位の小売業者と云って、普通の商店ではないです、小売業者は。多分だれでも予想つくと思うのです。そういう使われ方がしてしまっているのです。だから、一般の方が買いに行っても売り切れ。この話をすれば、例えば商店側から言えば、勉強をして自分のお客さんに利益になるように売ったのだから、文句ないでしょうという話になっていくのです。だから、こういうプレミアム商品券を発行して、経済、商店の活性を図るのだという話で持っていくのであれば、もうちょっといろいろ、今回売ってしまって全部やってしまったことですから、一応次回、例えばこういうのを販売するときに、参考としてきちんと検証しておいていただきたい。税金使って、商工会に渡してしまったのだから、あとは商工会でではなくて、ちゃんと検証してください。それが、まずプレミアム商品券のほうです。

観光協会も同じで、きょうもいろいろ行政報告の中で見ても、観光協会につながる事業がすごく多いわけです。観光協会の人事の育成が大事だと言いながら、専務理事が全部こなしているわけです。その下に何人か緊急雇用対策で使っていただいている方がいるのだけれども、そういう方が専務理事がいなくなったときに、観光協会の運営ができるように育成がされてきているのかどうか。多分、無理だと思います。こんなに多い観光協会で法人化をして、今給料を税金投入したり、事業費もいろいろ流してあげている。本当に3年間で飛び立っていけるとは、私は考えられないのです。その点、その2点で再質問したいと思います。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） プレミアム商品券の関係ですけれども、こちらで承知していないところがあつたということは申しわけなく思います。次回のことを言うのも大変恐縮なのですけれども、売り方ですとか買い方ですとか、そういう方法につきまして、改めて商工会さんとか検討をさせていただきたいというふうに考えます。

観光協会の関係ですけれども、人材が育成できるかどうかというような内容になろうかと思ひます。ふるさと雇用の長瀬町観光支援事業を活用して職員を募集させていただきましたのが、去年度からということになります。本年度も引き続き同様の事業を行つていまして、正式に雇用が行われたのは1年強になるかと思ひます。その間で観光協会が行つています全部の事業について、今の人材で運営ができるかというところ、期間的には無理ではないかというふうに考えます。緊急雇用の事業も来年度も引き続きあるというふうに聞いておりますので、引き続きこの事業を活用しまして、何とかことし、来年と事業を行つて、観光協会の事業になれた職員の育成を積極的に行つてまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 今、中畝課長が言うように、人材を育成をこれからするのは困るのです、本当に。1年たつているのだから。この間、本当に真剣に観光協会に募集しているとは、私思えないのです。本当にあそこへ自分であぐらをかいてしまつて、このまま3年間突入して、無理だから4年目もお願いしますといへば、これで税金使われたのでは困るのです、本当に。受益者負担で観光協会というのだから、協会費みんな払っているのだから、そういう観光協会員で観光をやつてもらつてほうに進路を変えてもらわないと困ると思ひます。我々町民サービスは、削られるだけ削られているのですから。観光協会、今人材育成をこれからしますといつたつて、もう半分過ぎてしまつています。これから入つてきたつて、また育成していれば、すぐ1年やそこらたつてしまうのだから、本当に真剣にやつてください、観光協会が。今の

ままでは、税金をただ使っているだけ。緊急雇用対策費は、事務局長は違う給料体制なのだと思うのです、事務の事務上。お金に名前書いてあるわけではないから、これは緊急雇用対策のお金と書いてあるわけではないから、うまくそれはできるのだろうけれども、実際には今言う緊急雇用で雇っている人たちは、一生懸命やっているのだと思うのだけれども、そのトップに立つ人が人材育成ができていないから、もうしなくてはだめなのです。今、できていなければだめなのです。

特に、お金を流しているさっきのプレミアム商品券も同じ。お金を出せば、それでバトンが向こうへ渡ってしまったから、あとは向こうではなくて、責任があるのだから、きちんと指導、監督をしてやってください。それが私の再々質問になります。本当に待たなしで観光協会の事務局長ですか、育成ができていないと、今からでは遅いので。来月中にも人材を募集でもして、本当に指導でもしないとできないです。だから、これ以上、3年で税金を投入しないというところで発表していただくのなら、まだ事務局を探すのも余裕があってもいいです。3年間で全部打ち切りますと言ってください。そうすれば、観光協会がいつ人材見つけようが何だろうが、私は構いません。私たちの税金が行っていて、あぐらをかかれたのでは困るから言うのであって、観光協会が全然危機感持っていないです。そのお答えをお願いします。

それで、さっき消防の話あれだったのだけれども、総務課長、これは言うだけだけれども、機器は消防団に育成してもだめです。災害時、消防は消防、警察、そういう団員で行くという話なのだから。なぜあそこへ備蓄品を置くかといったら、消防団はそういう本職のほうに行ってしまうから、自分たちの地域は自分たちで守るように、消防OB隊やら区長会などがやるのだという、防災隊がやるのだという話で来ているのだから、今ここでまた消防団にこれを使い方を教えますといったのでは、消防団は災害時にはそっちへ行かないで、全部それをやるのですかというまた議論になるから、ひとつ戻さないようにお願いします。

では、議長をお願いします。

○議長（齊藤 實君） 参事。

○参事（平 健司君） 関口議員の最後のご質問なので、私のほうからお答えをさせていただきます。

3年というお話が出ていますが、これは前にも申し上げたと思いますけれども、約束しているわけですから、守っていただけると。

○1番（関口雅敬君） 4年目……。

○参事（平 健司君） それはわかりません。約束していますから、約束は守っていただけると私は思っております。

それから、私がここで観光協会の一本立ちの話を聞いていると、関口議員、何か逆に一本立ちしないほうがいいのではないかというような形が聞き取れるのです。もっともし一本立ちさせたいのなら、町と協力して一緒になって、何かいいアドバイスがあれば、町に持ってきてください。

○1番（関口雅敬君） 早くやったらいいと言っているのです。

○参事（平 健司君） だから、さっきもトップの人がもうちょっとしっかりしていればというお話ですけども、専務理事はトップではないのです。トップは小野さんなのです。観光協会長がトップで、募集したときも観光協会長が募集しているのです。だから、それに雇われている人たちなのです、今勤めている人たちは。だから、観光協会長に私たちも最初からお願いしているのですけれども、募集しろという。そこが本気にならないと、どうしても前へ進まない。

ただ、人材育成だけでなく、収入もないと。先ほど議員が言っているように、3年間町の税金投入し

ているわけですから、その3年間の間に人材育成と事務局だとか職員を雇う収入も考えていただかないと、観光協会成り立たないのです。その辺を何か聞いていると、観光協会どうでもいいのではないかと聞こえてきてしまうのです。もしいい意見があれば、アドバイス下さい。よろしくお願いします。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

5番、野原武夫君。

○5番（野原武夫君） 町長にお聞きします。

この歳出決算書の27ページ、真ん中に埼玉県緊急雇用創出事業補助金というのがあります。これは補正でもって3,172万1,000円という大きな金がついたので、恐らく執行部ではこの金をどういうふうにかといういろいろ考えられたと思う。その中でちょっとお聞きしたいのは、さっき地域整備観光課長がお話したように、来年度もつくだらうというお話いただきました。緊急雇用ですから、ある意味では時限立法的な意味で県が金を出しているのだと思います。この雇用資金がこんなにたくさん部門でもって使われているということは、大変貴重な金だと思うのです。これが本当に来年度もつくだらうのか。ついたらどのぐらい金が出るのか。これは、ここの役場の職員だけの問題ではなくて、ボランティアを使っている花の里とか、それから観光協会とか、シルバーのセンターと、いろんな部門が影響してくるわけなので、そういう意味で先行きの見通しといいますか、この辺でもって打ち切らなければならないというようなことがあれば、それなりの対応しておかないと甘えの環境ができてしまうので、ひとつその辺も見通しというか、期待も含めてお話しいただければと思います。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） この緊急雇用対策というのは、その場しのぎの私は一時的な救済事業というふうを考えております。しかし、これを始めてしまうと、1年ではやめられないだろうと。ですから、もう1年ぐらいは続くだらうと思いますけれども、今の民主党の内閣がそれをやるだけの財源を持っているかどうかという問題になってくると思うのです。麻生さんのときのこの緊急雇用始まったわけで、あ、そうかと言っているうちにもう2年もたってしまうということでございますから、そういうことから考えると、いづれにしても日本の地方と国を合わせた借金の残高が1,000兆円になるという状況を考えてみると、これはばらまきをしているということは、選挙の前に始まった緊急雇用対策だというふうに承知をしております、このことについてはそんなに長くはもたないだろう。

ただ、いただけるときはありがたくちょうだいして、いただけなくなったら次を考えようということではなくて、もうそろそろ来年度に向けては、この緊急雇用対策を中心に、また出るだらうという発想を持って予算を組むということは多分できないだろう。学校の耐震、大規模改修もそうなのです。だから、早目早目に手を打って設計をしてやりなさいということで、それが多分当たったと思ひまして、来年度いっぱいには学校の耐震、大規模改修は23年度いっぱいできると思うのです。そういうような前向きな検討を、これからも皆さんのいろんなご意見をいただきながらやっていくしかないのではないかと考えていますので、そんなに長く続く、先ほどの観光協会の3年という言葉がありました、前後3年ぐらを目途にして、それ以上来るということを期待しないほうがいいのではないかとこのように私は考えています。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） それでは、何点かお聞きしたいと思います。

まず、行政報告書のほうで15ページの寄附金が20年度より大分ふえておりますけれども、この内訳がわかりましたら教えてください。

それから、48ページの花の里公衆トイレ、いいのができたわけですがけれども、障害者用のトイレが非常に広くて、町民の方から、夜間も使えると、この中に住みついてしまうような人も出てくるのではないかなという不安の声をいただいております。そういった中で、夜も使用可能になっているのかどうか。あそこのところは別に夜間使用ができなくてもよいのではないかなと思うのですけれども、そこのところがどういうことになっているかお聞きしたいと思います。

それから、59ページに外国人の誘客調査というのですか、630万。随分630万ですごいお金だと思うのですけれども、これも先ほどからお話しになっていきます観光協会のほうに、お金が多分渡ったのだと思えますけれども、どのような調査をされたのかを聞きたいと思えます。

それから、42ページに木や竹を伐採しますという費用が出ていましたけれども、町道に関する部分で桜の木ですね。観光協会のほうに委託されたというお話を伺っていますけれども、信号機がなかなか見えづらくて切ってほしいというお話を町のほうにしたらば、観光協会ですというお話で、また観光協会のほうにお話をして、そうしたらばわかりましたというお話だけでも、なかなか切ってくれないというようなお話を伺いました。その後また違う方が、どうしてもしようがないので、警察に電話したらすぐ切ってもらったというようなお話をされていましたが、やはり観光協会、観光協会と、何もかも観光協会に持っていくのではなくて、そういうできることは観光協会ではなくて町のほうでやるのが、私はいいのではないかなと思います。そういった部分で、町としてのお考えをお聞きしたいと思います。

それから、その前にいってしまうのですけれども、28ページに障害者の福祉というところで、在宅重度心身障害者手当支給事業で83人とございましたけれども、また35ページに重度心身障害者医療費支給事業210名、これは重複しているのでしょうか、ここのところをちょっとお聞きしたいと思います。手当をいただいている方が、医療費をまた支給されているのかなど。その部分をちょっとお聞きしたいと思います。

それから、32ページの老人保護措置事業の2人で17人というのが、どういう計算なのかという思いがしています。月計算で1人のこともあるし2人のこともあるということなのかなと思いますけれども、ここのところをお伺いしたいと思います。

それと、あと本体に入りまして、毎回申し上げているのですけれども、町長交際費がまた21年度削減されました。40万9,000円ですか。毎回申し上げていますけれども、元の町長さんのときには二百八十何万何がしかを使って、320万円の予算をとる中で、毎年、毎年そういうものを使っていらっしゃったという中で、本当にこれは私は少な過ぎると思うのです。これは多分町長が、結構ポケットマネーも出しているのではないかなと思います。そういう中で、町長としての任務の中で出すものは、やはり予算の中で出すべきだと私は思います。余り町長がポケットマネーでというのは大変なことだと思いますので、ここのところを少し、非常に私は心配しておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、73ページ、農園借上料の3,500円というのがございます。20年度は7,000円ということでしたけれども、これ、私が思うのには、和田の農園かなという思いがしていますけれども、何か和田の農園もなかなかいっぱいにならないというようなお話を伺っている中で、現在どのくらいの方があこその和田の農園を使っているのかお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 大澤議員さんの質問にお答えいたします。

まず、寄附金が昨年度に比べて多くなっているということですが、こちらにつきましては一般寄附金が昨年度が100万円だったのですが、21年度が301万7,027円となつてございます。こちらにつきましては、町政の発展のためにというようなことで、個人数人からいただいております。それが大きな伸びた理由だと思つています。

それから、町長交際費の関係でございますが、こちらにつきましては平成14年に執行基準というのをつくらせていただいております。基本的な考え方といたしましては、交際費は町長、議長、教育長、その他の機関の関係の長が行政執行のため町を代表として外部との公の交渉をするために要する経費であつて、その執行に当たっては、社会通念上妥当と認められる範囲内で必要最小限にとどめるという基本的な考えに基づいております。その基準どおりに使わせていただいております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、大澤議員のご質問にお答えしたいと思います。幾つかありましたので、落ちている部分がありましたら、ご指摘をいただきたいと思つています。

初めに、花の里の公衆トイレの夜間管理についてかと思われまふ。いいトイレができたというふうにお褒めの言葉もいただいたかと思つていますけれども、個人的にも小ぢんまりした見ばえのいいトイレになっているかなというふうに考えております。現在は管理については、24時間いつでも使えるような状況になっておりますので、特に夜間かぎを締めて使えないというような状況ではありません。今後につきましても、いいトイレですから、ぜひ大勢の方に使っていただきたいというような要望もありますし、夜間閉めるというような管理をどういうふうにしたらいいかということもありますので、引き続き通年と言つたらいいのですか、いつでも使えるような状況で維持管理をしていきたいというふうに考えております。

2つ目は、緊急雇用を使用しましての外国人調査がなかなかものかというような内容かと思われまふ。21年度に実施しました緊急雇用制度を活用しての外国人観光客誘客調査事業でありますけれども、これは最近急増しています中国や韓国、特にアジア系の外国人観光客について調査し、今後の誘客活動に資する基礎データを収集しようというような目的で調査を実施してまいりました。

内容におきましては、英語、中国語、韓国語、台湾語などのうち2カ国語以上、日本語も入れますと3カ国語以上を理解できる皆様を雇用しまして、1月から3月までの3カ月間、ガイドブックですとかインターネットなどで旅行情報の中をかなり細かく調査し、報告書をまとめたものです。お国柄によりまして、旅行の動く行動にかなりの差があるというようなことや、興味を持った対象などについて、日本人の方と違つたような感性もあるというようなことが、浮き彫りにできたというような調査内容になっております。

続きまして、桜の管理についてですけれども、桜の管理につきましては、長瀬町観光協会に委託させていただきまして維持管理を行っているところであります。ご指摘のように、桜の管理、枯れ枝の処理ですとか、今ですと葉が多くなりまして、交通標識が見づらいですとか、信号が見づらいというような要望を承っている案件が何点かございます。町としましては、観光協会に委託している都合もありますので、処理については観光協会のほうをお願いしているところであります。観光協会の都合もありまして、若干おくれるというようなことが一つ。もう一つは、観光資源の一つというような考えもあろうかと思つています。観光協会にしてみますと、なかなか枝は切りたくないというようなのが実際かとは思つています。ただ、安全上の問題もありますので、その辺につきましては町のほうに話が来たような場合には、観光協会と調整をさせていた

だいて、処理を進めるように考えたいというふうに思います。

あと、和田の農園の利用状況がどうなっているかというようなご質問もあったかと思ひます。和田農園の状況につきましては、貸し出しの区画が49区画あるかと思ひます。そのうちの、調査した時期が不明確で申しわけないのですけれども、49区画のうち28区画が貸し出しできていまして、約6割弱が貸し出しできているような状況になっております。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 大澤議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、行政報告書の28ページの在宅重度者83人と、35ページの重度医療の受給者の数字の違いということですが、在宅重度者は在宅の重度障害1、2級者と療育手帳のAとマルAの方ということですが、重度医療のほうの関係でございますと、それに3級の障害者、それから知的障害である療育手帳のBの方、それから65歳以上で後期高齢者医療の制度の障害認定を受けた方ということになっております。在宅重度のほうは所得制限などもありますし、こちらにはないのかなと思ひます。

それから、老人保健保護措置の人数、2人に対して17人ということではちょっとおかしいということですが、こちらは養護老人ホームに入っておられました方が病気になりまして、入院ということで退所されておりますので、実人員は2人ですけれども、延べですと17人ということになっております。

それから、農園の借上料のこれは決算書のほうの73ページでしょうか。去年は7,000円でことしは3,500円ということなのですが、去年は2区画、ことしは1区画ということで借り上げているものでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 毎年申し上げているという町長の交際費ですけれども、ただいま総務課長のお話をいただく中で、毎年同じようなところを同じようにおつき合いはしているのだと思ひます。そういった中で年々減っていくというのが、私は非常に不思議でならないのです。どんどん減っていくというのが、毎年同じようなおつき合ひしているのだと思ひますから、そこのところが非常に私は不思議でならないということを申し上げているのです。だから、結局予算があるわけですから、予算以上を使えということではなくて、やはり毎年同じように推移してもいいのではないかと思ひます。

それと、ちょっとあっちへいたりこっちへいたりになってしまいますけれども、花の里公衆トイレですか、あそこをかぎをするということになるとというようなお話ですけれども、新井家住宅と併用してというのですか、そこに勤めている人が朝あけて、夜締めればいいのかというような声を、実は町民のほうから聞いております。そうしますと、今度は月曜日が休みですから、月曜日は困るわけですけれども、そこのところは花の里のほうで町職員がほとんど行っているわけでしょうから、そういった中で何とかなるのではないかと思ひます。あそこのところは、新井家住宅のほうから入っていく以外には、裏側から入れば、入るところがいろいろありますけれども、観光客ということを考えましたときには、当然新井家住宅の入り口から入っていくというのが、一番の利用者だと思ひますので、これはかぎを締めるということは可能ではないかと思うのです。今のところ、何の事件もないようですけれども、ちょっと死角というのですか、そういうようなところにあるものですから、何か起きてしまつては困るという、そういう町民の声をいただく中で聞いてみました。何かもしご検討いただけたらありがたいと思ひます。

それと、緊急雇用制度を利用しての外国人誘客調査の630万円、これは調査するだけで終わってしまう



のではなくて、しっかりとそれを活用して、今後の観光に役立てていただかないと困ると思っております。そここのところもしっかりやっていただきたいと思えます。

それから、桜の木の話ですけれども、観光協会に委託されているというお話ですけれども、観光協会も男性が2人しかいないわけです。そういった中で、なかなかこれを伐採するというのは大変だと思います。シルバーでも使えばいいのでしょうかけれども、そうしますと観光協会のわずかな予算から、またシルバーということになりますと、これは大変なことだと思いますので、こういったところは町のほうでやっていただくのがよいのではないかと私は思います。一般の方も、これは当然町のほうでやっていただけるものと思われている方が多いと思うのです。これは観光の区分だからということで、何もかも観光協会に任すのではなくて、やはりそここのところは上手に、臨機応変にやっていただけたらいいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

それから、先ほどちょっと落としてしまったのですけれども、未利用町有地なのですから、ご回答はいただかなくても結構ですけれども、私毎回質問しておりますけれども、町有地が欲しいという方がいるのです。自分のうちと隣接しているのです、ぜひ欲しいというお話を聞いておまして、毎回予算、決算のときに話をしているのですけれども、なかなかそういう話が出てこないということで、町のほうはどうなっているのだろうかという声を聞いております。そういった中で、そういう町民もいるということだけお話をしておきたいと思えます。

もう一度、花の里公衆トイレの件と、あと桜の木の伐採、これについてお願ひをしたいと思います。

もう一つ、申しわけございません。和田の農園の話です。何かたゞいまご回答いただきましたけれども、6割だという話です。そういった中で、本当に不耕作地、遊休農地がふえているわけですから、町内で1カ所だけではなくて、1カ所こういうふうにとまとったというのではなくて、もっと分散できたらいいなと思うのです。例えば上長瀬のほうにもちょっとあったり、樋口のほうにもあったりとか、土地を持たない方も町内には大勢いるわけですから、使い勝手のよいようなそういうことも考えていただけるといいなと思っておりますので、その部分に対してもご回答いただけるとありがたいと思えます。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、大澤議員のご質問にお答えします。

花の里のトイレの管理につきましては、先ほど申し上げましたように、現在の状況と多少異なるような管理方法がいかかでしょうかとというようなご提案をきょうお伺いしましたので、ちょっとお時間をいただいて、どのような方法がよいのか検討をさせていただければというふうに思えます。

桜の管理につきましては、委託先が観光協会でありまして、委託業務を行っておりますから、発注者は長瀬町になろうかと思えます。受託者が観光協会になりますので、発注者側の責任というふうなこともあろうかと思えますので、観光協会の判断ということも必要かと思えますけれども、発注者側の判断ということも必要になる部分もあると思えますので、この辺は同じような回答になってしまって恐縮なのですけれども、協会さんとやりとりをして処理をさせていけたらというふうに考えます。

和田農園の関係で、農園を分散して、ほかの遊休農地の有効活用というようなことができないかというふうなお話だと思えますけれども、この農園の運営方法につきましては、農業委員会のほうで運営を行っているというようなこともありますので、同じような運営方法を行うのであれば、またそちらと相談をさせていただくというようなこともあろうかと思えますので、この件についても検討というようなことになってしまうかと思うのですけれども、そのような回答にさせていただければと思えます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 1つ、2つというか、私は21ページに書いている教育の職員の研修状況ということでお尋ねをしておきます。

それから、もう一つ、今いろいろ聞いていまして、特に地域整備観光課は仕事が多くて、観光協会に仕事をお願いしてしまうという部分が非常に多く見受けられます。そのことは、前も社協にいろんな仕事を、町がやっている仕事をお願いしたというか、いい言葉で言えばお願いしたのだけれども、悪い言葉で言うとおん投げたという話になってしまう。金つけて、おまえのほうでこの仕事をやってくれよと、こういうやり方なのです。ですから、その辺はよくお考えをいただいて、自分のところの仕事が確かに多いから、お願いするのかもしれませんが、観光協会だって自分のところでそんなに人がいるわけではないし、やるとしたらどこかへまた外注で頼む話ですから、そういう業務はやはり町の本体でやるということを基本的にやっていかないと、どんどん、どんどんそういうふうになって仕事を人のところへやってしまうのだったら、もっと人を減らしてもらわないとだめなのだよ。仕事を減らします。人間は減らしませんでは、これは理屈合わないのですから。そういうふうなことをよく考えてください。ほかの部署でもそういうことがあると思いますけれども、そこら辺はよく考えてくださいということでお答えをちょうだいします。

それから、職員研修状況で1から19まで書いてあるのですけれども、この19番目は長瀬町でやりましたというけれども、これはよそから講師が来たときに、私は言葉悪いですけれども、人数の足しに町の職員が出たと、こういうことです。それも研修なのかいと。研修というのは幅が広いから、そうなるのでしょうけれども、その程度のこと。19番目より上が、要するに研修の一番問題だと思うのです。

私は、一つだけ、この中の10番を取り上げてお話を聞きたいというふうに思います。10番目に、「業務改善～トヨタの手法に学ぶ」と、こう書いてあります。このときに1人行ったのでしょう。1と書いてあるから。1人行ってきた人が、研修を受けてきてどんな効果とか、要するに研修を受けてきたときに、研修報告書にどんなことを書いて、研修の成果がどうだったのかということを検証したのか、そのことをお聞きする。

それから、その研修に行った人は、身分というか、主任なのか係長なのか課長なのか、その2つをまずお聞きをします。

以上、3つです。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

10番目の「業務改善～トヨタの手法に学ぶ」という研修でございますが、こちらにつきましての検証はしているのかどうかということでございます。通常研修ですと、復命というような形で報告は受けるわけなのですが、そこには向こうで用意したレジュメとか資料をもって、それで報告というような形になります。これについては、その中身を細かくチェックという形のものはありません。それで、行った身分といえますか、これは主幹と伺っております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

観光協会の委託する事業が多くなってきて、それだけに耐えられる事業が受けられるかどうかというような内容になるかと思えます。観光協会と町の業務のすみ分けにつきまして、ソフト事業、案内業務ですとか受け入れ業務みたいなソフト事業は観光協会のほうで行いましょう。そして、施設をつくるとかそういう面については、町のほうで行いましょうというような進め方をさせていただいております。そんな関係から、委託業務についてはあらかじめソフト事業に該当するかと思えますので、人員が少ないところで大変かとは思いますが、観光協会にお願いをしているところです。案内業務ですとかトイレの清掃の業務につきましては、お客様に不快な感じを与えないというのが大事だと思います。そして、いつでも対応できるような状況を、そういう体制をつくっておくというようなことも必要になるかと思えます。そのためには、観光協会、お客様を相手にしている団体が行うというのが、一番お客様のためをもって対応できるかなというふうに考えております。

量が多いということもあるのですが、早くこういう業務になれていただいて、町が今お願いしているソフト事業に早くなれていただいて、適切な業務が運営できるように、こちらとしては頑張っていたきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時41分

再開 午後2時55分

○議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はございませんか。

2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 先ほど2つ言いましたけれども、新しい質問をもう1個言います。

この報告書の歳出決算書の一番最後のページの200ページ、ここのところに収支による権利というやつでふるさと市町村圏基金出資金7,567万円というものの、この基金の権利を放棄したというふうになっていますが、この基金の放棄したやつは、たしか前の議会あたりだと思いますけれども、火葬場建設等に使うために、この基金の権利放棄をしたというふうに記憶をしているのですが、火葬場はご案内のとおり、今すぐ建てかえはできないというふうなことになりました。この権利放棄をした分については、この権利は放棄のしっ放しで広域に出してしまった話になってしまうと、広域でほかのところへ使ってしまったも、使えなくなってしまうということになるわけです。ですから、この辺の権利放棄したことをすぐではなくて、こっちに1回また戻してもらおうとか、その辺のことについては特に町長が理事ですから、理事がよくその辺を我々にもわかるようにご説明をお願いしておきたいと思えます。

それから、それは新しい話で、もう一回の質問で答えによつては聞きますが、特に10番目で言った業務改善をやるというふうな研修会に、主幹ですから、主幹は課長の下あたりの人ですか。管理職に近い人が行っているわけですね。その人が行ってきて、何か先ほどの話に聞きますと、研修を受けてきたあるいは出張してきましたということになって、資料がつつらもってきたやつを、こんなのをもらってきましたという話で見せると。それで、行ってきて終わりになりました。出張旅費等はどのような精算をするのか

わかりませんが、やはりこういう研修、ほかでもそうなのですから、研修報告書をきちんと書いて出してもらうと。

それで、そういうことが長瀬町の職員が出張したときに、きちんとやれという町の中の規則がないのであるならば、きちんとつくって、そしてそれを行ってきた人の報告がいろいろされて、報告されただけではだめなのです。次の実践が伴うかどうか。これをきちんとやらしてもらわないと、要するに年間に延べ27を引いたとしても40人の人が研修を受けてきて、受けっ放しで、後の自分らの業務に反映されないのでは何にもならないということです。研修には行きました。例えばこの研修は自治人材開発センターということなのだけれども、この開発センターがどこにあってどうなのか、私調べていないからわかりませんが、仮にこれは北海道でやったというようなことになれば、旅費も相当かかるわけ。ですから、研修なんていうのはどこでやるかわかりませんから、どこかへ行ってやるということだってあるわけです。それはまたそれで意味があるわけですが、そういうふうなことできちんと報告書を出してもらって、その報告書を見て、それで実践化されたかどうか。ただ教わってきただけでは、頭の中へ理屈だけわかって、手が動かないのでは何にもならないということです。だから、そういうことをきちんと見る。これはやっぱり管理職の仕事だと思うのです。だから、その辺をどうやっていくつもりがあるのか。

1つ、私は10番目の業務改善ということを申し上げましたが、業務改善をすることによって、皆さんの仕事が労力を少なくして効率の上がってくる仕事をやるというのが、このトヨタの手法です。そういうことをやることによって、自分らの仕事が改善されれば、要するにほかのことを考える時間も出てくるであろうし、忙しい、忙しいでやっている、物を考える時間がなくなってしまう。そうすると、次に進めないということになるわけですから、その辺のお考えをどうなのかと。

先ほど申し上げた出資による基金の権利放棄、それからもう一つ、先ほど観光協会等に地域整備から非常に仕事を願うというやつがあって、これはソフト面をお願いするというような話をしましたが、例えば桜の木を切るのはソフトなのか、ハードなのか、これはどっちでもとれるわけです。だから、仕事を直営でやろうとすれば、それはハードでしょうし、お願いしてやるのならソフトだと思いますけれども、その辺のすみ分けの仕方をよく勉強してもらって、ハードというのはどうなの、ソフトはどうなの、この辺のお答えをいただきたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 参事。

○参事（齊藤敏行君） それでは、ふるさと市町村圏基金出資金の関係でございますが、これにつきましては去年の3月の議会だったですか、今度ふるさと市町村圏が廃止になって、定住自立圏構想が始まるということで、火葬場をつくるものの一部に充てたいというふうなことで、今まで出資しておりましたこの7,567万円の権利放棄というのを、この議会でお認めいただきましたので、そのような状況になっているところでございます。その後の経過については、特に話は聞いていないところでございます。

それから、研修につきましては、研修に行った場合には町に出張命令の復命書の様式が定めてございまして、これに基づいて処理しているところでございます。今後、研修の内容によりましては、行ってきた職員の資料の回覧だとかあるいは従前的な、研修事項等がございましたら、それを他の職員に対しても伝えられるようなものであれば、そのようにして、より研修の効果を上げるように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） 村田議員からのご質問にお答えします。

観光協会の委託業務の関係のご質問になろうかと思えます。ハード、ソフトのすみ分けというのは、大きいくりでのすみ分けをさせていただいたところで、個々に桜の木だからハードかということ、そういうことではないというふうに考えております。長瀬町の観光資源の有効活用ですとか維持管理については、やはり先ほどもお話し申し上げたかと思えますけれども、誘客を行う、観光客の対策をどうするかというような面からいって、観光協会が行っていくのがいいかなというふうに考えています。そのために、町としては観光協会へ業務を委託していくというようなことになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 今お答えをいただきました2つのことについては、事によっては、要するにほかの職員にも見ていただいたりしてというお話をいただきました。これは、一つの教育の一環でやっているのだと思えます、職員の研修というのは。ですから、この教育の成果をとるべく、あるいはその辺がどうなっていくかなということを見きわめる。これもやっぱりトップの姿勢が一番問題だと思えますので、このことについて、先ほど課長と参事からお答えをいただきましたが、町長はこのことについて2人のお答えを聞いたときに、どういうふうに思い、これからどういうふうにしたいと思うのかお伺いをします。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 2番議員のおっしゃるとおりだと思ひまして、いろんな手続だけとればいいというのがどうも役所の過去の例から見ると、出張命令、出張する、出張の報告というだけでは意味がなくて、それが必要なものについては、大勢の前で報告をするようなことがあってもいいのではないか。実は課長会議というのを、今まで議会の2週間ぐらい前にずっとやっていました。しかし、議会対策だけで課長会議がいいのかというずっと思いを持ってしまして、これは毎月やろうと。そして、いろんな課題について議論をし、お昼を一緒に食べてもいいから、そのくらいの時間的な余裕を持ってやっていかないと、身につかないという思いを持っておりまして、今度提案をいたしました。来月からそれをやっていきたいというふうに考えています。お昼を食べる食べないは別にして、そういうことが今村田議員のおっしゃることと全く同じだというふうに考えています。そういうことをやっていって実のある、ただ行って出てくればいい、八木橋へ行きました。八木橋へ行って2週間たって、ああよかったといって帰ってくる。それだけではなくて、今齊藤参事のほうからちゃんとした報告を出させていますというお話がありましたから、それはそれでいいと思えます。ただ、そういうことを多くの人と接触をする一つの特別な教育をいただいたことについては、それを自分だけのものにするのではなくて、職員全員にその話を分かち合って勉強会が広がるような形、それが勉強の基本的なものでなければならないというふうに考えております。貴重なご提案をいただきました。これを心して我々も深い知識を持つ、それが職員の例えば増加を防ぐことにもなります。

ただ、今考えますと、ここ三、四年で非常に大勢の幹部職員が定年を迎えます。この定年が延長になるかどうかというのは私もわかりませんが、そういうときに備えて今からしっかりやっていかないと、主幹がいっぱいいます。いっぱいいるけれども、その中から主幹を課長にするということについても、どれがいいのだろうかというふうな迷いを生じる可能性がありますので、しっかりしたルールというかそういうものをつくっていかないとまずいのではないかというふうに考えて、これも参事会議でその話を始めたと

ころでありまして、そういうことをしっかりやって、この組織というのは、未来永劫に続くための大きな第一歩を踏み出さないといけないということで、今村田議員のご提案ありがたくお受けして、しっかりした体制をとっていきたいというふうに考えているところでございます。

○2番（村田正弘君） あと、もう一つ言った権利放棄の点はどのようなのでしょうか。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） この間、緊急の理事会がありました。これは極秘の理事会でありまして、火葬場の問題であります。私とその理事会の中で感じ取ったことというのは、非常に場所的には98%ぐらいここで決まりだという場所が見つかったようであります。ただ、決まる前に報告をすることはできませんので、あらかじめ風の便りというお話を承知しておいていただければいいと思いますが、何力所か用意をしたところで1カ所、ここならいいなというのが、相手の方も非常に協力的な考え方を持っているということで、事務局長がその後の接触に当たるといふことの連絡はいただきました。ですから、期待をして、そんなに先に行かないうちに決まるとすれば、年内に決まると思います。それを期待して待ってたいと思います。お金につきましては、ちゃんと保管をされているというふうに承知しております。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 12ページと13ページちょっと見てください。12ページの一般会計債というのがありまして、少ない金額でありますけれども、レートの高いものがまだ相当残っております。これが減債基金とかそういうものを使って、いわゆる繰上償還できるのかどうか。4%なんて今ないですから、そういうものができるのかどうか、それを1つ聞きたいと思います。

それと、不納欠損額の117万4,000円、これはさっきちょっと聞き漏らしたのですけれども、非常に件数が多いようなのですけれども、非常に小さい項目別の税額なのかどうか。件数から割ると、幾らでもないような気もするのですけれども、またこれをもしか金額が大きいものであれば、時効の中断はしてあったのかどうか。5年ですから、5年前にしてあったのかどうか。細かいので、余りしなかったのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

それと、今2番議員の聞いたところでありますけれども、17番、民間企業派遣研修というのは、これはどんなところへ派遣研修したのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

いま一つ、3番、地方自治法研修というのがありますけれども、2人派遣していますね。地方自治法の全般にわたっての研修なのかあるいは特定の案件があったのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 梅村議員のご質問にお答えいたします。

この決算書の中にもございますが、21年度繰上償還をさせていただいております。その繰上償還につきましては、ここにあります財政融資資金の5%以上のものが対象ということで繰上償還をしております。先ほども言いましたように5%以上が対象で、まだそれ以下ということにはなっておりません。

それから、研修でございます。21ページをお願いしたいと思いますが、研修のほうなのですが、21ページのまず17番の民間企業派遣研修ということでございますが、こちらにつきましては八木橋のほうでございます。2人行っていただきました。それから、3番の地方自治法だったと思いますが、研修2名行っておりますが、こちらにつきましては自治法の全般となっております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 梅村議員のご質問にお答えいたします。

件数的には期別ごとに件数していますので、町県民税とか固定資産税とか4期ずつなので、長年になって滞納で処分をして、法人なんか解散してしまっても、きれいに清算してくればいいのですけれども、そのまま実際は法人自体は消滅しても、税金自体は処分も何もしないで残ってしまうと。個人の関係でいきますと、最近ローンなんか一応組んでうちを建てて、その後競売になって、住所をそのままに置いてたまどこかへ行ってしまうという方が多いというので、調査してもなかなか接触ができないという件数もあります。行き会ってちゃんとできれば、当然この前も追いかけられるところは追いかけております。先般、この中にはないのですけれども、ちょっと静岡刑務所のほうにいるということがわかりまして、そういう人も証明等は、追いかけて一応調査していますので、その辺のことは大丈夫だと思います。

ただ、時効になるので調査して、住所を置いたままどこかに転出されてしまうと、転出というのではない。どこかへ行ってしまうのです。そうすると、財産自体はなかなか処分してくれないです。だから、競売でもかけてもらってきれいにしてもらえば、実際その人の財産はないのですから、その前のがあっても、この後はないのですけれども、実際のところ処分を、銀行でも信用保証協会なんかもあるのですけれども、なかなか処分してくれないので。先日も1件ありましたので、電話かけたら、まだ売れないのでということではなかなか返事してもらえないケースなんかもありました。実際的にはできる限りのことは、行政間で転出届とかちゃんと法的なものをもって追いかけていますけれども、ただ住所を置いたままどこかへ行かれてしまうと、ちょっと調べようというのがないので、どうしてもその方については、結局滞納ということになってしまいます。それで、実際のところは住所地がないので、時効が完全に消えるまでは、一応5年という期間がありますので、どういう状態で置いておきますけれども、何もしないというわけではないので、その辺のところよろしく願います。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 今、前のあれからいくとレートが5%以上、4.5%はまだ認められていないというような答弁だったので、これはよくわかります。国のほうも財政融資資金ですから、大体これは国のあれだと思ってしまうのですけれども、余り高利のやつ、昔貸したやつをどんどん償還されたのでは金利も稼げませんから、これはいいでしょう。

それと、不納欠損の問題で今課長の答弁を聞いていまして、ちょっと疑問に思ったことがあるのですが、例えば滞納している人が転出しますね。そのときには、転出するときに滞納している金額に対しては、どのような処置をしているのか、それをもう一度聞きたいと思います。

それと、今言った研修、なぜこれを私が言ったかということ、17番というのが多分これは八木橋だろうと思ったわけ。だけれども、センターになっているのです。自治人材開発センターということになっている。というのは、なぜこういうことを言うかということ、日時を間違えて相当突っ込まれているわけです、7番議員の一般質問で。行政改革のときに委託金というものについて、あそこの観光案内所のパートが特殊な技能があるからというふうに書いてあったのです。それを私が指摘したのですけれども、それで本当に特殊技能が必要なのですか、対応のために必要なのですかと言ったら、当時の課長はあいまいな答弁で終わってしまったということです。それと全く同じだと思うのです。開発センターへ行って八木橋でやってい

るということなのか、その辺ちょっとわからないのですけれども、それについて1つ答えてください。

それと、自治法の全般という、大まかに言って全般というのはどこまで言うのか、私はちょっとわからないのですけれども、条項で言って何条ぐらいまでのことを全般と言うのかわからないのですけれども、それはいいです。私のほうで特別に判断いたしますので。人材センターのほうの問題、ひとつ答えてください。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 梅村議員の再質問にお答えいたします。

研修でございます。この表の一番右側、主催者等となっておりますが、あくまでも自治人材開発センターのほうが主催者でございます、そのメニューの一つに民間企業派遣研修というのがございます。県内では、八木橋、それから丸広、伊勢丹、そういうものがありますが、その一つに組み込まれているものでございまして、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 転出した場合どうするかということなのですが、実際住民届で滞納されている方が転出される際には、町民課のほうから税務課のほうに話が来まして、どうしますかということで、その人たちと直接お話をするか、来てもらって納税誓約と、お金持っていれば、その場で幾らでもいただくということにしております。住所がちゃんと正式なところへ転出される方で滞納している方については、うちのほうである程度滞納している方は把握していますので、その方が実際どこに転出しているか、転出先の所得照会もできますし、そこでどこへ預金だとか銀行だとか、一応銀行、東京電力とかいろいろなところに照会をかけまして、時効にならないよう、預金があれば、たとえ幾らでも中断をかけるようにはしています。ただ、その方が資力がちゃんとある場合に限りですけれども。実際生活保護と同じような状態で、もうこれ以上追いかけても経費がかかるだけ、無駄な人については、それなりのまた処置を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 確かに刑務所の中に入っていたのでは、なかなか取るのも大変でしょうけれども、住所がはっきりしていれば、後から追跡納税をするということも可能でしょう。その辺でよくわかりました。

それと、今、開発センターの中に全部組み込まれているという話なのですが、開発センターの中でどこへ行ったのかというのがわかりません。全部開発センターだと私は解釈したのです。ただ、あるのだなというふうに思ったわけなのです。どこへ行ったのかというのを、今後これに書き加えていただけたらと思います。自治省の研修機関なのか、法務省の研修機関なのか、そういうところまで含めて全部書いていただきたいと思いますが。

○議長（齊藤 實君） 参事。

○参事（齊藤敏行君） この自治人材開発センターにつきましては、さいたま市の土呂にある広域連合と同じところにある施設でございます。

○8番（梅村 務君） いいです、もう。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。



〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第31号 平成21年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定については、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第31号 平成21年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第31号は認定されました。

お諮りいたします。議案第32号 平成21年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略して、これより議案第32号 平成21年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第32号は認定されました。

お諮りいたします。議案第33号 平成21年度長瀬町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略して、これより議案第33号 平成21年度長瀬町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第33号は認定されました。

お諮りいたします。議案第34号 平成21年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略して、これより議案第34号 平成21年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第34号は認定されました。

お諮りいたします。議案第35号 平成21年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略して、これより議案第35号 平成21年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第35号は認定されました。



### ◎議案第36号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第6、議案第36号 平成22年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第36号 平成22年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）案の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,149万5,000円を追加して、歳入歳出の総額を33億861万8,000円にしようとするものであります。

主な補正内容は、歳入では地方交付税、県補助金、繰越金、町債の増額、基金繰入金の減額、歳出は、一般管理費、財政調整基金費、減額基金費、企画総務費、賦課徴収費、児童福祉費、林業総務費、道路維持費、住宅管理費、教育委員会事務局費の増額、社会保険費、介護保険費の減額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 提案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 議案第36号、長瀬町一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

まず、予算書の1ページをごらんください。第1条の規定でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,149万5,000円を増額して、歳入歳出予算の総額を33億861万8,000円とするものでございます。

第2条、地方債の補正でございますが、6、7ページをごらんください。観光案内所整備事業ですが、埼玉県ふるさと創造資金補助金と連携した事業ということで、起債充当率を当初予算では75%で見えておりましたが、100%充当が可能となるため、増額するものでございます。

また、臨時財政対策債につきましては、起債可能額の決定により、検討会を増額するものでございます。

では、補正予算の内容につきましてご説明いたします。12、13ページをごらんください。歳入予算の明細でございますが、款9の地方特例交付金、項1地方特例交付金につきましては、児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増額に対応するため、また環境性能にすぐれた自動車の取得に係る自動車取得税の減額措置の導入に伴う市町村の自動車取得税交付金の一部を補てんするためなどに創設されたもので、その額が決定いたしましたので、増額するものでございます。

款10の地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税の普通交付税につきましては、普通交付税の交付額が決定いたしましたので、増額するものでございます。

款14の国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金の児童育成事業推進等対策事業国庫補助金につきましては、地域の子育て中の親を孤立させないことなどを行う児童環境づくり基盤整備事業を行うため交付される国庫補助金、10分の10でございます。

また、目5農林水産業国庫補助金の農地制度実施円滑化事業国庫補助金は、農地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、農業委員会が新たに担うこととなる事務を、適切かつ円滑に執行できるようにするための事業を行うため交付される国庫補助金でございます。

款15の県支出金、項2県補助金、目1民生費県補助金の赤ちゃんの駅市町村設置事業費県補助金は、公共施設等におむつがえや授乳のできる場所を設置するなどの赤ちゃんの駅設置事業を行うため交付される県補助金で、埼玉県地域子育て創生事業補助金は、子育て環境を整備する地域子育て支援事業を行うために交付される県補助金でございます。

また、目3労働費県補助金の埼玉県緊急雇用創出事業補助金は、四季の丘整備事業や公図デジタル化事業を行うため交付される県補助金でございます。

目7企画費県補助金の埼玉県携帯電話等エリア整備事業補助金は、携帯電話の電波不感地域を解消するための事業を実施することによる県補助金でございます。

款18繰越金につきましては、21年度決算により1億9,560万8,000円を繰り越されましたので、1億4,560万8,000円を増額するものでございます。

款19諸収入、項5雑入、目3雑入の後期高齢者医療給付費負担金精算金につきましては、21年度分の確定に伴う埼玉県後期高齢者医療広域連合からの精算金でございます。

また、携帯電話等エリア整備事業事業者負担金につきましては、携帯電話の電波不感地域を解消するための事業を実施することによる事業者からの負担金でございます。

14、15ページをごらんください。款20の町債、項1町債、目2商工債の観光施設整備事業債につきましては、先ほど申し上げましたように充当率が75%から100%に可能となったため、増額するものでございます。また、臨時財政対策債につきましては、起債可能額の決定に伴い増額するものでございます。

款21繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算で歳入が歳出を上回っておりますので、財政調整基金に繰り戻すものでございます。以上が歳入の補正の内容でございます。

続いて、歳出の補正の内容についてご説明いたします。16、17ページをごらんください。款2総務費、

項1 総務管理費、目1 一般管理費の給料及び職員手当並びに退職手当負担金につきましては、職員の人事異動等に伴うものでございます。なお、退職手当組合負担金の増額には、19から21年度に町に在籍された新井先生分を含むものでございます。

また、目3 財政管理費につきましては、平成23年度から義務づけられている公会計、財務4表の公表に伴うソフト使用料でございます。

また、目4 財政調整基金の1億5,750万円につきましては、平成21年度決算により1億9,560万8,000円が繰り越されましたので、増額して積み立てるものでございます。

また、目11 減債基金の3,000万円につきましても、平成21年度決算により1億9,560万8,000円の繰越金が出たことや、21年度には繰上償還をしていることなどから、積み立てるものでございます。

項2 企画費、目1 企画総務費につきましては、携帯電話の電波不感地域を解消するための設計監理委託料と建設工事費、機械器具購入費でございます。

項3 徴税費、目2 賦課徴収費につきましては、緊急雇用10分の10の県補助金を利用し、公図を紙ベースからデジタル化するための委託料でございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費につきましては、平成21年度の事業確定に伴う障害者自立支援給付費等国庫負担金などの償還金でございます。

また、目2 老人福祉費につきましては、平成21年度の事業確定に伴う埼玉県在宅福祉事業補助金の返還金でございます。

また、目3 社会保険費につきましては、決算に伴う国民健康保険特別会計繰出金の減額でございます。

18、19ページをお開きください。目4 老人保健費につきましては、決算に伴う老人保健特別会計繰出金と決算に伴う後期高齢者医療特別会計繰出金の減額でございます。

また、目5 介護保険費につきましては、21年度の事業確定に伴う介護保険事業費県補助金の返還金と決算に伴う介護保険特別会計繰出金の減額でございます。

また、項2 児童福祉費の目1 児童福祉費につきましては、10分の10の国県補助金を財源に、赤ちゃんの駅設置事業や地域子育て支援推進事業、児童環境づくり基盤整備事業の3つを行うための賃金、報償金、消耗品費、通信運搬費、機械器具購入費、図書購入費及び21年度の事業確定に伴う保健所運営費国庫、県費負担金の償還金でございます。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目3 保健費につきましては、高齢者や幼児、妊婦の安全を確保するための保健センター床改修工事費でございます。

また、項4 公衆衛生費、目1 予防費につきましては、子宮がん検診結果での県のシステムが変更したことに伴うシステム改修事業委託料、乳幼児検診で使用する老朽化した備品を購入するための庁用器具及び21年度の事業確定に伴う女性特有がん検診推進事業国庫補助金の返還金と、新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時県補助金償還金でございます。

款6 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費につきましては、給料、20、21ページをお開きください。職員手当、共済費並びに退職手当負担金につきましては、職員の人事異動に伴うものでございます。また、需用費、役務費、委託料、備品購入費につきましては、農地制度実施円滑化事業国庫補助金10分の10を財源に、農地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、農業委員会が新たに担うこととなる事務を、適切かつ円滑に執行できるようにするための事業を行うためのものでございます。

また、目3 農業振興費につきましては、有害鳥獣捕獲を依頼している北秩父猟友会長瀬支部への狩猟者

登録申請の補助金でございます。

また、項2林業費、目1林業総務費につきましては、埼玉県緊急雇用創出事業補助金10分の10を財源に、四季の丘にロウバイ等の広葉樹の植栽を行うための委託料でございます。

款7商工費、目1商工費、目2観光費につきましては、地方債の増額に伴う財源の組み替えでございます。

款8土木費、項1道路橋梁費、目2道路維持費につきましては、町道の老朽化で維持補修箇所が増大しているための施設修繕費や手数料、補修工事費でございます。また、原材料費は行政区への町道整備用原材料支給の要望が予想以上に多いための原材料費でございます。

また、目3道路新設改良費につきましては、岩田5号線の道路改良工事及びそれに伴う土地購入費でございます。

22、23ページをお開きください。目4まちづくり推進費につきましては、定住人口の増加を図るための定住促進造成地進入道路概略設計及び概略造成設計の委託料と、蔵宮団地の定住促進分譲地不動産鑑定業務委託料でございます。

また、項2河川費、目1河川総務費につきましては、水路の未登記処理に伴う用地購入でございます。

また、項3住宅費、目1住宅管理費につきましては、老朽化が進む町営住宅の修繕費と、蔵宮団地2棟の取り壊し工事を行うためのものがございます。

款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費につきましては、給料、職員手当、共済費につきましては、職員の人事異動に伴うものがございます。また、委託料は、安心、安全な学校とするための第二小学校の校舎耐震補強及び大規模改修工事設計業務委託料でございます。

また、項4中学校費、目1学校管理費につきましては、中学校の大規模改修工事に伴い必要となる消耗品、手数料、庁用機械器具購入費でございます。

また、項7保健体育費、目3学校給食費につきましては、児童生徒に安全な給食を提供するための給食用断熱食缶を購入するものがございます。

以上が今回補正させていただきます予算案の概要でございます。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

9番、染野光谷君。

○9番（染野光谷君） ちょっと伺いますが、この23の工事請負費の蔵宮団地取り壊し工事、これは2棟と今言ったような話が聞こえましたが、2棟で150万ですか。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、染野議員の質問にお答えします。

蔵宮団地の取り壊し工事の関係ですけれども、こちらで今回予定しています棟数は、蔵宮団地2棟分、それとその附属物を含めて、そこに提示させていただいております150万かかるということで提出させていただきました。

○議長（齊藤 實君） 9番、染野光谷君。

○9番（染野光谷君） どういう形でも150万の見積もりも結構だけれども、役場の職員が冗談ではなく2日も行けば終わってしまうような仕事だね、済みませんが、これは、補助金というそういうあれは出るのですか、それとも町から持ち出すわけですか、どういうふうにするの。もう一回聞いてみます。

○議長（齊藤 實君） 参事。

○参事（平 健司君） 染野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

補助金は、取り壊しですからつきません。町の単独費用でやるのですが、昔の感覚でいくと、壊してすぐ処理できるのですけれども、今ほとんどのものが産業廃棄物扱いになりますので、その処分費が一番かかると思っていますので、2棟で150万円ということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（齊藤 實君） 9番、染野光谷君。

○9番（染野光谷君） それで、笑いながらこういうことを言っただけ失礼ですが、それは大変はわかっています。解体の仕事の、今分別するのにいろいろ大変ですけれども、ある程度は、この前も壊して、それもだれが壊してだれがやったというまで知っているのだけれども、あそこは。だけれども、それはいいけれども、自分で持ち出すというつもりで、自分から銭を出して壊してもらおうのだというような考えでもう少し。一つのレールの上を走っていて、ブレーキはくれないのだよというようなやり方ばかりでも困ると思うのだよ。だから、よくだれが入札したか、だれだと。それだって、すぐ横へいってしまうのだから。本当ですよ。請けてすぐ渡してしまって、それでこうだよというような話ばかり聞いていると、本当にそういう、どんなものを壊すにしても何するにしても、もう少し自分でやって、それですぐ下へ出してしまって、それでこうだよあだよとやってすぐあれするのでもちょっと。やっぱり議員やっている、もう大体わかるのです、だれがやってだれがこうだというのが。

だけれども、ある程度は町のほうでも研究して、やるのならやらせてください。あのくらいのなら本当ですよ。職員が、おれがなんて余計なことを言ってもね。本当ですよ。はっきり分けるのはもうわかっています、解体は。だから、少し研究して、町の業者もいるのだけれども、その業者にやってもらって、すぐ下へ出してしまってこうだよあだよなんというのを聞いて、やっぱりおもしろくないよ。議員をしていて、だれがやってこうだよというの、みんな知っている業者だよ、おれもこういうふうに聞いている。それで、こうだよあだよとやっていて、それではあれだから、もう少し研究して。今、最後の2棟だよ、蔵宮も。研究してください。それだけ。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第36号 平成22年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。



◎議案第37号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第7、議案第37号 平成22年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第37号 平成22年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,765万1,000円を追加して、歳入歳出の総額を9億5,156万9,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では前期高齢者交付金、繰越金の増額、一般会計繰入金の減額、歳出は総務管理費、療養諸費、高額療養費、償還金の減額のため、歳入歳出をそれぞれ増加する必要が生じたので、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 議案第37号 平成22年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,765万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,156万9,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、説明書によりご説明いたします。6、7ページをごらんください。最初に、歳入でございますが、款5国庫支出金、項2国庫補助金、目1財政調整交付金の特別調整交付金は、レセプト審査支払いシステム等の最適化に係る分担金分が交付されるものでございます。

次に、款7前期高齢者交付金でございますが、65歳から74歳までの前期高齢者の給付費の財源として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものですが、年間の見込額が決定し追加されることになりましたので、増額をするものでございます。

次に、款11繰入金、目1一般会計繰入金の節3職員給与費繰入金につきましては、この春の職員の人事異動等に伴う職員手当の増額、節6その他一般会計繰入金の財源化医療費繰入金につきましては、前期高齢者交付金が見込みより増加したこと、21年度の療養給付費が見込みより少なく済んだことなどから、前年度繰越金が予算額を大幅に上回ったため、一般会計に繰り戻すものでございます。

次に、款12の繰越金でございますが、21年度の決算額の確定により差額が生じたので、増額を行うものでございます。

続きまして、歳出の補正内容についてご説明いたします。8、9ページをごらんください。最初に、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございますが、節3職員手当等につきましては、職員の人事異動等に伴います職員手当の増額でございます。

節11需用費につきましては、臓器提供意思カード等の購入代でございます。

節13の電算処理料でございますが、会社を解雇されたり雇いどめなどの理由による非自発的失業者の国保税軽減措置に伴うシステム改修、資格証明書交付世帯の高校生世代への短期被保険者証発行システムの

改修、審査支払いシステム最適化に係る被保険者マスター作成対応システム開発等に伴うシステム改修費用でございます。

次の目2 連合会負担金の負担金補助及び交付金でございますが、23年度からレセプトの請求方法が原則電子化されますことから、レセプト審査支払いシステム等の最適化に移行する経費を国保連合会に負担するものです。なお、この負担金につきましては、国庫補助金が全額措置されるものです。

次に、款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費及び目3 の一般被保険者療養費でございますが、当初の見込みより療養給付費及び療養費が増加しており、今後不足が見込まれるため増額するものでございます。

次に、項2 高額療養費の目1 一般被保険者高額療養費でございますが、医療技術の高度化や医療供給体制の充実に伴い高額な医療費が発生し、予算に比べまして今後不足が見込まれますことから、増額するものでございます。

次に、款5 老人保健拠出金、項1 老人保健拠出金、目1 老人医療費拠出金でございますが、社会保険診療報酬支払基金において支払われる75歳以上の加入者等に対する医療費を拠出したしますが、20年3月診療分までの精算金が決定いたしましたので、不足額を増額するものでございます。

次に、款6 介護納付金、目1 介護納付金でございますが、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者の介護保険料が決定いたしましたので、不足額を増額するものでございます。

次に、10、11ページごらんください。款11 諸支出金、項1 償還金及び還付金、目3 償還金でございますが、療養給付費負担金、特定健康診査保健指導負担金や出産育児一時金分担金等でございますが、概算で交付を受けておりますが、21年度の実績に基づきまして国及び県に返還するものでございます。

以上で、今回補正をさせていただきます予算案の説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第37号 平成22年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。



◎議案第38号の説明、質疑、討論、採決



○議長（齊藤 實君） 日程第 8、議案第38号 平成22年度長瀬町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第38号 平成22年度長瀬町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）案の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 万円を追加して、歳入歳出の総額を18万6,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では繰越金の増額、一般会計繰入金の減額、歳出は償還金の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 議案第38号 平成22年度長瀬町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）案につきましてご説明いたします。

老人保健制度につきましては、平成20年 3 月診療分までの制度でございますが、医療費の過年度分の精算等がございますので、今回補正をさせていただくものでございます。

それでは、補正予算書の 1 ページをごらんください。第 1 条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 8 万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18万6,000円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容についてご説明いたします。説明書の 6、7 ページをごらんください。最初に、歳入でございますが、款 4 繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 1 一般会計繰入金の医療費繰入金ですが、前年度の繰越金及び償還金の額が確定いたしましたので、一般会計に繰り戻すものでございます。

次に、款 5 繰越金でございますが、21年度の決算額の確定により差額が生じたので、増額するものでございます。

続きまして、歳出の内容についてご説明いたします。款 2 医療諸費、項 2 償還金、目 1 償還金につきましては、過年度分の精算として、老人保健医療給付費交付金等の返還の必要が生じたので、増額をするものでございます。

以上で今回補正させていただきます予算案の説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第38号 平成22年度長瀬町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）

を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第39号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第9、議案第39号 平成22年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第39号 平成22年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）案の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,632万5,000円を追加して、歳入歳出の総額を5億9,071万7,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では繰越金の増額、一般会計繰入金の減額、歳出は介護保険給付費支払基金積立金、償還金の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 議案第39号 平成22年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,632万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,071万7,000円とするものです。

続きまして、補正予算の内容についてご説明いたします。6、7ページをごらんください。最初に、歳入についてですが、款7繰入金、項1一般会計繰入金の目1介護給付費繰入金から目4その他一般会計繰入金まで、前年度の実績に基づきそれぞれの所要額が確定しましたので、減額するものでございます。

次に、款8繰越金でございますが、同じく前年度の実績に基づき繰越金に差額が生じたので、増額補正を行うものでございます。

続きまして、歳出でございますが、8、9ページをごらんください。款1総務費、款2保険給付費と款4の地域支援事業費でございますが、前年度の実績に基づきまして財源の組み替えを行うものでございます。

次に、款5基金積立金、目1介護保険給付費支払基金積立金でございますが、保険財政の円滑な運営を確保するため、前年度の繰越金のうち償還金等に財源充当した残額を積み立てるものでございます。

次に、10、11ページをごらんください。款6 諸支出金、目2 償還金でございますが、前年度の実績に基づき国、県等の交付金や負担金を返還する必要が生じたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第39号 平成22年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後4時14分

再開 午後4時30分

○議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



#### ◎議案第40号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第10、議案第40号 平成22年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第40号 平成22年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳入の繰越金の増額に伴い、一般会計繰入金を減額しようとするものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 議案第40号 平成22年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はございませんが、21年度の決算額の確定により、歳入の繰越金に差額が生じたので、その分繰入金金の減額を行い、あわせて歳出で財源組み替え等を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたします。6、7ページをごらんください。最初に、歳入についてでございますが、款3繰入金、目1の一般会計繰入金の事務費繰入金を83万4,000円減額し、款4の繰越金を83万4,000円増額するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、款1総務費、項2徴収費、目1徴収費でございますが、予算の増減はございませんが、財源の組み替えを行うものでございます。

以上で、今回補正をさせていただきます予算案の説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第40号 平成22年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第41号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第11、議案第41号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第41号 工事請負変更契約の締結についての提案理由を申し上げます。

長瀬中学校校舎耐震補強及び大規模改修工事の請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について、地域整備観光課長の説明を求めます。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、議案第41号 工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

1、契約の目的は、長瀨中学校校舎耐震補強及び大規模改修工事。

2、契約の方法は、指名競争入札。

3、契約金額は、当初の契約金額が1億3,387万5,000円で、このうち消費税額分が637万5,000円となっております。変更後の契約額は1億5,067万5,000円で、このうち消費税額分が717万5,000円となっております。

4、契約の相手方は、埼玉県本庄市、竹並建設株式会社、代表取締役竹並紀松。

5、施工箇所は、長瀨町大字本野上1035番地1。

6、工期は、契約日から平成23年1月24日となっております。

長瀨中学校校舎耐震補強及び大規模改修工事につきましては、平成22年6月15日に竹並建設株式会社と契約を締結し、鋭意工事を進めてまいりました。

先に現在の状況をお話ししますと、工事の進め方の主眼としまして、夏休みの期間中にあらかたの工事を行い、授業に支障のないよう努めてまいりました。授業が行われる普通教室と職員室は若干の支障はありますが、使用のできる状況で実際に使われ、授業が行われております。また、校舎の国道側に集中しています特別教室につきましては、生徒の進入を遮断し、安全を確保した上で工事を進めている状況です。今後は、授業のない土曜日、日曜日を中心に残工事を進めていく予定ですが、やむを得ない工事については、生徒や先生方の安全に配慮しつつ、平日にも工事を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、議員の皆様には、去る8月10日も工事の途中での工事現場の視察をしていただきました。このため、工事の内容、工事の手法についてはご理解をいただいていると存じます。今回の工事では、先ほど説明したとおり、当初の契約額が1億3,387万5,000円で、変更後の契約額が1億5,067万5,000円で、変更増額は1,680万円となります。このうち消費税額分が80万円となります。工事変更請負については、工事を進めていく中でやむを得ず変更せざるを得ない事由が生じたことなどにより、契約の変更を行うものです。

主な変更内容についてご説明させていただきます。「議案第41号一資料」、この変更工事内容の欄をごらんください。黒字表示が変更前の内容になっており、赤字表示が変更後の内容をあらわしております。耐震補強工事については、社団法人埼玉県建築設計監理協会の既存建築物耐震性能判定委員会の性能判定を、6月8日付で妥当であるとの判定するとの判定票をいただきました。このため、この判定内容に基づいた補強工事を施す必要が生じたため、変更を行うもので、ブレース補強が7カ所から8カ所に、鋼板巻き立て補強が5カ所から2カ所に、鉄骨柱補強が1カ所、RC壁撤去が1カ所、RC壁補強が2カ所を新たに施すとの内容になっております。

大規模改修内装改修工事では、中学校からの要望で下足入れや防球ネットなどの交換を行う予定です。また、外壁改修工事では、実際に現場に入ってみますと、校舎建設から相当な期間が経過し劣化が著しい箇所が多かったため、外壁のクラックや浮きの改修に、当初予定していました数量を超える工事を施す必要がありますので、その分を増加をする予定です。

電気設備改修工事では、空調電源増設改修工事を新たに施し、機械工事では音楽室に空調設備がなく、窓をあけての授業であったため、学校の要望により新たに空調設備を施すものです。

以上、説明をさせていただきましたが、よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） このことについて2つぐらいお聞きをしておきます。

まず、この長瀬中学校校舎耐震補強工事ということで始めたというか、そういう計画を立ててやったわけですけれども、なぜ耐震補強という工事をやるということを見たときに、後から耐震補強が追加が出るというのは、どうも理解に苦しむと。耐震補強ということの目的でやっているのに、やっていったら何か不都合が生じたと。やむを得ない理由でどうのこうのとさっきちょっと言いましたね。そのやむを得ない理由というのは、話の過程をずっと聞いていると、大体の推測は、きのう町長がちらっと言ったので、立つのですけれども、その辺を明らかに説明してください。

それから、下のほうに書いているものは、これは本当のやっているついででどうかしてくださいということなのだと思いますけれども、ここで空調電源増設改修というふうに書いていますが、これは音楽室だけやるのか、それとも全部の教室に電源だけは要するに入れておくのか、このことだけお聞きします。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えします。

耐震補強工事になぜ変更が生じたかのご質問かと思えますけれども、この今回の耐震補強工事と大規模改修工事をどうしても夏休みの期間中に行う必要がありました。今回のこの事業は、前回6月の議会のときにご議決いただきまして本契約を締結したという経緯があります。このときに契約した期日で進めていくのが、ちょうどぎりぎりの日程になったかと思えます。6月15日に契約を締結させていただきました、約1カ月の準備期間を設けていまして、中学校の仮設の工事に入ったのが7月15日というふうに聞いております。その後1カ月半の工事をしまして、ようやく普通教室に目鼻が立ちまして、生徒さんが入れたというふうな状況になっております。

先ほどお話ししましたが、社団法人の埼玉県建設設計監理協会から、これでいいですよというふうな日にちが6月8日に出たというふうなお話をさせていただきましたけれども、この6月をもって準備に入りますと、夏休みの期間中にどうしても工事ができないような状況が想定されましたので、手順としては若干違うところもあったかとは思いますが、今お話ししましたようにどうしても夏休みの期間中に工事をしないと、生徒さんが使えないような状況にもありますので、その辺はやむを得なかったかなという判断をしております。ぜひご理解をいただきたいと思えます。

空調の電源工事を教室のどこまで入れるかというふうなお話ですけれども、一応今のところ普通教室までを含めて予定をしているところです。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 何かちょっと煙に巻かれたような回答が出てきたのですけれども、聞いている人もみんな煙に巻かれていると思います。というのは、耐震補強工事ということなのですから、後から下へ書いているものは本当の追加でもいいと思うのですけれども、仕事のやる順番として、耐震補強のために設計ということをやったわけでしょう。その設計がおかしかったからこうなってしまったのだということになるのか。もう一つは、以前の工事をやったときの図面があって設計をやったのかどうかわかりませんけ

れども、以前の工事が設計の図面どおりにできていなくて、だんだんやっていって見たら、中を分解して  
いって見たら図面と違って、それで追加の補強をせざるを得なかったのか、何かそんなようなニュア  
ンスのことをちょっと聞いたのです。ですから、その辺ははっきりどっちがどうなのだと。逆に設計屋  
さんが図面を見間違っ、それで改修設計が間違っていたのだとすれば、設計屋さんの瑕疵になるわけ  
です。そうすれば、設計屋さんに瑕疵担保責任を負っていただけるということになると思います。この辺は  
どちらなのでしょう。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長、はっきり表示してくれる。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えします。

以前の工事に落ち度があったかどうか、それと設計委託した場合の受託業者に瑕疵があったかどうかと  
のご質問になろうかと思えます。設計委託の業者に瑕疵があったかどうかというところについては、特  
にないというふうに思っております。私のほうで説明不足のところもあったと思うのですが、今回の  
社団法人埼玉県建設設計監理協会とのやりとりは、既に3月の中ほどから、当初設計を予定しました内容  
で調整に入らせていただいております。その後何回かのやりとりがありまして、5月の下旬になります  
けれども、委員さんの先生から、変更後に示させていただきました内容に変更するよう指示が出ておると  
いうふうに、設計委託会社から聞いております。このため、最終的な判定委員会が6月8日に行われまし  
て、変更後の内容で判定を認めるとの内容の書面をいただいているというようなことになっております。  
このため、当初工事執行何い、指名委員会までの間においては、工事の変更前の内容で進めておったとい  
う状況になっております。

あと、以前の工事に落ち度があったかというような内容のご質問ですが、今回の工事の委託する  
際には、図面等設計会社に提示しまして、先ほどお話ししました社団法人埼玉県建築設計監理協会の判定  
をいただいておりますので、当初の設計の図面をもとに補強工事がなされているというふうに考えており  
ます。

以上でございます。



### ◎会議時間の延長

○議長（齊藤 實君） ここで、会議時間を延長いたします。

---

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 何かただいまの説明は、時系列的にきちんと説明がされていない。時系列というこ  
とはわかりますよね、課長。幾月幾日にどこでどういうふうなことを言われてこうなったということで、  
以前この議会で承認するときまでには、そのことは全部わかっていったような話です、今聞いたところによ  
ると。そうでしょう。そのとき何で出さなくて、今になって出すのよと。仕事のやる順番がおかしいので  
はないですかということを、私は言っているのです。だから、そういうやり方でやるのだと、このことを

この議会で論議する時間も損でしょうと。無駄でしょうということだよ。最初から1億5,067万5,000円ですよと、こう言っていれば、それで終わった話だ。だから、そういうのが仕事の改善ができていないから、この紙つくるのだって、それだけ暇かかるわけ。手間、ただではないでしょう。そういうことの仕事の順番が間違っていると、余計なことになって、お金まで余計かかるよと。

これは、今聞いた説明の話を、額面どおりの手形として受け取った話ですけれども、先ほどちらっと裏の話も申し上げましたが、どっちが本当なのか、だれが検証したのかわかりませんが、今さらこれを追及したところで、死んだ子の年を勘定したってしょうがないのだということになるから、言いませんけれども、いずれにしても仕事の順番を間違えて後から余計な仕事を出さないように、きっちり計画を立てて仕事を進めていただきたいというのが、私の言いたいところなのです。そこをよくわきまえて、今後またいろんな仕事があるはずですから、時間的制約がどうのこうのとかそういうふうなことを言って言い逃れをするのではなくて、仕事の計画が間違っていたのなら間違っていたとはっきり言ってもらえばいいのだよ。そういうことです。

以上。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

9番、染野光谷君。

○9番（染野光谷君） この契約したとき企業努力ということで、こんな高い見積もりから、こんないろいろ6社か、あったようですね。それで、契約しました。思い出しました、竹並さん。私が議員になった前の年かな、塚越団地をつくった人なのだよ。竹並さんというのだよ。それで、その当時黒沢孟文町長さんだったのだよ。それで、本庄の飲み屋さんで行き会って、長瀬にいい仕事があるというので、それで塚越団地を請けて、2回目かな、57年だと思うのだよね。私が議員になる前の年だったから。それで、つくった。それで、この建設屋さんを覚えている。なぜかといったら、これは今度の予算にもあるけれども、渡辺さんが理事長しているたけのこ、これも竹並さんなの。二十数年ぶりに竹並さんという方がこれが出てきて、中学校の耐震のこの仕事をしたわけなのです。ああ、なるほどなと思いました。

私がなぜ言うのかは、この前小学校のとき、町長、よく聞いてください。寄居建設がやって、その次また寄居建設。それで、一度はこういうことは追加で、そのときも追加だったね、小学校のときも。それで、今度またなの。町長、よく聞いてください。町長に私はよく聞いておきたいのだよ。それで、確かに竹並さん、本当にしてくれるよというので、この契約してくれたと思うのです。それで、後になったら、小学校のときと同じように、また次を追加だと。どうも納得がいかないのだよ。こんなおかしい。1度ならいいよ。渡辺さんではないけれども、さっき土地の問題で2回続けて同じようなことがあると、幾らおとなしい9番議員でも黙ってられない。ある程度はこれは聞かなければ、帰れないです、うちへ。本当に帰れなくなってしまいます。こんなものでは、小学校のときと同じようなことやって、そのときは寄居建設でこうだあだ。そのときは私も黙って、今度は竹並さんも本当にしてくれるというつもりでやったらしい。こういうふうに大体想像で。また二度と同じようなことがあるというのは不思議でならない。

それで、この中学校も、長瀬中学校をつくったとき、孟文さんのときなの。私も知っているのです、寄居にいて。それで、熊谷組がつくって、けんかもしたことがあるの、向こうの土方と。それで、この中学校は思い出があるのです。それで、初めから欠陥の中学校だというので、いろいろ屋根の雨漏りだこうだといって、それで大事な命を守る。この耐震で姉齒なんというのが騒いで、それでこういうふうな公共施設に国から補助金をもらうようにしてもらって、こういうふうになったことはありがたい。若い命を守る。



そのためには、こういう耐震でやってくれる。ありがたいなと思ったのです。ありがたいなと思った後にまた追加では、同じようなことでは黙ってられないです。私も、たまに出てきてこういうことを言ったのでは失礼だけれども、本当だよ。町長、本当に町長から答えもらわないと、本当ですよ。だから、この耐震、本当に関口委員長のととき一生懸命耐震騒いだ。これが実現して小学校もこうなった、中学校なったとって、ありがたいですよ。これを竹並さんはこうだといって、それで途中からまたこうだよなんてわけわからないことを書いてあったって、ちっともわかるわけないのだよ。

だから、町長に伺いますけれども、小学校のときはこれはしょうがない。もう過ぎてしまったから。それで、今度の中学校のこれの追加というのを、町長は本当だよ、町長になる前は、議員しているときは、これはなかなか町民のためを思っているのだなと思ったけれども、町長になったら本当だよ。今の民主党の党首の菅と同じだ。野党のときのほうがすばらしかったと思うよ。今はどうしようもない。自分でやっていること、うまいことを言っただけは、そのままするする、するするでは。町長にちょっと聞くと。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 議員としての発言は重く受けとめさせていただきます。第一小学校の追加工事につきましては、私が現場を見に行ったときに、現場が床、廊下、そういうものが最初の工事の中に入っていないということを教育委員会のほうから聞かされました。子供の一番大切なところ、廊下、それから教室の床をちゃんとやって初めて工事ではないか。それは、2次工事ということではなくて、追加してやりなさいという話は申し上げて、70%だか何かの請負率をそのまま続けていただいて、寄居建設が請けていた、そういう事実がございます。いかにも今の話を聞いていると、私が裏で動いていたというような話がありますが、裏で動いていたということは全くありませんで、そういう状況を私は子供のためにやる耐震工事だから、子供が一番住みいいような教室をつくりなさいと、工事をしなさいということを申し上げたわけでありまして。それ以外の何物でもない。

それから、今度中学の場合は、先ほど熊谷組がどうこうという話がありました。その話も私も聞いています。現場を監督する役場の職員から、現場を見せてもらいながらいろいろ聞きました。天井裏をはがしたら、いろんなふぐあいが出てきた。それをそのまま天井を隠してしまっただけから、やっぱり今染野議員からおっしゃるような子供の安心、安全を守るのは我々の責任だから、そういうところについても、設計になかったことについても、それを今度の工事でちゃんと直すほうがいいだろうということを考えてやりますと。それには補正のお金がかかりますという話を聞きました。それは、当然そのまま天井ふさいでしまえば、見えないところを見えなくしてしまえば、そのまま済む。だけれども、それでは子供のためにならないから、第一小学校と同じ理屈です。それをやってくださいというお願いが、今後の1億三千幾らから1億5,000万円になったということで、私がいかに裏で動いているというような発言は、非常に私としては心外であります。

私は、そういう子供のために、学校の建物をしっかり守るための工事をやってもらうためには、そういうことが必要だ。子供の学びやが、床がちゃんと直してもらったり、廊下をちゃんと最初に直してもらって、子供がそこで気持ちよく勉強するための施設をつくるのだから、そういうふうにやってくださいというお願いをしたわけでありまして。それ以上のものでもないし、それ以下のものでもありません。

○議長（齊藤 實君） 9番、染野光谷君。

○9番（染野光谷君） せっかく仕事、耐震でちゃんと行政に渡して仕事をやるのに、後になって気がついた。子供がこれなら危なかった。それで、また追加なんというのは、町長だけの頭を持っていけば、はっ

きり言ってそんなことは先を読んで幾らでもできます。後になって気がついた、子供が危ないなんといっ  
て追加なんか、こんなのは本当におかしくてしょうがない。それだから、本当に自分で、町長も企業やっ  
て仕事やったりいろいろこうだあだしてやっているのだから、自分で出す気になって、その気になれば  
わかるのではないですか。そのくらいはわかるでしょう。仕事をやって、例えば野口さんちの仕事をした。  
いろいろ私も同じような仕事をした。それで、町長だけこうだよと気がついて頭が回って、それだけ気が  
つけば、この仕事だってこの校舎をつくるにしても、小学校にしても中学校にしてもわかります。後から  
になって何か忘れ物したとって追加では、補正これで。別に反対も何もない、どうだというのではない  
けれども、本当だよ、もう少し。

昨日、民主党の党首決まったよ。野党のときの菅ならいいけれども、町長は町長になったらではないの  
だよ。町長になったら、まるっきりだめになってしまったのと同じようなもので、これはいろいろなこと  
を教えているかしのれない、職員にも。それはわかるけれども、もう少し頭が回る人なのだから、わかるわ  
けだ。疑いではないよ。疑いたくなるよ。おかしくなるよ、だれだって。竹並さんというのだからどうい  
う、知っていますよ。聞いていますよ。聞いていますけれども……

○議長（齊藤 實君） 染野議員に申し上げますが、余り言葉を気をつけてください。

○9番（染野光谷君） だけれども、町長を疑いたくなるよ。おかしいよ。竹並さんはどうであっても、こ  
れをおとなしく黙っている。大澤芳夫さんではないよ。だから、何かを言ってくるとか、またこの前のと  
きと同じように、案の定また言ってきたなと思ったけれども、竹並さんはどうだか、それは知らない。本  
当ですよ。おかしい話。45件入札の仕事があって、一番大きな仕事だ。これだけの仕事はもうない、町長、  
あなたが現職でやっているうちは。はっきり言って、ないから。まゆ毛湿してやってくださいよ。終わる、  
これは。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第41号 工事請負変更契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第42号の説明、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第12、議案第42号 長瀬町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。  
事務局長に議案の朗読をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（齊藤 實君） 提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第42号 長瀬町教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

教育委員福島博氏の任期が平成22年9月30日で満了となるので、後任として西裕司氏を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、これより議案第42号 長瀬町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり同意されました。



#### ◎経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（齊藤 實君） 日程第13、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



#### ◎閉会について

○議長（齊藤 實君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



### ◎町長あいさつ

○議長（齊藤 實君） 閉会に当たり、町長より発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 一言ごあいさつを申し上げます。

皆様には大変お忙しい中ご出席をいただき、慎重なご審議の結果、原案のとおり議決をいただきましてまことにありがとうございました。これらの審議の過程で出てまいりましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、前向きに対応していきたいと考えております。

近年は、異常気象による大雨などにより、どこで災害が起きても不思議ではない状況でございますが、町民の安心、安全を第一に考え、災害等が発生した場合には、素早い対応をとってまいりたいというふうと考えております。

また、21日からは秋の全国交通安全運動が始まります。交通事故に遭わないよう、また起こさないよう十分注意していただきたいと思います。

さて、これから秋本番を迎え地域での行事も多くなり、敬老会、消防団特別点検など、皆様のご協力をお願いすることもございますが、よろしくお願いを申し上げます。夏の疲れから、体調を崩しやすい時期でもございますので、皆様にはくれぐれもご自愛いただき、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、9月定例会の閉会に当たりましてのごあいさつといたします。

それでは、2日間にわたり大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。



### ◎閉会の宣告

○議長（齊藤 實君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、町政当面の諸議案を審議いたしました。議員各位のご精励により、付議されたすべての議事が終了し、閉会できますことに感謝を申し上げる次第でございます。

また、町長を初め執行部各位におかれまして、常に真摯な態度をもって審議に協力されましたご苦勞に対し、深く敬意を表します。

以上をもちまして、平成22年第3回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後5時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年12月 6日

議 長 齊 藤 實

署 名 議 員 野 原 武 夫

署 名 議 員 新 井 利 朗

署 名 議 員 大 澤 夕 幸 江